



ROKIN DISCLOSURE

北海道労働金庫 ディスクロージャー誌 **2025**

ろうきんは、1951年に誕生して以来、いつもはたらく人に寄り添い時代の変化とともに、住宅や教育の資金、資産形成など、はたらく人の多様なニーズに応じてまいりました。

会員・地域・利用者とのつながりを大切に、はたらく仲間の生活を守り、支え、応援する。「はたらく人たちのために」という想いが脈々と受け継がれ、今日のろうきんを築き上げてきたのです。

環境が変わり続けるいまの時代だからこそ、わたしたち自らも変革し続けながら、一人ひとりに寄り添い、ともに暮らしを考え、人々が支え合う共生社会を目指してまいります。

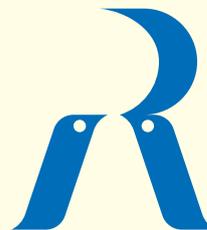
いつも、あなたのそばにいる
「ベストバンク」であり続けたい
そこに、選ばれる理由がある
“だから ろうきん”

北海道ろうきんの概要

名 称	北海道労働金庫
所在地	札幌市中央区北1条西5丁目
設立	1951年5月19日
代表者	理事長 杉山 元
常勤役員数	705人
店舗数	37店舗（出張所・仮想店舗含む）
出資金	32億円
団体会員数	2,525会員
間接構成員数	415,508人
預金残高	1兆893億円
貸出金残高	8,667億円
自己資本比率	9.16%
開示債権比率	0.64%

※各種数値は2025年3月末現在

シンボルマーク



〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさを表すと同時に、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労金運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。シンボルマーク・カラーはブルーです。〈ろうきん〉ブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには、〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。



ごあいさつ

理事長 杉山 元

平素より、私ども北海道労働金庫に対して、格別のお引き立てを賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、日本および北海道の経済は、緩やかな回復基調との全体感が示されている一方で、不安定な世界情勢や物価高騰、金利のある世界の定着などにより、先行きが見通しづらい環境といえます。

このような環境下で遂行してきた2024年度は、長期ビジョン(～2024年度)・中期経営計画(2022～2024年度)の最終年度として、「会員・地域・利用者とのつながりによる『しあわせの循環』の創造」の実現に向け、「共生社会の実現と健全経営の維持」をコアバリューに捉えた取組みを展開しました。その結果、会員・推進機構と一体となった運動展開や預金・貸出金等の計数実績において計画水準を超過する成果を上げることができました。

さて、2025年度から新たな経営計画である「長期ビジョン(～2035年度)」・「中期経営計画(2025～2029年度)」がスタートしました。これらの新経営計画では、前回長期ビジョンのキーワードであった4つの環(会員・地域・利用者・ろうきん内)を踏襲するといった考えのもとに、長期ビジョンにはろうきん理念に記載の「ろうきんは働く人の福祉金融機関」や「共生社会の実現に寄与する」との想いを込め、「未来の共生社会をきづく、はたらく人のベストバンク」を掲げました。共に運動を進めていただいております会員・推進機構の皆様と想いを共有しながら、各種取組みを進めてまいります。

なお、国連は2025年を2012年に続く2回目の国際協同組合年に決めました。国連決議(2023年12月)では、協同組合に対する理解を高めるため、すべての加盟国・国連・その他すべての関係者が国際協同組合年を活用することを促すとともに、協同組合の持続可能な取組みやすべての人が参加できる社会づくり(金融包摂・社会的包摂)への貢献に対する支援を求めています。

当金庫もこれらの動きに連動し、持続可能な地域のより良い暮らしや様々な課題解決に向けた取組みに、金融面から積極的に参画していく所存です。

結びとなりますが、当金庫の経営方針や事業の状況をご案内するため、ここに「北海道労働金庫ディスクロージャー誌2025」を作成いたしました。多くの皆様にご高覧いただき、当金庫に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

2025年7月

C O N T E N T S

ごあいさつ	1
ろうきんの理念	
ろうきんの理念と基本姿勢	2
北海道ろうきんの概要	
2024年度トピックス	4
2024年度業績ハイライト	6
長期ビジョン(～2035年度)・中期経営計画(2025～2029年度)の概要	8
つなぐプロジェクト for SDGs	9
2025年度事業計画	10
2025年度事業計画における	
リスクアペタイト	11
社会的責任と貢献活動	12
北海道ろうきんの健全性・安全性	21
リスク管理体制	22
コンプライアンス態勢	25
マネー・ローダリングおよび	
テロ資金供与対策	27
お客様本位の業務運営に関する	
取組方針・取組状況	28
業務の適正を確保するための体制・運用	
状況(内部統制システム)	30
営業のご案内	
預金商品・資産運用商品のご案内	32
融資商品等のご案内	34
各種サービス・業務のご案内	36
主な手数料一覧	38
プロフィール	
北海道ろうきんの組織	40
あゆみ	41
ネットワーク	
北海道ろうきん店舗・自動機一覧	42
財務データ	
財務諸表	44
資産内容の開示	50
経営指標	52
預金に関する指標	53
貸出金等に関する指標	54
有価証券に関する指標	55
その他業務	56
出資金・	
常勤役員一人当たり・店舗当たり預金・貸出金	57
連結情報	58
自己資本の充実の状況	64
索引	
開示項目一覧	82

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる
社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

〈1997年5月16日 全国労働金庫協会 1996年度第12回理事会で決定〉

》》ろうきんの基本姿勢～ろうきんは「はたらく人」たちの金融機関～

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っ
てつくった協同組織の金融機関です。働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりを目指
しています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されていま
す。会員は平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営に参画し、会員自らの活動と
協同組織の運動を進めています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。
しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預りした資金は、住宅や車の購入・教育・
結婚資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

》》ろうきんの事業運営3原則

非営利の原則

直接奉仕の原則

政治的中立の原則

ろうきんの目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行と明確に区分されています。また、ろうきん
は労働金庫法に定められた目的や原則に基づいて事業方針等を策定し、さまざまな施策を実施しています。

労働金庫法

(目的)第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団
体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上
に資することを目的とする。

(原則)第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事
業を行つてはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

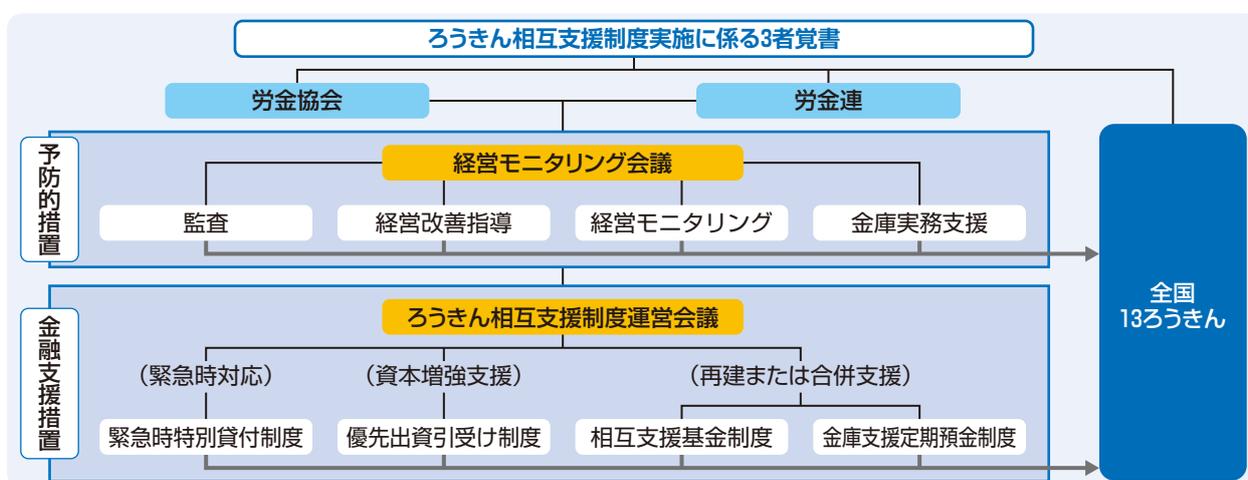
ろうきんの理念と基本姿勢

》ろうきん業態セーフティネット

ろうきんでは、業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会(労金協会)に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査(金庫の業務執行や財務状況等についての監査)と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置(経営改善指導等)が講じられる仕組みとなっています。

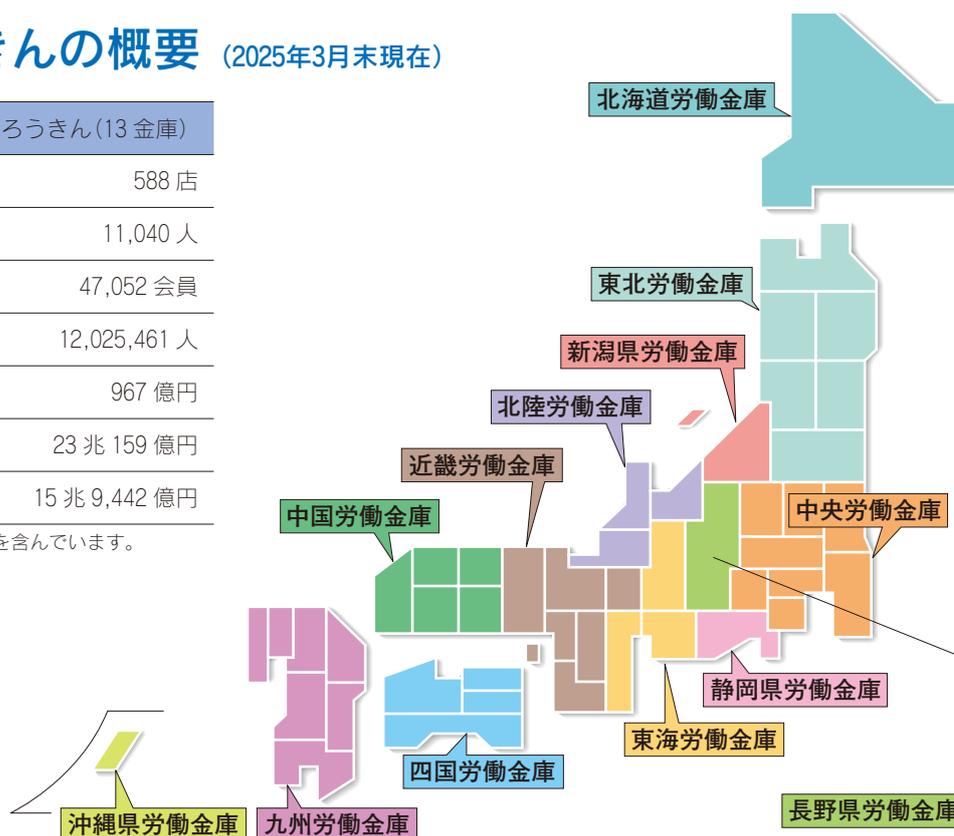
第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会(労金連)が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営を支援します。



》全国ろうきんの概要 (2025年3月末現在)

	全国ろうきん(13金庫)
店舗数	588店
常勤役員数	11,040人
団体会員数	47,052会員
間接構成員数	12,025,461人
出資金	967億円
預金残高	23兆159億円
貸出金残高	15兆9,442億円

※預金残高には譲渡性預金を含んでいます。



2024年度トピックス

2024年

4月

- 「退職者専用特別定期預金 リラックス」における「家族プラン」の取扱開始(4/1)
- 「2024 Young pack(ヤングパック)キャンペーン」(4/1～2/7)
- 「ろうきん住宅ローン【ゼロカーボンプラン】(ZEH水準以上の省エネ住宅に係る住宅ローン新規金利の引下げ)」取扱開始(4/8)
- 日曜ローン相談会(5月・11月・1月を除き翌年3月まで月1回実施) ※
▽日曜ローン相談会開催店舗全てにてZoomを活用したWEBオンライン相談を開始

5月

- 「支払うお金を使えるお金に！借換応援キャンペーン」(5/1～10/31)
- コープ×北海道ろうきん「2024キャンペーン」(5/1～12/30)
- 「Hokkaido海のクリーンアップ大作戦！」参加(5/15)

6月



- 「2024サマーキャンペーン」(6/3～7/31)

7月

- 苫小牧支店が新店舗に移転(7/16)
- 「第40回ろうきん機関紙コンクール」開催(7/17)

9月

- 大学生協×ろうきん「口座開設キャンペーン」(9/2～3/31)
- 厚生労働省より優良な子育てサポート企業として「プラチナくるみん」認定(9/13)



10月

- 「ろうきんAPP(アップ)キャンペーン」(10/1～1/31)

11月

- 「2024ウィンターキャンペーン」(11/1～12/30)

12月

- 「ことら送金サービス」利用開始(12/18)

2025年

1月



- スポーツ庁より「従業員の健康増進のためのスポーツ活動」の支援や促進を積極的に取り組む企業として「スポーツエールカンパニー2025」認定(1/31)

2月

- 「轟ローン発売開始35周年記念キャンペーン」および無担保ローンにおける新規金利の引下げを実施(2/3)

3月

- 経済産業省が推進する健康経営度調査において、健康経営優良法人に継続認定(3/10)

※ローンプラザ・札幌平岡支店は毎週、札幌西支店・札幌麻生支店は隔週開催(年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等を除く)

2024年度トピックス

「退職者専用特別定期預金 リラックス」における「家族プラン」の取扱開始

ご退職を迎えられた方専用の定期預金「リラックス」について、新たにリラックスを預入頂いた家族の方もご利用いただける「家族プラン」の取扱いを開始しました。

ご退職を迎えられたご本人だけではなく、配偶者やお子さま、お孫さま名義でもご利用いただけます。ぜひ家族プランを併せてご利用ください。



厚生労働省より優良な子育てサポート企業として「プラチナくるみん」認定

2024年9月13日付で、次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」企業の認定を受けました。当金庫では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、さらなる取組を進めてまいります。



「轟ローン発売開始35周年記念キャンペーン」を実施



1990年より発売開始した「轟ローン」ですが、これまでの皆さまからのご好評のおかげもあり、発売35周年を迎えることが出来ました。

今後も車の購入だけではなく、修理や車検等の費用が必要な際は、ぜひ轟ローンのご相談をご検討ください。また、今後とも末永くご愛顧頂きますよう、よろしくお願い申し上げます(好評につき、第二弾キャンペーンも実施しています)。

ワーカーズコープ・センター事業団北海道事業本部との相互連携協定の締結

2025年2月18日、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団北海道事業本部と「相互連携協力の推進に関する協定書」を締結しました。

相互に協力可能な分野における連携・協力を行うことで、持続可能な共生社会の実現に向けた取組みを展開するとともに、労働者が地域で安心して働き続けることができる社会の実現をめざします。



経済産業省が推進する健康経営度調査において、健康経営優良法人に継続認定

経済産業省が実施(日本健康会議が認定)する「健康経営優良法人2025」の継続認定を受け、今回で3年連続の認定となりました。

引き続き、職員一人一人が心身ともに健康で、いきいきと働くことのできる職場づくりに向けて各種取組みを進めてまいります。



2024年度業績ハイライト

≫ 会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員数は、労働組合の組織改編や解散等により、前期末から34会員減少し2,525会員となり、団体会員を構成する間接構成員は、684人減少し415,508人となりました。出資金の期末残高は前期末から4百万円減少し、32億37百万円(単位未満切り捨て、以下同様)となりました。

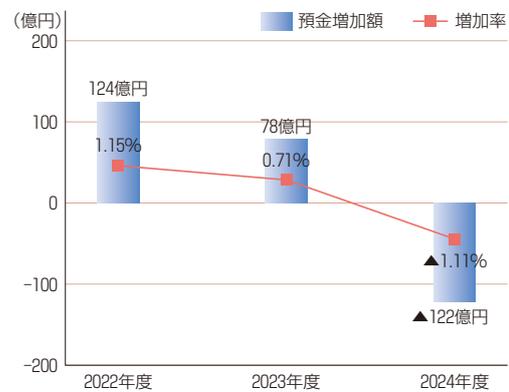
■団体会員・間接構成員数と出資金の推移

	2022年度末	2023年度末	2024年度末
団体会員(会員)	2,584	2,559	2,525
間接構成員(人)	417,484	416,192	415,508
出資金(百万円)	3,246	3,242	3,237

≫ 預金(預金積金・譲渡性預金)

預金は、期中122億円減少(増加率△1.11%)して、期末残高は1兆893億円となりました。このうち個人預金は期中132億円減少(増加率△1.29%)して、期末残高は1兆75億円となりました。また、団体預金は期中10億円増加(増加率1.26%)して、期末残高は817億円となりました。

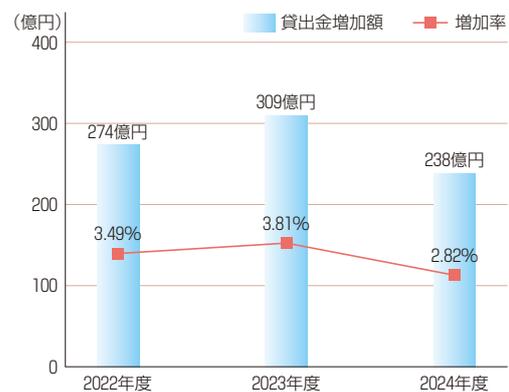
■預金の増加額・増加率の推移



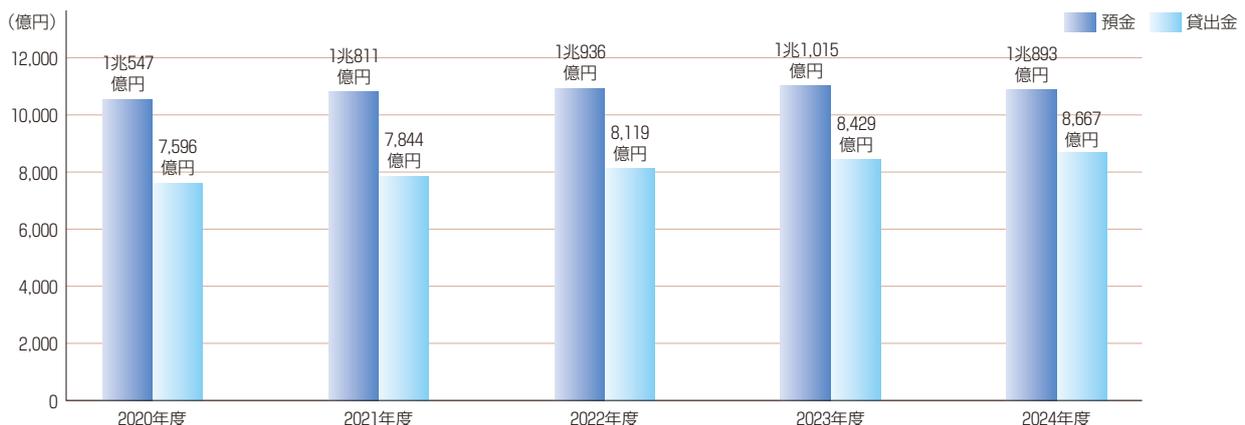
≫ 貸出金

貸出金は、期中238億円増加(増加率2.82%)して、期末残高は8,667億円となりました。このうち個人向け貸出金は期中236億円増加(増加率2.82%)して、期末残高は8,597億円となりました。また、団体向け貸出金は期中2億円増加(増加率2.95%)して、期末残高は70億円となりました。

■貸出金の増加額・増加率の推移



■預金・貸出金の残高推移



2024年度業績ハイライト

➤ 収支

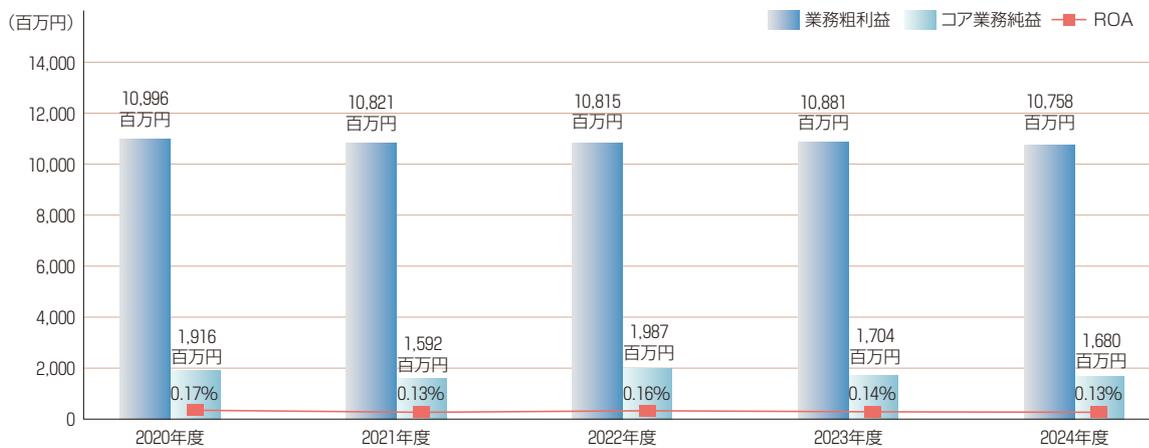
資金運用収益については、貸出金平残の増加や余裕金利回の上昇により、前期に比べ650百万円増加(増加率4.94%)しました。

資金調達費用については、預金について平残は減少したものの、利回りの上昇により、前期に比べ525百万円増加(増加率231.44%)しました。

経費については、初任給の引上げ及び春闘ベースアップなどにより、前期に比べ31百万円増加(増加率0.34%)しました。

以上の結果などにより、税引前の当期純利益は187百万円減少(増加率△11.28%)の14億73百万円となり、法人税等を差し引いた税引後の当期純利益は前期に比べ72百万円減少(増加率△6.07%)し、11億13百万円となりました。

■業務粗利益・コア業務純益・ROAの推移



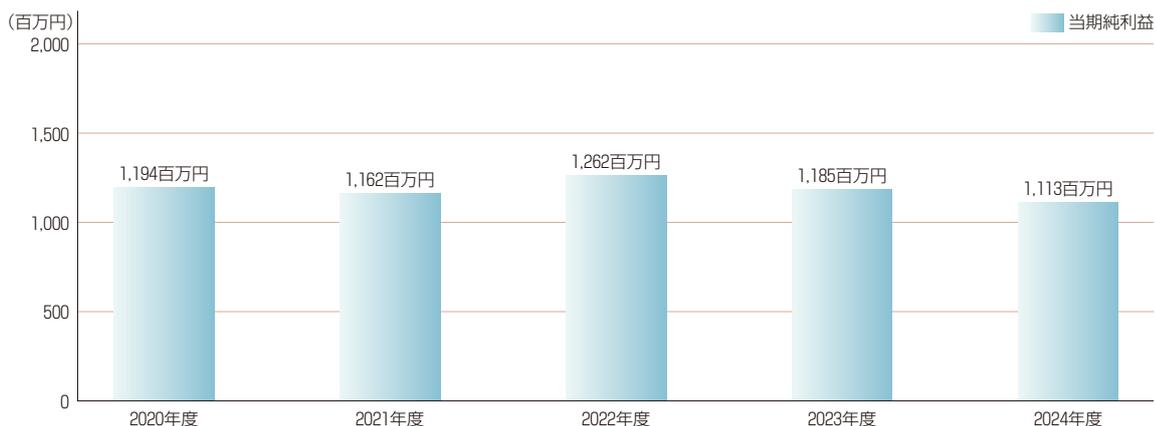
※**業務粗利益**とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」を合計したもので、**金融機関の基本的な業務の成果を示す指標**です。

※**コア業務純益**とは、業務粗利益から「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除した業務純益を基にした利益指標です。貸倒引当金繰入額を控除する前の業務純益から、債券関係損益を控除して算出し、**一時的な変動要因に左右されない指標**として広く利用されています。

※**ROA(総資産利益率)**とは、総資産に対する利益の割合で、**資産をどの程度効率的に利用しているかを示す指標**です。数値が大きいかほど収益性が高いことを示しており、本書ではコア業務純益をベースとした数値を記載しています。

$$ROA(総資産利益率) = \frac{\text{コア業務純益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

■当期純利益の推移

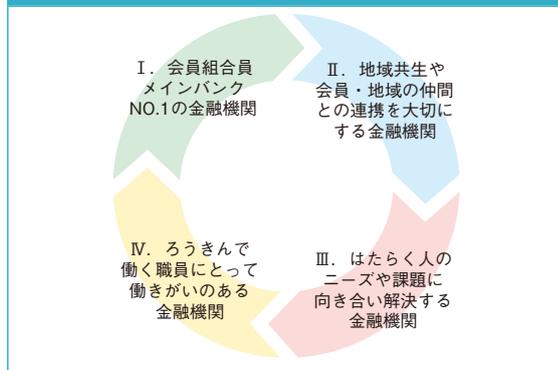


長期ビジョン(～2035年度)・中期経営計画(2025～2029年度)の概要

長期ビジョン

～未来の共生社会をきずく、はたらく人のベストバンク～

基本方針



ビジョンに込めた想い

- ろうきんは、はたらく人の福祉金融機関であり、共生社会の実現を目指すことを目的としています。
- 社会環境の変化とともに、はたらく人の課題やニーズも変わっていくが、ろうきん創立からの変わらぬ想いを会員・役職員が共有する価値観として大切にします。
- そして、ろうきんが「はたらく人のベストバンク」として存在できるよう、時代やはたらく人の変化に合わせて自ら変革を続けます。

中期経営計画(2025～2029年度)

ファーストステージ

長期ビジョンの達成に向け、大きなイベントである2030年オール・ワンシステム更改(2030年1月)やSDGsのゴールとなる2030年をマイルストーンに設定し、中期経営計画を2029年度までの「5年間」とすることで、経営課題解決に向け一貫性のある取組を実現します。

また、2か年経過時に中間総括を行うことで環境変化への対応や長期間の設定による形骸化を防ぎます。

中期経営計画(2025～2029年度)「ファーストステージ」

フェーズ1:2025～2026年度(2025年4月～2027年3月) フェーズ2:2027～2029年度(2027年4月～2030年3月)
※中間総括を2026年度に実施

2 重点戦略

長期ビジョンで目標とする「はたらく人のベストバンク」を目指すため、「ファーストステージ」において金庫が果たすべき役割として、3つの重点戦略を設定します。

重点戦略	ろうきん利用者の取引を深める取組み ～はたらく人・地域の仲間の取引深耕、会員における組合員の労金利用の推進～
	生涯にわたって持続可能な資産形成の支援 ～はたらく人・地域の仲間の資産形成、会員における組合員の資産形成の取組み～
	ニーズに応じた利便性の高いチャネルの提供 ～会員・はたらく人・地域の仲間の利便性向上、職員事務の効率化～

3 個別課題

長期ビジョンの実現に向けて各基本方針に沿って以下の個別課題を設定します。

基本方針	I. 会員組合員メインバンク No.1の金融機関	個別課題	1. 会員との協働
	II. 地域共生や会員・地域の仲間との連携を大切にする金融機関		2. 活力ある推進機構
	III. はたらく人のニーズや課題に向き合い解決する金融機関		3. 生活応援運動による組合員への徹底サポート
	IV. ろうきんで働く職員にとって働きがいのある金融機関		4. ソーシャルセクターとの連携
			5. 地域の課題解決に向けた役割発揮
			6. はたらく人のニーズや課題に合った商品・サービスの提供
			7. 知る活動・知ってもらう活動
			8. DXの推進と適切な事業運営の実践
			9. 経営管理態勢の強化
			10. 理念の実践に取組む‘ひと’と‘組織’づくり
			11. 事業用不動産投資の検討

4 評価指標

5年間の到達度を評価する指標として、以下の6つの指標に計画値を設定します。

	2029年度目標	2024年度実績
総預金残高	1兆1,000億円以上	1兆893億円
総貸出金残高	8,600億円以上	8,667億円
当期純利益	1,500百万円以上	1,113百万円
コア業務純益	2,000百万円以上	1,680百万円
自己資本比率	9.00%以上	9.16%
OHR	83.00%未満	84.59%

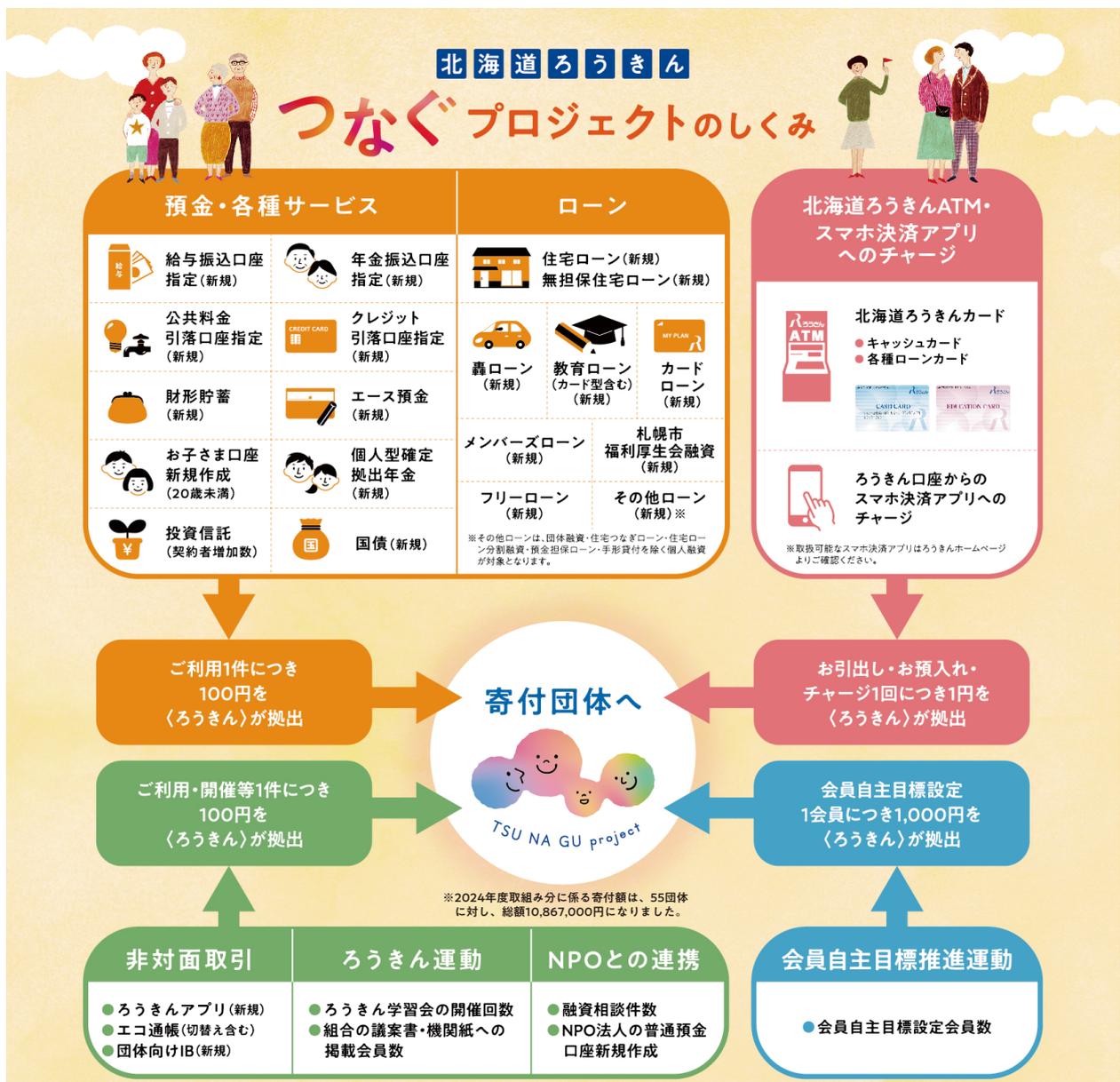
つなぐプロジェクト for SDGs

ろうきん運動・取引拡大プロジェクト〈つなぐプロジェクト〉とは

「つなぐプロジェクト」は、会員・推進機構と〈ろうきん〉が一体となって、地域における共生社会の実現をめざす取り組みです。

本プロジェクトは、取組み項目を件数目標として見える化し、会員が自主目標として設定・推進することにより、ろうきん運動の更なる活性化を図ります。

その営みを通じて、会員における福利共済活動の充実を図るとともに、ろうきんの「会員組合員メインバンクNo.1」の実現を目指します。



2025年度事業計画

2025年度は長期ビジョン・中期経営計画(2025~2029年度)の初年度として、中期経営計画の個別課題と平仄を合わせた施策概要・具体的施策を設定し、取組みを展開します。

》 施策概要・具体的施策

	中期経営計画(個別課題)	2025年度事業計画
個別課題	1. 会員との協働	○「つなぐプロジェクトfor SDGs」の浸透による基盤・利用者の拡大 ○ろうきん運動取組みへの支援 ○会員事務負担の軽減支援
	2. 活力ある推進機構	○各級推進機構とろうきんの連携強化 ○ナショナルセンター・労福協・退職者団体および労働福祉事業団体等との連携
	3. 生活応援運動による組合員への徹底サポート	○生活設計運動の取組み ○生活改善運動の取組み ○生活防衛運動の取組み
	4. ソーシャルセクターとの連携	○協同組合組織との連携 ○中間支援組織との連携 ○NPO・ワーカーズコープとの連携
	5. 地域の課題解決に向けた役割発揮	○社会貢献活動による支援 ○金融リテラシーの醸成 ○自治体・地域の団体との連携
	6. はたらく人のニーズや課題に合った商品・サービスの提供	○はたらく人にとって魅力のある商品・サービスの提供 ○相談態勢の充実 ○キャッシュサービス・WEB・スマホ機能の充実 ○世代別ニーズへの対応
	7. 知る活動・知ってもらう活動	○ろうきんを知ってもらう取組み ○既利用者の取引深化に向けた取組み
	8. DXの推進と適切な事業運営の実践	○DX・BPRの推進 ○基幹系システム更改への対応 ○3つの視点(利用者・競合他行・ろうきん)による価格設定の継続 ○収支改善の取組み ○余裕金運用のパフォーマンス向上
	9. 経営管理態勢の強化	○事業運営3原則に準拠した事業運営と内部統制機能の充実 ○RAF等を活用したALM・リスク管理運営の向上 ○顧客保護等管理態勢の向上 ○金融犯罪対策の強化 ○オペレーショナルリスク管理の向上 ○環境変化に応じた監査態勢の高度化 ○情報セキュリティや自然災害対策等の危機管理態勢の向上
	10. 理念の実践に取組む‘ひと’と‘組織’づくり	○コンプライアンスを重視した経営と健全な組織風土・文化の構築 ○全体最適な組織・人員体制の構築 ○店舗運営・営業支援態勢の構築 ○健康経営の推進に向けた取組み ○人材育成の充実 ○表彰制度の見直し
	11. 事業用不動産投資の検討	○事業用不動産中長期計画に基づいた施策の検討・実施

》 計数計画

2025年度における各事業の成果を評価する指標として、以下の計数計画を設定します。

	2025年度計画	2024年度実績	差	中計最終年度目標
総預金残高(億円)	10,895	10,893	2	11,000
うち個人預金残高(億円)	10,144	10,075	69	
総貸出金残高(億円)	8,729	8,667	62	8,600
うち個人貸出金残高(億円)	8,660	8,597	63	
当期純利益(百万円)	749	1,113	△363	1,500
コア業務純益(百万円)	998	1,680	△681	2,000
自己資本比率(%)	9.00	9.16	△0.16	9.00
OHR(%)	90.49	84.59	5.90	83.00

(※1) 新規個人融資は、有担保ローン620億円、無担保主要3商品203億円を計画します。

(※2) 預貸金の平均残高は、預金10,981億円(67億円減少)、貸出金8,695億円(160億円増加)を計画します。これにより、預貸率は、期末残高80.12%、平均残高79.17%を計画します。

(※3) OHRとは業務粗利益に対する経費の割合を表し、効率性を示す指標の一つです。OHRが低いほど効率性が高いことを示しています。

$$\text{OHR(業務粗利益経費率)} = \frac{\text{経費}}{\text{業務粗利益(コア業務純益+経費)}} \times 100$$

2025年度事業計画におけるリスクアペタイト

≫ リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)

「リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)」とは、会員・利用者の皆様へ最適な商品・サービスを提供するとともに、事業計画達成のために必要なリスクの種類と水準を適正に設定するため、リスク・リターンをモニタリング・分析を行いながら、収益・リスク・自己資本のバランスの最適化を図っていく取組みです。

当金庫では、これからも会員・利用者の皆様に安心してご利用いただけるように、本取組みを行ってまいります。

≫ 2025年度事業計画における リスクアペタイト・ステートメント(RAS)

「リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)」の取組みを明文化したものを「リスクアペタイト・ステートメント(RAS)」といい、以下のとおり定めます。

1. リスクアペタイト指針

ろうきんの理念「ろうきんは誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます」を実現するために、会員の皆様に安心していただける健全性を保ちつつ、適度なリスクをとって必要な範囲で収益を高め、健全経営に努めます。

2. リスクアペタイト方針

会員・顧客のニーズを踏まえた生活設計運動、可処分所得向上運動等による生活改善運動、多重債務等に対する生活防衛運動を展開するなかで、事業計画達成に必要な預貸金での信用リスク(与信信用リスク)、および金利リスクを取得していくことで、住宅ローンやカードローン・無担保ローンの伸長を図るとともに、収益・リスク・自己資本の最適化を目指します。

なお、余裕金運用での金利リスクについては、運用利回りの改善や事業計画達成に必要な範囲で不足分を補う調整弁として取得することとします。

3. リスクアペタイトの指標

リスクアペタイト方針に基づき、以下のとおり指標を定め、モニタリングのうえ取組みを展開します。

(1) リスクアペタイト指標(KRI) (注1)

区分	リスクアペタイト指標(KRI)
金利リスク	Δ EVE / 自己資本(注2)
与信信用リスク	代位弁済率

(2) 関連指標(KPI) (注3)

項目	
健全性	自己資本比率
収益性	当期純利益
	ROA(総資産利益率)(注4)
	OHR(業務粗利益経費率)(注5)
成長性	総預金残高
	総貸出金残高

(注1) Key Risk Indicator: 重要リスク指標。リスクアペタイトとして設定するリスクの種類と水準を指します。

(注2) 金利ショックに対する経済的価値の減少額について計測されるものであり、経済的価値が減少する場合はプラスで表示します。

(注3) Key Performance Indicator: 重要業績評価指標。組織の目標達成度合いを定義する補助となる計量基準群であり、RAFでは主に財務に係わるリスクアペタイトでのリターン指標を指します。

(注4) 保有する総資産を使ってどれだけの収益を上げたかを示す指標です。

(注5) 効率性を示す指標の一つで、営業経費の業務粗利益に対する比率をいいます。本数値が低いほど効率性が高いことを示しています。

社会的責任と貢献活動

》《北海道ろうきん》SDGs達成に向けた取組み

■「SDGs」とは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット(個別目標)で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



■ろうきんとSDGs

《ろうきん》は創立以来、一貫して勤労者に寄り添い、その生活を金融の面からサポートしてきました。具体的には、高金利ローンの借換による勤労者の可処分所得向上や、パートなどの非正規雇用労働者への融資、行政と連携した求職者などへの資金融資制度の対応、金融教育の推進など、勤労者の生活向上や、就労・社会参加、経済的自立のための支援に取り組んできました。

SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、《ろうきん》の設立経緯や理念、ビジョンと合致するものです。

■ろうきんSDGs行動指針

《ろうきん》では、SDGsの17ゴール実現に向けた取組みを展開するにあたり、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。ろうきん運動を通じた勤労者の生活向上という《ろうきん》の使命を徹底追及することを通じて、SDGs達成に貢献していきます。

ろうきんSDGs行動指針

- 《ろうきん》は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。《ろうきん》は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 《ろうきん》は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 《ろうきん》は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 《ろうきん》は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、《ろうきん》を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

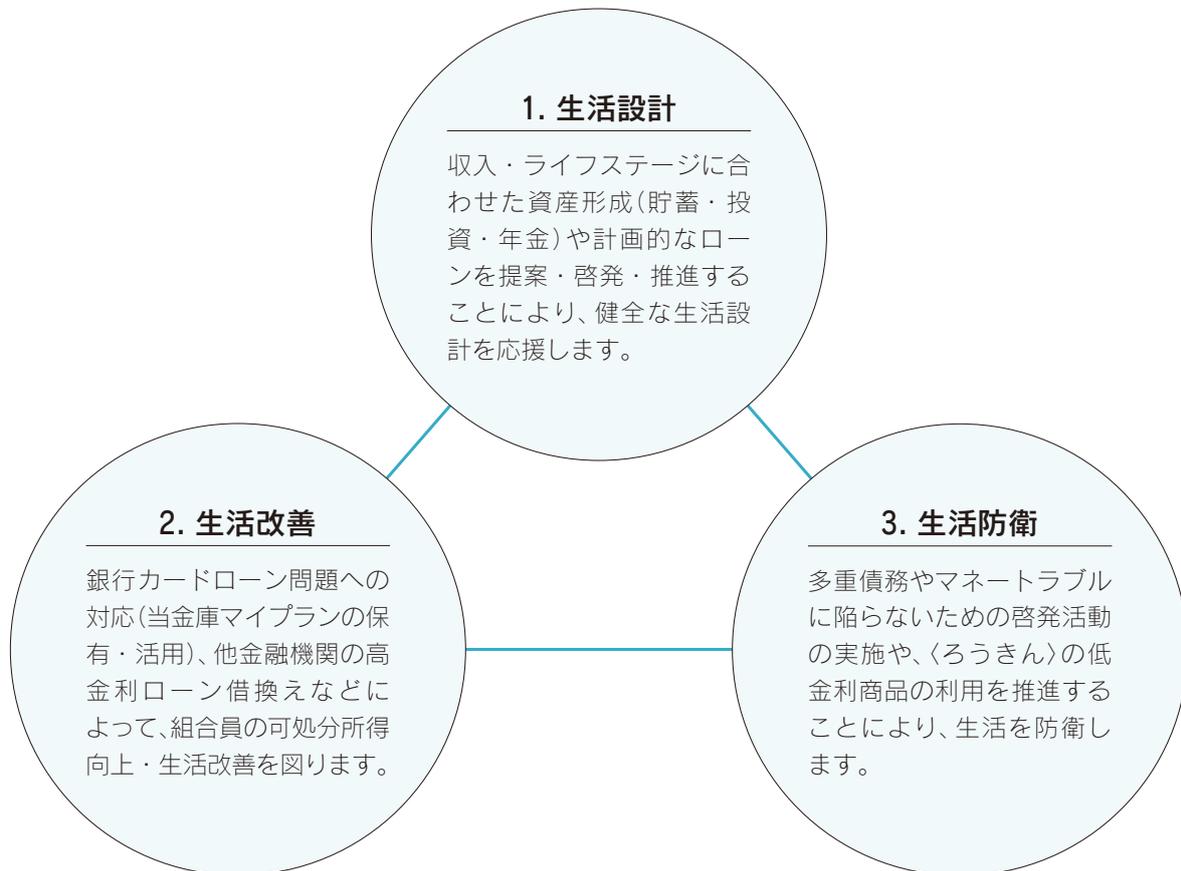
社会的責任と貢献活動

生活応援運動の展開



「生活設計」「生活改善」「生活防衛」を3つの柱とし、「お金」に関する諸問題を勤労者のための金融機関である(ろうきん)が会員・推進機構との連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動です。

勤労者の生涯にわたる豊かな生活の実現のために、生活応援運動の継続・発展に取組むとともに、各種セミナー・相談会等を通じて金融リテラシーの向上に努めています。



具体的取組み

1. 生活設計

●生活設計支援(計画的貯蓄・計画的支出)

ライフステージの変化による支出費用や人生100年時代の生活費と公的年金についてご理解いただくために、ライフプランに関するセミナー等を実施しています。

●資産形成支援

貯蓄拡大を基盤としつつ、投資による「充実した資産形成」のために、投資信託、iDeCo等、ライフステージにあわせた商品・サービスを提供します。将来を見据えた資産形成を始めるきっかけとして、「資産形成“二刀流”キャンペーン」を実施しています。

●退職準備・年金相談

定年退職が近づいた方を対象に、定年退職後のライフイベント予測とその費用や年金・税金などの仕組みについて、わかりやすく説明するセミナーを実施しています。



社会的責任と貢献活動

2. 生活改善

●可処分所得向上運動の展開

昨今の物価高騰や借入利率の上昇等の影響を踏まえて、「銀行カードローン問題への対応(当金庫マイプランの保有・活用)」「他金融機関の高金利ローン借換え」などによって、組合員の可処分所得向上を図る取組みを行っています。

●奨学金問題への取組み

社会的課題である奨学金に関する諸問題の解決に向けて、北海道労働者福祉協議会や大学生協などと連携した取組みを行っており、奨学金の返済などで悩みを抱える方のために、低利な「奨学金借換ローン」への借換による生活改善にも力を入れています。また、奨学金の借換に合わせて自動車購入資金等にも利用できる「奨学金借換+αローン」を取扱いしています。



3. 生活防衛

●金融商品・サービスに対する消費者教育

会員組合員などを対象に、カードローン問題や多重債務問題・悪徳商法などの消費者トラブルに関する知識や情報をイラストを交えて分かりやすく紹介した冊子「マネートラブルにかつ!」などを活用した学習会を開催し、多重債務防止に取り組んでいます。

また、当金庫は、小中学生向けの職場体験や高校への出前講座などの金融教育も実施し、金融リテラシーを高めるための取組みを行っています。

●多重債務問題への取組み

当金庫は、勤労者の生活を支える福祉金融機関として、庫内に「多重債務対策委員会」を設置し、多重債務の予防と救済の両面から活動を進めています。

コンサルティングプラザ(札幌市)内に開設している「お客様相談室」では、弁護士や司法書士とのネットワークを構築しており、多重債務相談の専門員が、産別・会員からの個別相談に応じています。



》自治体との連携

北海道との連携により、「北海道働き方改革推進企業認定制度」で認定された企業の従業員を利用対象とした「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン(愛称:働くひと応援ローン)」を取扱いしています。

「働き方改革」に取り組む企業に勤務する勤労者の“より豊かな生活”を支援するために、本融資商品の周知活動を展開しています。

※北海道働き方改革推進企業認定制度とは、「多様な人材の活躍」「就業環境の改善」「生産性の向上」を3つの柱とする北海道働き方改革推進方策に掲げた取組みを評価項目として、北海道が認定する制度です。



社会的責任と貢献活動

》 共生社会の実現に向けた取組み

会員・推進機構や同じ志をもって各地域で活動する非営利団体と手を携え、ろうきんが金融面でのハブ機能を発揮し、掲げた各領域での取組みを通じて、労働者が地域で安心して働き続けることができる「共生社会の実現」をめざしています。



共生社会の実現に向けた取組み

》 非営利セクターとの連携

■ NPO経営者育成講座(ろうきん寄付講座)の開講

北海道NPOサポートセンターとの「相互連携協力の推進に関する協定書」に基づき、全道の市民活動団体を対象とした全7回のオンラインによる「ろうきん寄付講座(7月～10月)」を開講しました。大学教授・北海道NPOサポートセンター等による経営に係る座学や、団体の課題に寄り添う伴走支援を通じて、非営利セクターの経営者育成に取り組んでいます。



市民活動団体・NPO経営者育成講座

■ お互いを知る活動を通じた連携強化

各店・出張所推進委員会と連携のうえ、全店計188団体の「連携強化NPO」に対する801回の直接訪問・面談活動により、相互理解を深め、団体の資金ニーズや、職員の福利厚生等に係る相談機能を発揮しています。

また、全店計29回のイベント・集会に出席する等、NPO等が取組んでいる地域課題解決に向けた活動の共有を図っています。



【イベント参加】
北海道鉄道文化保存会[小樽支店]

■ 事業性資金ニーズへの対応

日本政策金融公庫と締結している「業務連携・協力に関する覚書」を通じた取組みや、北海道NPOバンクとの連携により、非営利団体の資金ニーズに対応し、設備資金や運転資金等の融資を行っています。



》 社会貢献活動の展開

■ つなぐプロジェクト寄付事業

「2024年度取組分に関する寄付事業(2025年7月寄付)」は、本部寄付先等も含め54団体に対し、10,867千円の寄付額となり、非営利団体の支援とともに、地域の課題解決に繋がりました(1推進委員会325千円の寄付)。



【支店推進委員会】
旭川こうけん人[旭川支店]

■ こども食堂等への災害備蓄品の寄贈

営業店で更新時期を迎える災害備蓄品の寄贈を通して、こども食堂・フードバンク等を支援しています。

※2024年度は36団体に寄贈。(寄贈先:こども食堂北海道ネットワーク・ワーカーズコープセンター事業団・フードバンクイコロさっぽろ等)



【災害備蓄品寄贈】
フードバンクイコロさっぽろ

■ 北海道SDGs推進プラットフォームとの連携

2024年5月15日に全道で開催された「Hokkaido海のクリーンアップ大作戦！」に当該営業店(22支店・54名)が参画し、海や川などの清掃活動を通じて、海洋プラスチック問題の解決に寄与する取組みを展開しています。



Hokkaido海のクリーンアップ大作戦！

社会的責任と貢献活動

金融リテラシーの醸成

学校現場との連携

北海道教育庁等を通じた学校現場と営業店の連携強化により、小・中・高校・大学における金融教育を実施しています(2024年度は34回実施)。

NPO等と連携した金融リテラシー向上

子ども食堂・就労支援施設等において、お金の管理やマネートラブル防止に関する「おかねのまなび場」を開催しています(2024年度は9回実施)。



釧路市立昭和小学校での金融教育[釧路支店]

協同組合組織との連携

協同組合ネット北海道での取り組み

当金庫は、協同組合ネット北海道*へ参画し、JA・ぎよれん・生協団体等との連携により、単一の協同組合では解決できない地域課題の解決に向けた取り組みを展開しています(※道内の協同組合16組織が参画)。

2025年2月8日には、北海道の農畜産物や水産物を存分に使用した「北海道まるごとカレーパン」の販売によるギネス世界記録へ挑戦し、協同組合間連携を通じた北海道食材の魅力発信に取組みました。



「北海道まるごとカレーパン」の販売

北海道生活協同組合連合会との連携

北海道生活協同組合連合会が事務局を務める「子ども食堂北海道ネットワーク」のイベント・学習会参加や寄付を通じて、道内の子ども食堂を支援するとともに、こどもの居場所づくりの取組みに繋がっています。

大学生協事業連合北海道地区との連携

全道の大学生協と連携し、大学生に向けた成年年齢の引き下げや、身近な消費者トラブル事例紹介等の金融教育を実施しています。

また、ATMフルキャッシュバックサービス周知に関するイベント・学習会や広告掲載により、学生のろうきん口座開設を通じた生活応援活動に取組んでいます。



札幌大学生協でのろうきん口座周知イベント[札幌東支店]

行政・中間支援組織との連携

北海道との連携

2023年8月に北海道と「連携と協力に関する協定書」を締結し、地域社会への貢献活動、児童・青少年への教育活動、道内労働者への支援活動等を掲げました。協働事業として、市民活動団体との連携や金融リテラシー向上に係る活動に取組んでいます。

北海道NPOサポートセンターとの連携

「相互連携協力の推進に関する協定書」に基づき、「市民活動団体・NPO経営者育成講座」の開講を通じた団体サポートや、非営利セクター等で働く方々の資産形成・可処分所得向上に資する取組みを展開しています。

北海道ソーシャルビジネス支援ネットワークとの連携

日本政策金融公庫創業支援センターや北海道NPOバンク、北海道中小企業総合支援センター等にて構成されている「北海道ソーシャルビジネス支援ネットワーク」に参画しています。定期的な情報共有や、セミナー開催等を通じて、ソーシャルビジネス事業者を支援する取組みを展開しています。



さっぽろソーシャルビジネススクール

2024.10.10(木)・17(金)
24・31(土)

対面：8,000円(税込)

札幌市産業振興センター 1階(旧日本銀行札幌支店)

定員：25名 オンライン：25名

カリキュラム	講師
10/10(木) 10:00-11:30	河野 翔人 氏
10/10(木) 11:30-12:30	久保 匠 氏
10/10(木) 13:00-14:00	高山 大祐 氏
10/10(木) 14:00-15:00	渡辺 聖彦 氏
10/10(木) 15:00-16:00	岩野 竹彦 氏
10/10(木) 16:00-17:00	岩野 竹彦 氏
10/17(金) 10:00-11:30	河野 翔人 氏
10/17(金) 11:30-12:30	久保 匠 氏
10/17(金) 13:00-14:00	高山 大祐 氏
10/17(金) 14:00-15:00	渡辺 聖彦 氏
10/17(金) 15:00-16:00	岩野 竹彦 氏
10/17(金) 16:00-17:00	岩野 竹彦 氏

主催：一般社団法人さっぽろ産業振興センター 共催：北海道NPOバンク 協賛：札幌市産業振興センター

ソーシャルビジネススクール

社会的責任と貢献活動

➤ あらゆるハラスメント防止に関する取組み



当金庫は、「労働金庫業態におけるあらゆるハラスメント禁止ガイドライン」に基づき、すべての役職員があらゆるハラスメントを受けることなく、安心して働くことができる就労環境を確保するため、「あらゆるハラスメントの根絶」の実現に向けて取り組んでいます。

また、当金庫職員が取引先や顧客等の第三者から受けるハラスメントや、当金庫職員が取引先や顧客、就職活動中の学生、実習生等に対して行ったハラスメントについても厳正に対処することとしています。

ガイドラインの内容	
定義	単発的か反復的かを問わず身体的・精神的・性的・経済的苦痛を与え、人の権利及び尊厳を侵害する又はその可能性がある行為、慣行、脅威。
対象	(1) 全国の労働金庫および関係団体で働くすべての労働者(派遣労働者を含む)、インターンおよび試用期間中の労働者、停職中の労働者、雇用が終了した労働者、ボランティア、求職者および応募者、内定者、取引先の労働者および使用者、顧客等。 (2) 平日・休日を問わず、仕事を遂行する職場(外出先を含む)および休憩・食事をとる場所、労働者が利用する衛生・洗浄設備および更衣室、社宅、仕事に関する出張、移動、訓練、行事、社会活動中、情報通信技術による連絡手段、通勤時、懇親の場等。
保護および禁止	ハラスメントを禁止する旨の方針を明確化し、ハラスメントの禁止および被害者、通報者を加害または報復から保護する措置を講じるとともに、ハラスメントを行った者については、厳正に対処することをすべての労働者に周知する。また、労働者からの相談に対する相談窓口を定め、労働者に周知するとともに、行為者を厳正に対処する旨や第三者への相談窓口をホームページに掲載する。
教育・研修	ILO条約の考え方を明確に周知する。

※「労働金庫業態におけるあらゆるハラスメント禁止ガイドライン」には、ハラスメントの定義・対応等において、ILO190号条約の内容が広く盛り込まれています。

ハラスメント相談窓口 北海道労働金庫 コンプライアンス統括室 ☎代表 011-271-2101 (対応時間 平日9:00~17:00)

➤ カスタマーハラスメントに関する取組み



当金庫は、今後もお客様との良好かつ健全な関係を通じて、「ろうきんの理念」に掲げた共生社会の実現を進めていくため、「カスタマーハラスメントに関する基本方針」を策定しました。

厚生労働省による「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を踏まえ、「お客様からの妥当性を欠くクレームや、要求を実現するための手段・態様が業務上あるいは社会通念上不相当なものであり、役職員の就業環境を害する又は尊厳を傷つける行為等」をカスタマーハラスメントと定義いたします。

なお、カスタマーハラスメントの対象行為に該当すると判断した場合、当金庫とのお取引をお断りさせていただくほか、悪質と認められるケースでは、警察・弁護士等と連携のうえ法的措置を含めて厳正に対処いたします。

【対象となる行為の例(これらに限られるものではありません)】
○要求内容が妥当性を欠くもの
・当金庫の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められないことに対する要求 ・当金庫の提供する商品・サービスとは関係がない要求
○要求を実現するための手段・態様が業務上あるいは社会通念上不相当なもの
・身体的な攻撃(暴行・傷害)や精神的な攻撃(脅迫・中傷・名誉棄損・侮辱・暴言) ・拘束的な行動(不退去・居座り・監禁)や継続的(繰り返し)・執拗な(しつこい)言動 ・不当な金銭補償や過剰なサービス等の要求(特別な利益・便宜供与の強要)
○役職員の就業環境を害する・尊厳を傷つけるもの
・土下座の強要・正当な理由がない謝罪の要求(役職員個人に対する責任追及等を含む) ・差別的・性的な言動や必要以上の身体的接触 ・威圧的な言動や恐怖を与える行為(職場・通勤経路での待ち伏せ等) ・無許可での撮影・録音やソーシャルメディア等への投稿(役職員の個人情報・誹謗中傷)
○その他上記に準じた迷惑行為等

社会的責任と貢献活動

ワークライフバランス実現への取組み



当金庫では、この間、積極的に職員の健康管理に取組み、総労働時間の縮減や、子育てと仕事が両立できる制度を整備し、それらの制度を男女が共に気兼ねなく利用できる職場環境づくりを進めています。

今後も、互いを認め、尊重し、助け合いながら働き方の多様性に対応し、役職員がいきいきと働くことができる職場を目指して、各種取組みを前進させていきます。

仕事と家庭の両立支援

育児休業を取得した
女性職員の割合



100.0%
2024年度

育児休業および育児目的休暇を取得した
男性職員の割合



100.0%
2024年度

平均年次有給休暇
取得率



79.1%
2024年度

女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

職員に占める女性職員の割合



48.9%
2024年度

係長職に占める女性職員の割合



22.1%
2024年度

管理職に占める女性職員の割合



8.3%
2024年度

※諸比率は、「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づき当庫にて直接雇用する全職員を対象に算出し、単位未満を四捨五入して記載しています。

環境への取組み



地球温暖化防止のために

当金庫は、地球温暖化防止に向け「ビジネス軽装での勤務」や「冷暖房の適正温度設定」を実施するとともに、ATMコーナー・営業店内照明のLED化を順次行い、省エネルギーに取り組んでいます。

また、当金庫が使用する事務用品や機器の購入に際しては、環境に配慮した製品を優先して選択するグリーン購入を実践し、「FSCミックス認証紙」を使用した印刷物の作成などを推進しています。

金融エコ商品の取扱い

当金庫は、環境に配慮した金融商品を低金利で提供することにより、環境保全に関心の高いお客様をお手伝いし、環境負荷の低減に努めています。

電気自動車等の環境に優しい車や福祉車両の購入資金を対象とした「轟エコ」や、省エネルギー化・バリアフリー化・耐震化工事等を対象とした「エコリフォームローン」、ZEH水準以上の省エネ住宅購入を対象とした「ろうきん住宅ローン【ゼロカーボンプラン】」を取扱いしています。

ESG投資の取組み

労働金庫連合会は、2017年9月に「ろうきん」業態を代表して、国連が提唱する責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)に署名しました。現在、世界で5,300以上の機関投資家や運用会社等が賛同署名しています。

当金庫では、PRIの原則や「ろうきんSDGs行動指針」を踏まえ、財務情報だけでなく、ESG課題を考慮した債券投資を行っています。2024年度は16件44億円のESG投資を行いました。

※PRIとは、投資の意思決定プロセスや投資行動において、ESG課題への取組みを考慮すること宣言した原則のことです。

※ESGとは、環境(E:Environment)・社会(S:Social)・ガバナンス(G:Governance)を表し、これらの社会的責任も考慮した投資をESG投資といいます。



社会的責任と貢献活動

》 勤労者の生活を支援する取組み



社会情勢の変動などにより雇用・所得環境が大きく変わる中、当金庫は勤労者のための福祉金融機関として、金融機能の側面から勤労者の生活を守り、維持・向上させるための役割を發揮していくことに努めています。

■ 勤労者生活支援特別融資制度(個人用)

さまざまな事情により収入減少や離職を余儀なくされた方への生活支援を目的とした全国ろうきん統一の制度です。低利な新規融資のほか、当金庫ローンをご利用中の方の返済条件の見直しにも対応しています。

対 象	概 要	
ろうきんローンをご利用中の方	返済条件緩和措置	以下の返済方法変更についての、選択が可能となります。 ①割賦金変更(期間延長) ②元金返済据置(2年間以内ずつ最長5年間) ③返済条件変更(均等・加算併用割合の変更)
新たに ろうきんローンをお申込みする方	住宅ローン借換融資制度	住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)
	無担保融資制度	医療・教育・住宅等、生活維持向上を目的として、新たにご融資を希望する場合にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)

※本融資制度は、勤務先事情による離職・収入減少でお困りの方を対象としています。

※本融資制度のご利用にあたっては、当金庫との取引実績があることなどの条件を満たしていることが必要です。

■ 勤労者生活支援特別融資制度(会員用)

勤務先が特殊事情から給与削減等を実施したことで、収入が減少した組合員の生活を支援するための会員専用融資制度です。

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の組合員の方を指します。

■ 福祉ローン

就学前のお子様や介護を必要とする高齢者のいるご家庭、災害で被災された勤労者の経済的負担を支援するための商品です。

■ ほっかいどう勤労者福祉資金融資(北海道との提携融資制度)

道内の中小企業者およびその他の法人の従業員、非正規雇用労働者、季節労働者、離職者を対象とした提携制度です。

※その他の法人の従業員とは、NPO、社会福祉法人、医療法人等を指します。

■ 求職者支援資金融資制度・技能者育成資金融資制度

厚生労働省が実施する求職者支援訓練や、経済的な理由により職業訓練を受けることが困難な訓練生に対して、訓練期間中の生活費などを支援する制度を取扱っています。

※求職者支援資金融資制度のお申込みに際しては、事前にハローワークでの受付・要件認定が必要です。

※技能者育成資金融資制度のお申込みに際しては、事前に職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設での受付・要件認定が必要です。

● 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

社会的責任と貢献活動

≫ 自然災害による被災や収入減少などに対する取組み



■ 融資関連取引の特別措置

昨今相次いで発生する台風・大雨などの自然災害により被災された方々の生活再建・生活維持を支援するため、低金利の特別ローンをご用意して対応しています。また、当金庫ローンをご利用中の方に対しては、お客様の諸事情やご希望に配慮しながら、ご返済条件の見直しなどのご相談をお受けしています。

なお、自然災害による被災者の方々は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨も踏まえて適切に対応するよう体制を整備しています。

その他、当金庫ローンに付帯している信用生命共済・団体信用生命保険のほか、火災共済・火災保険に関するご相談にも対応しています。

■ 振込手数料の免除措置

会員の皆様やNPO等の団体による義援金受付口座へのお振込にかかる手数料を免除扱いとしています。

≫ 金融の円滑化に関する取組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、これまでも住宅ローンご利用者の返済計画の見直しにかかるご相談の取組みを積極的に行ってまいりました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)を契機に、当金庫では対応方針と管理体制を定め、お客様に当金庫の基本的姿勢をご理解いただくためにホームページに掲載して公表するとともに、住宅ローンご利用中の方などからのご相談によりきめ細かく対応するため、体制を強化いたしました。

金融円滑化法は2013年3月末をもちましてその期限を迎えましたが、当金庫では引き続き上記の取組みを継続しており、ご利用者からのご返済等の負担軽減に関するご相談時は、できる限りご意向にお応えするように努めています。

ご利用いただいている住宅ローンのご返済にかかるご相談につきましては、お取引のあるろうきん本支店(ローンプラザを含みます)、または下記の窓口へお問い合わせください。

※対応方針・体制等の詳細、取組状況を北海道ろうきんホームページに掲載しています。

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 9:00~17:00)

≫ 金融犯罪被害防止に向けた取組み

■ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、ATMへの「のぞき見防止フィルム」の貼付、「後方確認ミラー」の設置、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内等を行っています。

■ QRコード決済サービスによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、資金移動業者との口座連携時は複数要素による認証手続きを行い、また、異常取引検知システムによるモニタリングを行っています。

■ インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、複数のパスワードによる本人認証の実施、ワンタイムパスワードの導入、ネットムーブ社のセキュリティソフトSaAT Netizenの無料提供等を行っています。

■ 振り込め詐欺等への対応について

被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスターの掲示、職員による声掛けの実施、ATMでのお振込の際、振込詐欺注意画面の表示および音声による注意喚起を行っています。

北海道ろうきんの健全性・安全性

自己資本の状況

●自己資本比率(単体)

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
自己資本総額	53,347	54,512
基礎項目	53,646	54,612
調整項目(△)	298	100
リスク・アセット等	623,909	594,857
自己資本比率	8.55%	9.16%

当金庫は2024年度末基準より、新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ最終化)に基づき自己資本比率を算出しています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク相当額を不算入としています。

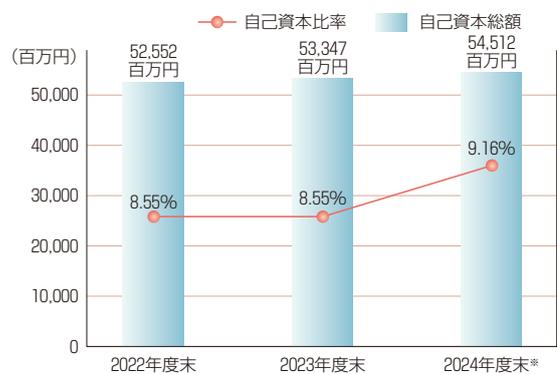
(詳しい内容は64ページ~73ページをご覧ください。)

〔自己資本の充実度の評価〕

当金庫の自己資本比率は、現状において法定基準で最低限必要とされる自己資本比率4%以上を上回っており、さらに自主目標としている8%以上も上回っています。

また、内部管理上、管理対象リスクに対する自己資本の配分により、リスク限度額を設定しモニタリングを行っていますが、年間を通じてリスク量は限度額内で収まっていることが確認されていることから、当金庫の事業戦略に見合った自己資本の量的水準が確保されていると判断しています。

今後につきましても、勤労者の資金ニーズに適切に対応していくため、各種リスクの適正管理を継続するとともに、協同組織金融機関として適正な水準の収益計画を達成していくことで、さらなる自己資本の質的向上と量的拡大を図ってまいります。



※2024年度末よりバーゼルⅢ最終化を適用しています。

●自己資本比率

金融機関の体力、健全性を示す指標のひとつ。

金融機関が保有する資産に対し必要とされる自己資本(最低所要自己資本)は、府省令、告示によりその比率が法定されており、国内基準が適用となる当金庫の場合は、4%以上を確保することが求められています。国内基準適用行の基準による算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本}^{\text{注1}}\text{に係る基礎項目の額}^{\text{注2}}\text{ - コア資本に係る調整項目の額}^{\text{注3}})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}^{\text{注4}} + (\text{マーケット・リスク相当額の合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額}) \times 12.5^{\text{注5}}} \times 100$$

(注1) 2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

(注2) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注3) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注4) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフ・バランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注5) 8% (国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

開示債権比率

何らかの理由により当初の契約どおり返済されていない等の債権の割合を示したもので、この比率が小さいほど資産の健全性が高いことを意味しています。

2024年度末の労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率は0.64%となりました。(詳しい内容は51ページをご覧ください)

リスク管理体制

≫ 基本方針

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会で決定した「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法で統合的なリスク管理を実施しています。

≫ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、及び「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように管理を行っています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証を行っています。

≫ 各種リスクへの取組み

■信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

(1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、適正な審査基準を設け、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応を行っています。
- ・金庫全体の信用リスク管理として、資産査定規程に則り、貸出金をはじめとした総与信の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めています。また、その結果に基づき、償却・引当を的確に行い、資産の健全化を図っています。
- ・与信取引については、予想損失率等に基づくデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

(2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、その取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則り、信用格付機関が発表する格付等を参考にしながら、信用リスクの把握に努めています。また、信用格付機関が発表するデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理し

ています。

なお、取得後の事情変化についても、経営管理委員会において定期的に検証し、追跡管理しています。

デリバティブ取引については、投機を目的とせず、固定金利型住宅ローン等の金利リスクヘッジ、為替変動リスクのヘッジである為替予約取引に限定しており、それらに内在する信用リスクについては、再構築コストをベースにしたリスク量の把握を行い、管理しています。

■市場リスク

金融機関では、様々な金融商品を取扱っています。金利、有価証券等の価格、為替など様々な相場が変動することにより、この金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクが「市場リスク」です。

市場リスクのうち、金利リスクについては、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR(バリュアットリスク)を月次で計測、管理しています。

株式や投資信託などの価格が変動する価格リスクに対しても、VaR(バリュアットリスク)により月次で計測・管理しています。

また、計測したリスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、経営管理委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

リスク管理体制

▶▶ 各種リスクへの取組み

■ 流動性リスク

予期しない資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資金繰りリスク)、保有している金融商品の流動性が低いため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる(市場流動性リスク)ことにより、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、資金運用室において一元的に管理を行っています。また、市場流動性リスクについては、市場の混乱や縮小等の兆候に関し早期把握を図るなど、経営企画部において管理を行っています。なお、経営管理委員会において、管理状況を報告し、定期的な把握・管理の強化に努めています。

■ オペレーショナルリスク

金融機関では、様々な業務を行っています。業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

1. 事務リスク

金融機関では、様々な業務を展開する中で、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自主検査を実施していますが、この他にも、業務主管部による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などによっても、事務の誤処理の発生防止に努めています。

2. システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1) 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの設

計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が地震による揺れを吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線を受電しているため、一方の回線が断線した際も他方から受電を継続できる仕組みとしており、それに加えて停電への備えとしてUPS(無停電電源装置)及び自家発電装置を保有しています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT(Computer Security Incident Response Team)態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(2) 当金庫においては、通信機器・回線の二重化、各店舗とのバックアップ回線敷設、重要なデータ・プログラムのバックアップ取得とバックアップ媒体の専用金庫室への保管等、システムの安全確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいた情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

3. 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、特に留意すべき法務上の問題を事例解説としてコンプライアンス・マニュアルに掲載し、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

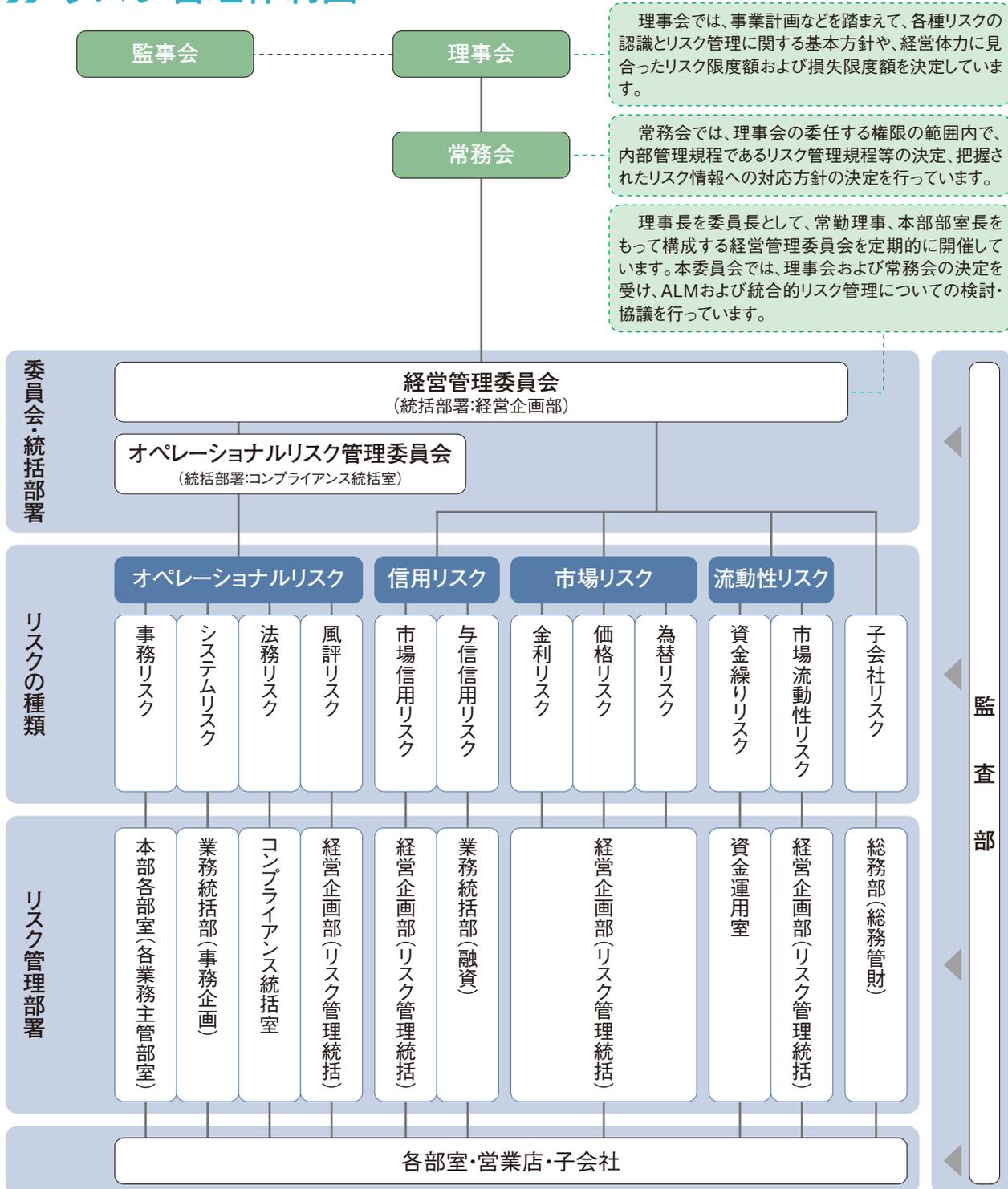
4. 風評リスク

マーケットやお客様の間で金融機関の評価・評判が低下し、信用が毀損されることによって有形・無形の損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるため、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制の整備に努めています。また、万一発生した場合に備えて、適切な対応を図るための対応マニュアルを定めています。

リスク管理体制

リスク管理体制図



危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な対応を定めた「危機管理基本規程」を制定しています。

また、危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「業務継続計画」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。

コンプライアンス態勢

≫コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけではなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして前出の「ろうきんの理念」とともに「倫理綱領」を制定し、それらに基づき、全役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

≫コンプライアンスの態勢

当金庫は、会員・間接構成員の皆様の期待と信頼に応える業務運営に努め、社会的責任を果たし得る協同組織の事業体としてコンプライアンス重視の経営に徹するとともに、不祥事件の未然防止・お客様への説明・お客様からの相談および苦情等への対処・お客様情報の管理・外部委託管理などお客様保護等管理態勢の適切性の確保に努めています。

当金庫では、以下の体制によって内部管理態勢の確立を図り、コンプライアンスの徹底に努めています。

1. 役員および理事会のコンプライアンス機能

理事および監事は、自ら高い倫理観を涵養して、コンプライアンス重視の経営姿勢を徹底しています。

理事会では、定期的に「コンプライアンス・プログラム」等の遂行状況の報告を受け、コンプライアンス態勢の実行・実践状況を検証しており、理事は理事会の意思決定に積極的に参画し、また代表理事の業務執行の状況を監督しています。監事は、常務会など重要会議への出席、重要文書の閲覧などにより法令・定款の遵守状況を検証するほか、毎年度「監査計画書」を策定し定期的な各種監査を行っています。

2. コンプライアンス委員会の活動

コンプライアンスに係わる意識の醸成、活動・行動の実践、結果の検証などコンプライアンス態勢の実効性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。

3. コンプライアンス推進の活動

手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、コンプライアンス・マインドの浸透を図るとともに、営業店・本部各店は独自の「部店コンプライアンス実践計画表」を策定し、このマニュアルを活用した研修等を行っています。各部店にはコンプライアンス責任者および担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は日常的に部店職員のコンプライアンスに係わる相談・質問の対応窓口となるほか、職員の行動や業務運営の適切性について検証を行い、必要に応じてコンプライアンス統括部署へ報告しています。

また、内部監査による検証を重視し、監査部が各営業店(本部各部を含む)に対して定期的に行う監査部監査と、各営業店(本部各部を含む)が自ら行う自店検査の二つを柱として、相互牽制機能が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。コンプライアンス全般については、弁護士の助言・チェック

を受けるなど外部専門家との連携を強化しています。

そのほか、会員・利用者の皆様からの苦情・トラブルなどについては、各部店からの報告体制を整え、再発防止とサービスの向上に努めています。

4. 反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、反社会的勢力を排除する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性および健全性を確保し、反社会的勢力との関係遮断を徹底しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- (1) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- (2) 反社会的勢力との取引は一切行いません。
- (3) 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、法的対抗措置を講じます。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスの運営体制



顧客保護等管理態勢・個人情報保護について

- (1) 当金庫は、お客様の資産・情報及びその他の利益を保護することを目的とした「顧客保護等管理方針」や、お客様に安心して金融商品をご購入いただけるよう「金融商品に関する勧誘方針」等を定めています。お客様保護等管理態勢の構築は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であるため、管理態勢の強化を図り、実効性の確保に努めています。
※上記方針は、北海道ろうきんホームページに提示しています。
- (2) お客様の個人情報のお取扱いについては、個人情報保護法等を遵守し、適切な保護と利用を図っています。当金庫では、「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」を定めてホームページで公表するなど、個人情報保護のための態勢の整備と徹底を図っています。
- (3) すべてのお客様が平等に利益・サービスを享受でき、お客様の利益が不当に害されることがないように、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、ホームページで公表するとともに、適切な管理態勢を整備しています。

金融商品に関する勧誘方針

- ① お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- ② お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- ③ お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- ④ 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

利益相反管理方針(抜粋)

◇基本方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取組みます。

苦情等への対応(金融ADR制度等への対応)について

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しています。また、内部規則の内容を含め、苦情への対応の概要および紛争解決措置の概要をホームページ等で公表しています。当金庫に対するご相談や苦情については当金庫営業日(平日9時~17時:土日・祝日および金融機関の休日を除く)に、北海道ろうきん本支店(電話番号は「北海道ろうきん店舗一覧」のページ参照)のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。

※金融ADR制度とは、裁判外紛争解決手続きのことをいいます。

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 平日 9:00~17:00)

監査の実施について

当金庫では、監事が理事の職務執行について監査を行い、監査部が内部監査を実施することにより、業務の健全性と適切性の確保に努めています。また、労働金庫法第41条の2第3項に基づき、外部監査を実施しており、2024年度の会計監査の結果として、会計監査人である監査法人ライトハウスより、無限定適正意見を旨とする監査報告の通知を受けています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

》マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組み

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れ・管理に関する方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、経営陣の主導的な関与のもと庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

- ・リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

- ・リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れ管理に関する方針(抜粋)

- 目的

1. この方針は、当金庫のあらゆる取引・商品・サービスや顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下、「マネロン等リスク」という。)対策を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営陣が積極的に関与し、全役職員の共通認識の下で、必要な低減措置を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。
2. リスクベース・アプローチに基づくリスク低減措置のうち、自らが特定・分析・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして講ずべき低減措置を判断・実施する一連の取組みについて、その基本的な方針を定めることを目的とする。

- 態勢の構築

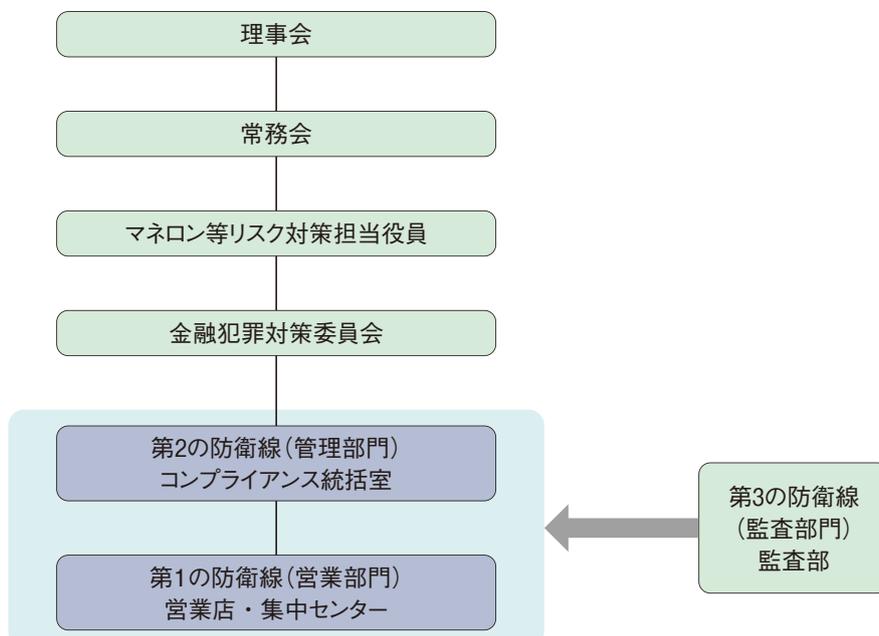
当金庫は、提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に係るマネロン等リスク対策を金庫全体で実施するため、統括管理責任者としてマネロン等リスク対策担当役員を置き、この職務に必要な権限を付与するとともに、経営陣の主導的な関与のもと、庫内横断的なリスク管理態勢を構築する。

- 経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「リスク評価書」のリスク低減措置が、経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

(2025年6月現在)



お客様本位の業務運営に関する取組方針・取組状況

▶▶ お客様本位の業務運営に関する取組方針・2024年度取組状況

北海道ろうきん(以下当金庫)は、「ろうきんの理念」のもと、お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを目指し、お客様本位の業務運営に関する「取組方針」および具体的な行動計画である「アクションプラン」を策定・公表します。

また、「取組方針」・「アクションプラン」に基づく取組状況や成果を定期的に公表するとともに、より良い業務運営の実現に向けて、適宜見直しを図ります。

取組方針1. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

※金融庁:原則2「顧客の最善の利益の追求」原則3「利益相反の適切な管理」に対応

当金庫は、「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に遵守し、お客様が最善の利益を得られるよう、また、お客様の利益が不当に害されることのないよう、質の高い金融サービスを提供する取組みを行います。

- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプラン・ニーズを踏まえた最適なアドバイスと、良質な商品・サービスを提供します。
- お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本に提案します。
- 「利益相反管理方針」に基づき、利益相反について統括する部署を設置し、一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行います。
- 投資信託商品の選定にあたっては、業態の中央機関である労金連合会において販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認したうえで、お客様の最善利益の追求の観点で選定します。

- 「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に順守し、お客様が安心してお取引を継続して頂けるよう、誠実・丁寧かつ公正な業務運営を行っています。
- お客様の資産形成支援の取組みにあたり、財形貯蓄などの預金による資産形成を基本に、お客様のニーズとリスク許容度に応じて、投資信託・国債・個人型DC(iDeCo)・生命保険などのご提案を行いました。
- コンサルティングプラザでは、札幌圏におけるお客様の資産形成支援や丁寧なアフターフォローを行いました。
- お客様の安定的な資産形成を目的に、財形貯蓄・投資信託(NISA・定時定額買付含む)・個人型DC(iDeCo)を活用した長期積立・分散投資を基本に提案しました。商品別販売額については、最も割合の高い商品で2024年度は14.4%となりました。(2023年度は21.7%、2022年度は20.2%)
- 全営業店を対象とした利益相反取引管理に関する点検の取組み(2025年3月末基準)において、利益相反に該当する取引はなかったことを確認しています。
- 当金庫が取扱う投資信託商品は、業態の中央機関である労金連合会において利益相反の管理も含め審議・選定されたものの中から、当金庫が適切性を審査した上で選定しています。

取組方針2. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

※金融庁:原則4「手数料等の明確化」原則5「重要な情報のわかりやすい提供」に対応

当金庫は、販売・推奨等を行う金融商品・サービス、お客様にご負担いただく手数料等について、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。

- お客様にご負担いただく手数料等について、パンフレット・ホームページなどに商品・サービスごとに表示し、わかりやすく丁寧な説明を行います。
- 金融商品について、お客様のニーズやご意向を的確に把握するとともに、複数のファンド等を提案するなど、お客様が適切に比較・判断することが可能となるよう説明を行います。
- 販売・推奨等を行う金融商品サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明します。
- 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応していません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しています。
(注)ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせ、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

- 投資信託については、「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補完書面」、「重要情報シート」および「投資信託販売手数料等計算シート」等を活用し、お客さまにご負担いただく各種手数料についてご説明を行いました。また、ホームページにファンド一覧表を掲載し、商品間の比較を容易にする等わかりやすい開示を行っています。
- 投資信託以外の手数料等については、「商品概要書」および「手数料一覧表」等を活用し、わかりやすく丁寧な説明を行いました。
- お客様より「ご相談シート」の提出を受けるとともにご意向の聞き取りを実施し、投資経験・投資目的等の把握に努め、お客様が適切に商品比較・判断が可能となるよう、複数ファンドの提案等を行っています。
- 商品の販売に際しては各種「目論見書」および「重要情報シート」を用いて重要な情報のわかりやすい提供に努めました。
- ろうきん業態の「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、制度内容や投資に役立つ情報をわかりやすく掲載しています。また、「ろうきんiDeCo」スペシャルサイト内ガイドページにて、WEB申込みの取扱も行っていきます。
- 当金庫が取り扱う投資信託のうちファンドオブファンズ形式の商品について、個別のファンドごとの購入には対応していません。なお、当金庫のホームページにはファンド情報や各種手続きに関する情報等を掲示しています。

取組方針3. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

※金融庁:原則6「顧客にふさわしいサービスの提供」に対応

当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。

- 「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定め、これらの方針に則り、また、2024年より制度拡充となったNISAの説明等を通じて、お客様への適正な金融商品の勧誘を行います。

お客様本位の業務運営に関する取組方針・取組状況

- 「預かり資産販売システム」により、お客様のニーズやリスク許容度を踏まえた、最適な商品・サービスを提案します。また、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、的確な説明・提案を行います。
- 投資信託購入者専用の金利上乘せ定期預金商品をご購入するお客様に、通常金利の定期預金金利との比較等、適切な説明を行います。
- 市場状況や運用状況等を踏まえた継続的なアフターフォローを行い、長期的な視点にも配慮した上で、資産内容の見直しなどお客様の意向に添った対応を行います。
- ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前に審査を行うなど慎重な対応を実施します。
- お客様の資産形成をサポートする取組みとして、金融商品・知識向上に役立つライブプランセミナーを開催します。
- 商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、お客様の属性や反応等（個人情報を除く）を金融商品の組成に携わる金融事業者へ情報提供し、製販全体としてお客様の最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に努めます。
- 当金庫が選定する金融商品において、金融商品の組成に携わる金融事業者におけるプロダクトガバナンスの実効性を確保するため、商品組成に関する取組みを検証し、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品選定を行います。
※ 当金庫は金融商品の組成に携わっておりません。

- 投資信託商品ラインナップツールや、NISA(少額投資非課税制度)説明用チラシ等により、お客様の立場に立った情報提供を行っているほか、当金庫のホームページにお客様のリスク許容度等を踏まえ投資信託のファンド選択をサポートする「投資信託特設サイト」を掲載し、最適な商品・サービスの提案に努めています。
- 「ろうきんNISAスペシャルサイト」を公開し、NISAについての解説や関連動画、積立・受取シミュレーションなどの情報提供を行っています。
- 「預かり資産販売支援システム」を用いた、当金庫タブレットパソコンからの投資信託・国債販売の申込により、お客様の利便性向上や法令を遵守した販売フローの構築、適合性の原則に則した提案力の強化を図っています。
- 「商品チラシ」や「商品概要書」等を活用し、通常金利の定期預金との違いや金利上乘せの適用条件等について、わかりやすく丁寧な説明を行っています。
- ご購入時にアフターフォローの希望意向調査を実施し、希望されたお客様へはお客様の意向に沿ったアフターフォローを行いました。また、ご高齢のお客様には半年に1回以上のアフターフォローを継続的に行っています。
- 日経平均株価の過去最大の下落となった2024年8月上旬には、損益率(トータルリターン)が大幅に下落したお客様に対してアフターフォローを行いました。
- ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前審査を行うなど慎重な対応を徹底しています。
- お客様の投資・金融知識向上のお役に立つよう、当金庫会員組合員を対象にした資産運用等の学習会を、2024年度は919回開催しました(2023年度963回、2022年度441回)。また、業態でWebセミナーを配信するなど工夫した取組みを進めました。
- 2025年3月末現在、当金庫は金融商品の組成に携わっておりません。なお、金融商品の組成に携わる金融事業者と連携のうえ、お客様のニーズを踏まえた商品の選定や見直しにより、取扱商品や提供するサービスの維持・向上に努めています。

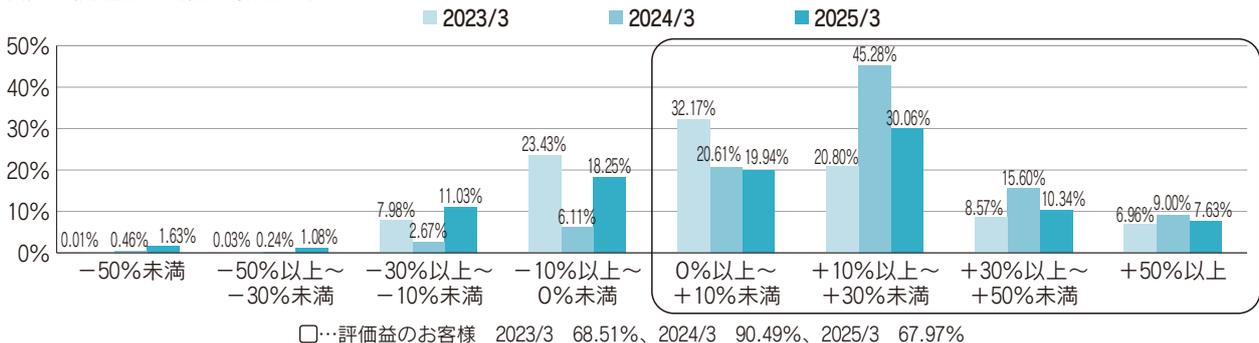
取組方針4.「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

※金融庁「従業員に対する適切な動機づけの枠組み等」に対応

- 当金庫は、「ろうきんの理念」やお客様本位の業務運営を職員に定着させ、着実に実践していくため、各種研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取組みます。
- 「ろうきんの理念」の定着化や実践に向けた「理念研修」を実施します。また、取組方針等の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備していきます。
- コンサルティングプラザによる提案スキル・ノウハウの共有により、マネーアドバイザーの育成や預かり資産販売担当者の資産形成コンサルティング力の向上を図ります。
- 手数料収入に偏ることなく、顧客基盤の拡大や預かり資産の継続的な積み上げを重視する業績評価制度を構築します。

- 若年層を対象とした各階層別研修において、日常業務における理念の実践を考えるなど「ろうきんの理念」に係るカリキュラムを実施しました。また、全職場・全職員を対象として、「ろうきんの理念・事業運営三原則」に係る定期的な職場内研修の実施や、人材育成Newsによる全国研修の「理念実現に向け行動できる職員の育成」の取組みを紹介し意識の醸成を図るなど、定着化や実践に向けた取組みを進めました。
- コンサルティングプラザ職員の顧客訪問に同席してノウハウ等を習得する実践研修(計3回・参加者3名)を開催しました。また、コンサルティングプラザ職員を講師とし、投資信託販売の「次期リーダー」となる職員育成を目的とした「預かり資産研修」(前後期計2回・参加者29名)を実施しました。上記研修のほか、各職場内においてコンサルティングプラザ職員を講師とした研修を19回行っています。
- お客様の資産積み上げを重視する業績評価制度としています。

図表1 投資信託運用損益別顧客比率【共通KPI】



※上記以外の成果指標(KPI)についてはホームページをご参照下さい。
※諸比率については小数点第3位を切捨てし、第2位までを記載しています。

業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

》業務の適正を確保するための体制

当金庫は、労働金庫法施行規則第19条に規定される業務の適正を確保するための体制を整備するにあたり、理事会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【コンプライアンス態勢】

- (1) コンプライアンスに関する基本方針
理事は、「ろうきんの理念」、「倫理綱領」、「役職員倫理規程」に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、理事会において役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築する。また、これを実現するための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成する他、その具体的実践計画を「役職員コンプライアンス行動指針」「コンプライアンス・プログラム」に定め、職員のコンプライアンスに関する教育・研修・啓蒙に取り組む。
- (2) コンプライアンス態勢
コンプライアンス態勢の実効性の確保を目的に、理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する「コンプライアンス委員会」を設置する。また、理事会は「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況について、定期的に報告を受け、コンプライアンス態勢の有効性・適切性の検証を行う。
- (3) 内部監査
内部監査部門による監査と、本部各部署・営業店が自ら行う自店検査により遵守状況の検証を行う。
- (4) 内部通報制度
法令上疑義のある行為等について当金庫及びその子法人等の職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス統括室、常勤監事、指定弁護士、「北海道ろうきんリスクホットライン」を報告窓口とする「コンプライアンス・ダイレクト制度」を定める。
- (5) 監事会
監事は、理事による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はそのおそれがあると認めるときは理事会に報告するなど、適切な措置を講ずる。
- (6) 反社会的勢力に対する対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制【情報保存管理体制】

理事の職務執行及び意思決定に関する情報は、当金庫の「理事会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」、「文書管理取扱要領」等に基づき作成し、文書又は電磁的媒体にて定められた期間適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制【リスクマネジメント態勢】

- (1) リスク管理に関する基本方針
リスク管理の重要性を認識し、リスク管理が適切に行われるための体制を構築する。また、「リスク管理方針」にて各種リスクの認識・管理に関する基本方針を定める。
- (2) リスク管理体制
 - 理事会では、各種リスクの認識とリスク管理に関する基本方針、リスク限度額及び損失限度額を決定する。
 - 常務会では、「リスク管理規程」等の決定、把握されたリスク情報への対応方針の決定を行う。
 - 理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する経営管理委員会を定期的(原則として月1回)に開催し、各種リスクの統合的管理を行う。
- (3) 危機管理体制
大規模災害や不慮の事故等、当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合においても、金融機関としての基本的な機能を維持し、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧

を図るべく、「コンティンジェンシープラン」を定める。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制【効率的職務執行体制】

- (1) 理事会の体制
定期的(原則として月1回)又は必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、金庫の全般的な執行方針の審議機関として常務会を設置する。
- (2) 業務分掌及び職務権限
各部署の業務分掌及び職務権限、組織構成、組織管理の方法等について「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」等において定め、効率的な業務執行を実施する。

5. 当金庫及び子法人等から成る金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制【金庫グループ内部統制体制】

- (1) 子法人等の業務執行及び運営管理
子法人等との間で、業務の執行及び運営に関する事項について定期的に協議を行うと共に、重要事項については随時報告を求めて適切に子法人等を管理及び指導する。
- (2) 子法人等への監査の実施
金庫グループ全体の業務の適正を確保するため、内部監査部門は子法人等へ監査を実施する。また、監査結果について理事会へ報告を行う。
- (3) 子法人等のリスク管理
「リスク管理規程」等により、金庫グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- (4) 子法人等のコンプライアンス態勢
子法人等に対し、子法人等が定める「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等を遵守するよう管理及び指導する。また、子法人等の役職員に対し、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による報告を可能とし、その周知徹底を図る。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項【以下総称して、監事関連体制】

- (1) 監査業務の補助
監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員の配置を求めることが出来る。
- (2) 補助すべき専任の職員を置く場合の体制
前項の体制を確保するため、監事は常務会と協議のうえ必要な人員を求めることが出来る。

7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動
監事の職務を補助すべき職員の人事異動を行う場合には、事前に監事に対して報告を行い、監事は必要がある場合は理由を付して常務会に対して変更の申し入れを行うことが出来る。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の懲罰
監事の職務を補助すべき職員に対して懲罰を行う場合は、事前にその理由について監事に対して説明を行い、意見を聞き、これを尊重して行う。
- (3) 監事の職務を補助すべき職員の職務
監事の職務を補助すべき職員は、他部署の職務を兼務せず、監事の指揮命令のみに従う。

8. 当金庫及び子法人等の理事及び職員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

- (1) 理事会における報告体制
理事会は、法定事項に加え、当金庫及び子法人等に重大

業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

な影響を及ぼす事項、金庫グループ全体の内部監査の実施状況について、速やかに監事に対して報告する体制を整備する。

- (2) その他重要な事実の報告
当金庫及び子法人等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実のほか、法令違反等、又はその疑いがあるものを発見した場合には、監事に対し速やかに報告する。当金庫及び子法人等の役職員は、当金庫の監事から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかに適切な報告を行う。
 - (3) 監査業務における報告
監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事に対して説明を求めることが出来る。当金庫及び子法人等の役職員は、監事が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ適確に対応し報告を行う。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監事へ報告を行った当金庫及び子法人等の役職員に対

し、当該報告をしたことを理由として不利益になる取扱いを禁止する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監事は、職務の執行上生ずる費用について、前払又は償還を受けることが出来る。監事の職務の執行上必要と認める費用については予め予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用についても償還を請求することが出来る。
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 員外監事
外部の員外監事を選任し、監査の中立性・独立性の一層の向上に努める。
 - (2) 内部監査部門及び会計監査人との連携
監事が内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的な監査の実施を行えるよう、体制の整備を行う。

》業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当金庫は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用状況に努めており、2024年度における運用状況の概要は以下の通りです。

1. コンプライアンス体制

- 理事会は、「コンプライアンス・プログラム」の策定・総括等コンプライアンスに係る重要審議事項を決議しました。
- コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況、コンプライアンス違反事案や個人情報事故の発生原因分析および再発防止策等の重要事項を検討・審議し、その内容を適時理事会に報告しました。
- 各部室店ならびに関連会社は、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職場内研修を実施しました。また、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による報告があったものは事実確認の上、適切に対処しました。
- 内部監査部門はリスクベースアプローチに基づく監査形態と手法により監査機能の十分な確保を図りながら実施しました。自店検査は、自店検査実施要領および年間計画に基づき概ね適正に実施されています。
- 反社等対応(AML)システムの活用等により、反社会的勢力との関係遮断および排除に向け、適切な事前審査と事後検証を徹底しました。

2. 情報保存管理体制

- 理事の職務執行並びに意思決定に関する情報は、「理事会規程」「常務会規程」「文書管理規程」等に基づき作成し、文書または電磁的記録にて定められた期間、適切に保管・管理しています。

3. リスクマネジメント態勢

- 理事会は、「2024年度リスク管理方針」「2024年度リスク限度額および損失限度額」の決定等、リスク管理に係る重要事項を決議しました。
- 経営管理委員会は月次で開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。
- 経営管理委員会および下部機関であるオペレーショナルリスク管理委員会で、風評リスクのモニタリングの結果等について確認しました。
- リスクアベタイト・フレームワーク(RAF)運用による市場リスク管理に取組み、2024年度のリスクアベタイト(市場リスク・信用リスク)を設定し、リスク指標のモニタリングなど管理を行いました。
- 全部室店を対象とした「コンティンジェンシープランに基づく訓練」等を実施し、危機管理体制の実効性向上に努めました。

4. 効率的職務執行体制

- 理事会は「理事会規程」に基づき原則月1回開催し、常務会は「常務会規程」に基づき月2回程度の開催または必要に応じて適宜開催し、各々の規程に定める重要事項についての意思決定を行いました。
- 店舗チャネル政策の整備等への対応として、「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」を改正し、ローンプラザ千歳の設置等を実施しました。

5. 金庫グループ内部統制体制

- 関連会社と定例協議を開催し、「関連会社管理規程」に基づき、適切かつ厳正な管理・指導を行っています。
- 当金庫の内部監査部門は、関連会社の監査を実施し、委託業務処理状況やその適切性、およびリスク管理等について検証しました。
- 関連会社のリスク管理態勢については、月次でモニタリングを実施しています。また、金庫グループにおける危機管理対応として、関連会社との緊急連絡体制を構築しています。

6～11. 監事関連体制

- 監事の職務遂行を補助すべき職員を監事会事務局に配置し、監査の実効性向上と監査業務の円滑な遂行を確保しています。なお、当該職員は他部署の職務を兼務しておらず、監事以外の指揮命令下にはありません。
- 監事は、理事会等の各種機関会議への出席や、常勤理事・本部部長に対するヒアリング、関連会社役員との情報交換等を実施する機会が確保されており、業務執行に係る監事への報告体制は整備されています。
- 監事の職務執行上、生ずる費用については年度予算として計上しており、緊急または臨時に支出した費用についても、償還を請求することを可能としています。
- 監事が効率的な監査を行えるよう、監事・会計監査人・内部監査部門の三者による連携体制を構築しています。

(注) 「内部統制システム構築に関する基本方針」では、労働金庫法施行規則第19条に基づき「子法人等」という用語を使用していますが、運用状況報告では、当金庫の規程に基づき「関連会社」を使用しています。なお、当金庫の関連会社は北海道労働金庫サービス株式会社のみです。

預金商品・資産運用商品のご案内 (2025年6月末現在)

≫ 預金商品

■出し入れ自由な便利さで日常の暮らしにお役立て

預金の種類		期間	お預入れ金額	しくみと特徴
総合口座	普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	「預ける、貯める、支払う、借りる、受取る」の機能を1冊にセット。普通預金の便利さと定期預金の有利さを活かし、さらに自動融資(定期預金・エース預金の90%以内、最高300万円まで)もご利用いただけます。
	定期預金 エース預金	該当の各商品と同様です		
普通預金		期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	給与・年金等のお受取りや公共料金などの自動支払にご利用いただけます。キャッシュカードの利用で便利さが広がります。
普通預金無利息型 (決済用預金)		期間の定めはありません (出し入れ自由)		お利息はつきませんが、預金保険制度において全額保護の対象となります。

**普通預金
(通帳不発行型)**

ろうきんでは、「普通預金(通帳不発行型)」をお取扱しています。従来の普通預金とは異なり、通帳は発行せず、お取引明細についてはインターネットバンキングまたはろうきんアプリ(かんたん通帳)で確認することを前提とした商品です。既存の有通帳型と無通帳型との間で切り替えが可能です。

■まとまったお金を安定して運用

定期預金

預金の種類	期間	お預入れ金額	しくみと特徴
スーパー定期	1か月以上10年以内で所定の定型方式と期日指定方式	1円以上 1,000万円未満	1,000万円未満の資金を有効に。ボーナス預金などに最適です。
大口定期預金	1か月以上10年以内で所定の定型方式と期日指定方式	1,000万円以上	1,000万円からのまとまった資金のお預け入れに。
ワイド定期 (期日指定定期預金)	1年以上3年以内	1円以上 300万円未満	1年ごとの複利計算。 1年以上のお預け入れ後は1か月前までのご通知でいつでもお出し可能です。
変動金利定期預金	1年以上3年以内で所定の定型方式	1円以上	6か月ごとに金利が変動する定期預金です。 3年ものは複利もご利用いただけます。
全力投求	6か月	「投資信託」と同額もしくはそれ以下で最低10万円以上	当金庫取扱いの投資信託とのセット購入で、定期預金に特別金利を適用いたします。特別金利は当初6か月のみの適用となります。 ※投資信託のお申込後、3か月以内に店頭窓口にてお預け入れください。
パーステープラス 定期預金	3年	1万円以上 1,000万円以内 ※1預入金額は1,000万円未満となります。	お誕生月にお預け入れいただける個人のお客さまを対象に、お預け入れ時のスーパー定期の金利に上乗せした金利が初回満期日まで適用されます。 なお、当金庫普通預金口座へ給与振込を指定または公的年金受取を指定いただけるお客さまは、上記金利から更に上乗せした金利を適用いたします。

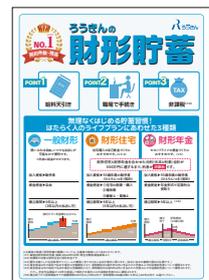
■目的にあわせた積み立てを、給与天引きで着実に財産形成

財形貯蓄

財形貯蓄は「一般財形」・「住宅財形」・「年金財形」の3タイプ。毎月の給与や手当から自動的に積み立てるため、手間いらず。無理なく計画的な将来の資金づくりにご利用ください。

便利な一般財形と有利な非課税財形(住宅・年金)のセット契約、財形契約後の積立額アップも可能です。

※「住宅財形」「年金財形」合わせて、貯蓄残高550万円までのお利息は非課税扱いです。



預金の種類	期間	お預入れ金額	しくみと特徴
財形貯蓄	一般財形	3年以上	お使いみちは自由。積み立てを継続しながら必要な資金を払い戻すことができます。
	住宅財形	5年以上 (住宅取得の場合は5年未満でも可)	
	年金財形	5年以上	将来に備えた私的年金資金の形成に最適です。満60歳以降、年金としてお受取りいただけます。

営業のご案内

預金商品・資産運用商品のご案内 (2025年6月末現在)

■ライフプランに合わせて自由に積み立て

積立型預金

預金の種類		期間	お預入れ金額	しくみと特徴
エース預金	エンドレス型	期間の定めはありません	1円以上	積立期間を決めず自由にお積み立ていただけます。積み立てを継続しながら残高の全部または一部払戻しが可能です。
	確定日型	3年以上		目標日(満期日)を設定し、お積み立ていただけます。目標日(満期日)以降に一括して払戻しできます。
	年金型			積み立てが終わってから3年~20年の間、年金形式で受取れます。

■セカンドライフに向けて有利に運用

公的年金のお受取り口座をろうきんにご指定いただいた方、または退職を迎えられた方に対して、店頭表示金利に金利が上乘せされる定期預金をご用意しています。

預金の種類	期間	お預入れ金額	しくみと特徴
年金定期	1年・3年	100万円以上 500万円以内	ろうきんで公的年金をお受取りの方専用の定期預金です。お預入れもしくは自動継続時のスーパー定期の金利に上乘せした金利が適用されます。
プレ年金定期	1年・2年・3年・4年・5年	100万円以上 500万円以内	「年金定期」の利用条件である「ろうきん口座」での公的年金受取までのつなぎ用としてご利用いただける定期預金です。お預入れ時のスーパー定期の金利に上乘せした金利が適用されます。
退職者専用特別定期預金(リラックス)	3年・5年・7年・10年	100万円以上	①または②における個人のお客さまを対象に、お預入れ時のスーパー定期または大口定期の金利に上乘せした金利が初回満期日まで適用されます。 ①退職された方(早期退職・転職等に伴う中途退職含む)で、退職金受取日から1年以内の預け入れ。 ②リラックスをご利用いただいた退職者本人の家族の方(※)で、退職者本人がリラックスを預け入れていただいた日以降、1年以内の預け入れ。 ※家族の範囲:退職者本人の配偶者・両親(配偶者の両親含む)・子供(子供の配偶者含む)・孫

■その他の預金

預金の種類	期間	お預入れ金額	しくみと特徴
譲渡性預金	1日以上10年以下	5,000万円以上 1円単位	大口資金の運用に。債権譲渡可能な預金です。
相続定期預金	1年・3年・5年・7年・10年	10万円以上 1円単位	相続による預金払戻が発生してから1年以内に相続金を預け入れた場合、スーパー定期または大口定期の金利に上乘せした金利が初回満期日まで適用されます。

※譲渡性預金以外の全ての預金は、「預金保険機構」の預金保険の対象です。

※商品概要変更のため、「相続定期預金」に限り2025年7月1日(火)付の情報を掲載しています。

≫資産運用商品

当金庫では、お客様のマネープランに応じた長期的な資産運用をサポートするため、「国債(個人向け)」と「投資信託」の窓口販売業務に加えて、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」をお取扱っています。

※国債・投資信託の窓口販売業務は、一部の店舗を除いてお取り扱いしています。

※資産運用商品は預金保険の対象外です。(個人型確定拠出年金(iDeCo)の定期預金(元本確保型)を除く。)

※以下の商品はリスクが伴いますので、商品内容を十分にご理解の上、ご利用ください。

種類	特徴・留意点
国債窓口販売業務(個人向け国債)	国が発行する安全性の高い債券です。満期日の元本の償還や半年ごとの利息のお支払いは、国が行います。 ※お客様のニーズに合わせて「変動金利型(満期10年)」、「固定金利型(満期3年・5年)」の3種類があり、0.05%(年率)の最低金利が保証されています。 ※中途換金した場合、額面金額に経過利息相当額を加えた金額から、中途換金調整額が差し引かれます。
投資信託窓口販売業務	多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド(基金)としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預りした払込金が解約・償還時に元本割れすることもあります。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	公的年金に上乘せして給付を受けることができる私的年金の1つとして、「ろうきんiDeCo(新プラン)」をお取り扱いしています。 お客様の資産形成にお役立ていただけるよう、定期預金や長期間の運用に適した投資信託商品をラインアップしております。 ※運用商品のうち定期預金(元本確保型)は、預金保険制度の保護対象商品となります。

※北海道労働金庫 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第38号

※当金庫は金融商品取引業協会に加入していません。

融資商品等のご案内 (2025年6月末現在)

≫ 融資商品

■ 主な個人向けローン(無担保ローン)

■ 轟(とどろき)ローン

新車・中古車の購入から車庫・車検・免許取得費用、他の金融機関でお借入中のマイカーローンの借換資金など幅広くご利用いただけます。ご利用金額は最高1,000万円まで。期間は10年以内(※)と長く、計画的な返済プランがたてられます。轟ローンは《北海道ろうきん》の自信作です。

※2025年7月1日よりご利用期間は最長15年以内となり、更に便利にご利用いただけます

若年層や女性向け、エコカー等をご購入の場合は、轟ローンより低金利でご利用いただける自動車ローンもご用意しています。

- 轟ヤング** 満29歳以下の方専用のマイカーローンです。
- 轟レディ** 女性専用のマイカーローンです。
- 轟エコ** 低公害車(燃料電池自動車・電気自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル車・プラグインハイブリッド車・その他環境性能、燃費性能に優れた車種等)や福祉車両の購入の場合にご利用ください。
※クリーンディーゼル車は、平成21年排出ガス規制(ポスト新長期規制)をクリアする車種に限ります。



ローン種類	ご利用期間	融資限度額	お使いみちと特徴
無担保ローン	轟(とどろき)ローン 10年以内(固定金利・変動金利) [2025年7月1日以降] 15年以内(変動金利) 10年以内(固定金利)	1,000万円まで	新車・中古車・車庫・車検・免許取得からバイク・ボートまで、様々なカーライフに関する費用にご利用いただけます。インターネットにてお申込が完結する「WEB完結型轟ローン・轟ヤング・轟レディ・轟エコ」もご用意しています。
	教育ローン 20年以内 (固定金利・変動金利)	1,000万円まで	高校・大学・専門学校などの入学費用から、受験料や下宿代、予備校・塾の費用、奨学金の借換などもOK。教育に関するあらゆるお使いみちに。「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。(保険料別途要)インターネットにてお申込が完結する「WEB完結型教育ローン」もご用意しています。
	教育ローン(カード型) 貸越利用期間(元金据置返済)を含め20年以内	1,000万円まで	教育に関するあらゆるお使いみちに。在学中(最長7年)は、ご契約の限度額内であれば、必要な時に何度でもお借入いただけます。
	福祉型教育ローン(特別教育ローン) 20年以内(固定金利)	500万円まで (1対象子弟につき200万円まで)	入学または進学に必要な一切の費用に。(一社)北海道労働者福祉基金協会が利子補給します。「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。(保険料別途要)
	無担保住宅ローン 25年以内 (固定金利・変動金利)	2,000万円まで	マイホームの新築・購入資金や増改築、修繕・模様替え等のリフォーム全般に関わるあらゆるお使いみちに。「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。(保険料別途要)
	無担保借換住宅ローン 25年以内(変動・固定金利特約型)	2,000万円まで	担保不要で、他金融機関や住宅金融支援機構などでお借入中の住宅ローン借換資金などにご利用いただけます。「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。
	フリーローン 10年以内(固定金利)	1,000万円まで (一般勤労者の方で お使いみが借換資金 の場合は500万円まで)	レジャー・旅行・冠婚葬祭等の生活資金や、金融機関・クレジット会社等からの借換資金に。インターネットにてお申込が完結する「WEB完結型フリーローン」もご用意しています。
	メンバーズローン(会員提携融資) 10年以内(固定金利)	500万円まで	お使いみち自由で、手続き簡単な多目的ローン。かんたんローンよりも有利な金利でご利用いただけます。【会員の方限定】
	かんたんローン(お助けくん) 10年以内(固定金利)	最高500万円まで (当金庫所定の条件審査 により融資額を決定さ せていただきます。)	お使いみち自由。レジャー・旅行・冠婚葬祭費用等、お客様のライフプランをバックアップします。
	福祉ローン 10年以内(固定金利)	1,000万円まで (育児・介護休業取得中の 生活費については 200万円まで)	育児・介護休業取得中の生活資金や育児費用、介護用品の購入・設置資金、医療費用、自然災害・火災等の被害からの復旧に必要な費用に低金利で安心してご利用いただけます。お使いみが育児・介護費用の対象の方は(一社)北海道労働者福祉基金協会が利子補給します。(条件に合致する場合)
マイプラン 契約期間 1年(自動更新)	30万円から300万円 までの10コース	お使いみち自由。カード融資枠の範囲内で何度でもご利用いただけます。借入限度額・借入残高によって毎月のご返済額が異なります。インターネットからのお申込が可能です。	

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の組合員の方を指します。
 ※「一般勤労者」とは、個人会員・生協組合員等の方を指します。
 ※その他、「預金担保ローン」「年金ローン」「勤労者福祉資金融資」など、各種ローンをご用意しています。

融資商品等のご案内 (2025年6月末現在)

■主な個人向けローン(不動産担保ローン)

住宅ローン

マイホームの新築・購入・増改築・土地の購入資金のほか、他の金融機関でお借入中の住宅ローンの借換資金としてもご利用いただけます。ご利用金額は最高1億円、期間も最長50年と長く、また、お客様のニーズに合わせて変動金利型、固定金利特約型、全期間固定金利型の3つのタイプを取り揃え、いろいろなバリエーションの中からお選びいただくことができます。

生命保険は、ろうきん負担で「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。なお、火災保険についてはお客様のご負担により、任意の火災保険、火災共済にご加入いただけます。



ローン種類	ご利用期間	融資限度額	お使いみちと特徴
不動産担保ローン	住宅ローン 50年以内 ■変動金利型 ■固定金利特約型 40年以内 ■全期間固定金利型	1億円まで	住宅の新築・中古住宅・土地の購入や他の金融機関でお借入中の住宅ローンの借換資金、住宅の増改築・修繕資金などにご利用いただけます。また、生活資金も合わせてお借入できる商品もございます。金利は変動金利型・固定金利特約型・全期間固定金利型の中から、返済計画に合わせてお選びいただけます。
	有担保フリーローン ●住宅資金使用 40年以内 ■変動金利型 ■固定金利特約型 (お使いみちにより融資期間が異なります)	5,000万円まで	お使いみちは住宅資金や教育費用・マイカー購入・医療費などの生活資金にご利用いただけます。
	●多目的使用 40年以内(変動金利)	2,000万円まで	
	ろうきんフラット35 (住宅金融支援機構提携ローン) 35年以内(固定金利)	100万円以上8,000万円以内で、建設費または購入価格以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)を活用した全期間固定金利の住宅ローンです。 ※住宅金融支援機構を抵当権者として1番抵当権を設定していただきます。

※住宅ローン返済期間40年超は、資金使用が「戸建新築(建売含む)」・「マンション(新築・中古)」の場合に限ります。
※原則として、融資対象となる土地・建物に〈保証機関〉もしくは〈ろうきん〉が第1順位の抵当権を設定していただきます。ろうきんフラット35は(住宅金融支援機構)を抵当権者として第1順位の抵当権を設定していただきます。

■個人向けローンご利用の留意事項

ローンのお申込に際しては、当金庫および保証機関所定の審査があり、審査の結果ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保証機関 ろうきんのローンをご利用いただく場合は、主として全国のろうきんが協同で設立した「(一社)日本労働者信用基金協会」(日本労信協)が保証を行います。また、その他にも「(一財)北海道勤労者信用基金協会」(北海道労信協)による保証もお取扱いしています。

≫ 火災保険・火災共済

■損保窓販業務

当金庫では、損害保険ジャパン株式会社の代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険(THEすまいの保険)」の代理店業務を行っています。当金庫住宅ローンをご利用の方へ、充実した補償で暮らしを守る火災保険をご用意しています。

※北海道ろうきんホームページでは、「保険募集指針」を掲示しています。

■共済代理業務

当金庫では、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済(火災共済・自然災害共済)」の代理募集業務を行っています。当金庫住宅ローンをご利用の方へ、きめ細かく大きな保障で暮らしをバックアップする共済をご用意しています。

※北海道ろうきんホームページでは、「共済募集指針」を掲示しています。

≫ 公的融資

当金庫では、窓口にて住宅金融支援機構の住宅資金融資や、日本政策金融公庫の国の教育ローンなどもお取扱いしています。

各種サービス・業務のご案内 (2025年6月末現在)

》ATM利用手数料 フルキャッシュバックサービス

ろうきんキャッシュカード・ローンカードのお引出し手数料は、いつでも・どこでも実質0円です。

ろうきんATMはもちろん、セブン銀行やローソン銀行、イオン銀行、コンビニ(セイコーマート、ファミリーマート等)に設置のATM、ゆうちょ銀行や、提携金融機関などの他行ATM・CDのお引出し手数料は、休日や祝日も、ご利用口座へ(お取引の成立と同時に即時)キャッシュバックいたします。



》オンラインキャッシュサービス

ろうきんのカードは、全国のろうきんをはじめMICS加盟の金融機関(都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・JAなど)やゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イオン銀行ならびにコンビニのATM・CDでご利用いただけます。

全国のろうきん	「引出」・「入金」・「残高照会」・「振込」(注1)
MICS加盟金融機関	「引出」・「入金」(注2)・「残高照会」・「振込」(注1)
ゆうちょ銀行	「引出」・「入金」・「残高照会」
セブン銀行	「引出」・「入金」・「残高照会」
イオン銀行	「引出」・「入金」・「残高照会」
ローソン銀行・ファミリーマート	「引出」・「入金」(注3)・「残高照会」
セイコーマート(注4)	「引出」・「残高照会」
ビューアルツテ(注5)	「引出」・「残高照会」

(注1) 平日8:30以前は当日の予約、平日15:00以降および土日祝は翌営業日の予約となります。一部ご利用いただけないMICS加盟金融機関もございます。

(注2) MICS加盟金融機関のうち、入金ネットに加盟している金融機関(第二地銀協加盟行・信金・信組)の一部自動機では「入金」も可能です。

(注3) 運営会社がイーネットとLANsのみが対象となります。

(注4) 運営会社がバンクタイムのお取引内容を記載しています。運営会社がバンクタイム以外のATMが設置されている店舗につきましては、お取引内容が異なる場合があります。

(注5) ローンカードはご利用いただけません。

※ATM設置場所については、各機関のホームページにてご確認ください。

※ご利用時間・お取引内容は、ATM・CDによって異なります。



》デビットカードサービス

お申込手続きは一切不要です。現在お持ちの“ろうきんキャッシュカード”を[J-Debit]マークのあるお店(加盟店)で、そのままお買い物や飲食代、税公金のお支払い、キャッシュアウト(注)にご利用いただけます。ご利用金額はご利用口座から即時に自動引落しされます。

(注) キャッシュアウトとは、キャッシュアウトに対応する加盟店(キャッシュアウト加盟店)のレジ等で現金を引き出すことができるサービスです。キャッシュアウトのご利用にあたって、一部キャッシュアウト加盟店では、キャッシュアウト手数料がかかる場合があります。※デビットカードサービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。※ご利用いただけるのは、当金庫が利用を認めた加盟店に限ります。

》Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

ろうきんキャッシュカードを使用して、口座振替依頼書のご記入・お届印なしで口座振替のお申込みが行えるサービスです。

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスのマークと労働金庫の表示がある収納機関の窓口等でお申し出ください。手数料はかかりません。

※本サービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。

》ネット口座振替受付サービス

口座振替のお申し込みが、口座振替依頼書のご記入・お届印なしで、インターネットから行える便利なサービスです。

※本サービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。

》こたら送金サービス

スマートフォン等の端末機にインストールされたBank payアプリを利用して利用者の指定する預金口座から送金する資金を引落とし、利用者が指定する口座(アカウント)に対して送金を行うサービスです。

※利用する際は、別途「Bank payアプリ」のダウンロードが必要です。

》ろうきんアプリ

ろうきんアプリにご利用口座を登録することで、登録した口座の残高照会や入金金明細照会、税公金支払い等、便利な機能をご利用いただけるサービスです。

ご利用内容	
■残高・明細照会	■ろうきんダイレクトへのログイン
■QRコード決済	■税公金支払い
■住所変更	■相談・予約
■「かんたん通帳」機能	■「新着・おすすめ」・「お役立ち情報」のご案内
■店舗・ATMの検索	■当金庫ホームページの閲覧
■ろうきんからのお知らせ(プッシュ通知)	

※「ろうきんアプリ」のご利用対象者は、ろうきんの普通預金口座と、そのキャッシュカードを発行済みの個人のお客様となります。

※ご利用口座の登録はメイン口座1口座、サブ口座4口座の合計5口座の登録が可能です。なおメイン口座は「普通預金」を、サブ口座は「普通預金」「貯蓄預金」「カードローン」が登録可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※「かんたん通帳」サービスのご利用には、別途、株式会社マネーフォワードが提供する「かんたん通帳」アプリのダウンロードが必要です。

※「かんたん通帳」は株式会社マネーフォワードの登録商標です。



各種サービス・業務のご案内 (2025年6月末現在)

》ろうきんダイレクト

ご自宅のパソコン・スマートフォン・タブレットなどから、資金の振替・振込・残高照会・入出金明細照会に加え、住所変更および公共料金自動引落申込等のお取引がご利用いただけます。

また、振込の場合、振込手数料は窓口やATMよりお安くなっています。

ご利用内容	
■振込	■振替
■自動振込サービス	■一般財形支払
■投資信託の口座開設・購入・解約、定時定額買付契約の新規・変更・解約	
■残高照会・入出金明細照会	
■新規口座開設・入金・支払(定期預金・エース預金)	
■カードローンの借入・返済取引	
■繰上返済および試算照会(証書貸付)	■住所変更
■公共料金の自動引落申込	
■税金・各種料金の払込「Pay-easy(ペイジー)」	

※ご利用にあたってはお申込み手続きが必要となります。お申込みには、キャッシュカードが発行されている総合口座(普通預金)が必要です。
 ※メンテナンスなどにより一部ご利用いただけない日・時間帯がございますので、ご了承ください。
 ※お勤め先企業との契約により、一般財形お支払いに関するサービスをご利用いただけない場合がございます。
 ※繰上返済および試算照会はお取扱いできないローンがございます。最寄りの窓口にご相談ください。(日本学生支援機構奨学金融資等)

》Webお知らせサービス

現在当金庫から書面でお届けしている「残高のお知らせ」などのお客様宛通知を、インターネットや携帯電話によりご確認くださいサービスです。

※最新の残高はご確認くださいませ。
 ※個人のお客様が対象です。
 ※ろうきんダイレクト・ろうきんアプリに付随するサービスのため、お申込みにあたっては、ろうきんダイレクトのご契約またはろうきんアプリのインストールが必要です。

》インターネットバンキング(団体向け)

ろうきんに普通預金または当座預金口座を保有する団体のお客様向けのバンキングシステムです。インターネットに接続されているパソコンから、振込や預金口座の残高照会などをご利用いただくことが可能で、ご希望により、団体のお客さまからの依頼に基づき、ろうきんが総合振込や給与振込など大量データの一括振込を行う機能を付加することも可能です。お客様のパソコンへ専用ソフトをインストールする必要はありません。

※インターネットバンキング(団体向け)のご利用にあたっては、書面でのお申込手続きが必要です。
 ※インターネットバンキング(団体向け)のご利用手数料は無料です。
 ※一括口座確認サービスの利用を別途ご希望される場合は、所定の手数料が必要となります。
 ※メンテナンスなどにより一部ご利用いただけない日・時間帯がありますのでご了承ください。

》自動支払サービス

5大公共料金(電気・水道・ガス・電話・NHK)をはじめ、クレジットカードのご利用代金や各種保険料などの口座自動支払サービスを取扱っています。また、国・地方公共団体の収納業務もお取扱いしています。

※収納機関によりお取扱いできない場合があります。

》自動送金サービス

ろうきんのお客様口座から、ご指定の金融機関のお客様口座へ自動的に一定額を送金するサービスです。最初の一度の手続きで、その後は自動的に送金が可能です。

※ご利用手数料がかかります。

》内国為替業務

当金庫では、給与振込などの国内のお客様の間での資金の送金(送金為替)、公共料金引落しなどの取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

》有価証券投資業務

業務上の余裕資金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくは57ページに掲載しています。

》生命保険窓口販売業務

募集代理店として生命保険販売業務を行っています。

商品名	引受保険会社
たんぼぼ認知症治療保険 たんぼぼ認知症年金保険(たんぼぼプラス) たんぼぼアルファ	太陽生命保険株式会社
あさがお一時払終身保険	フコクしんらい生命保険株式会社

》その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

》日曜相談会

ローンや資産形成の相談が平日に時間がなくできないという方のために、当金庫では定例的に日曜相談会を開催しています(一部の店舗を除く)。住宅・自動車・教育等のローンのご相談や、投資信託等の資産形成のご相談も承りますので、お気軽にお越しください。また、オンライン(Zoom)による相談も承っております。(事前にご予約が必要となります)。開催日程につきましては当金庫ホームページにてご確認ください。



開催店舗(2025年度)		
●ローンプラザ*1	●ローンプラザ千歳*2	●函館支店
●札幌西支店	●旭川支店	●北見支店
●札幌麻生支店	●釧路支店	●苫小牧支店
●札幌平岡支店	●室蘭東支店	●帯広支店

*1 ローンプラザは本店営業部内にごきます。
 *2 ローンプラザ千歳は千歳支店内にごきます。

※ホームページ・ろうきんアプリよりご相談時間の予約ができます。相談会のご来店に予約は不要ですが、予約いただきますと優先的にご相談を承ります。事前に予約がないお客さまは、お待ちいただくか、改めて相談時間の調整をさせていただく場合がございますのでご了承ください。

営業のご案内

主な手数料一覧 (2025年6月末現在)

◆手数料には10% (消費税および地方消費税) が含まれています。

振込手数料(1件につき)

	ろうきん本支店宛(他劣金を含む)			他金融機関宛		
	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上
窓口利用	110円	220円	440円	文書扱い 330円	440円	660円
				電信扱い 440円	550円	770円
ATM利用・視覚障がい等によりご自身でのATMのご利用が困難な場合の窓口利用	110円	110円	330円	275円	275円	385円
インターネットバンキング(個人向け)利用 個人インターネットバンキング自動振込サービス	110円	110円	110円	220円	220円	275円
インターネットバンキング(法人向け)利用 ファームバンキング(FB)利用	110円	110円	220円	220円	330円	440円

※同一本支店へのお振込は無料です。 ※ろうきん本支店宛のお振込のうち、団体会員が振込依頼人となる場合は無料となります。
 ※視覚障がい等による窓口利用振込については、依頼人が本人名義のお振込みに限ります。なお、1日あたりの振込額は50万円以内となります。
 (限度額の設定変更をされている場合、ICカードの場合を除きます。)
 ※夕張出張所と岩見沢支店間(2022/2/7～)、赤平出張所と滝川支店間(2022/2/20～)、室蘭支店と室蘭東支店間(2025/2/10～)、紋別出張所と遠軽出張所間(2025/3/3～)は、「同一店内」扱いとなります。

その他の為替手数料

	ろうきん本支店宛	他金融機関宛
送金手数料	440円	660円
送金・振込の組戻料	無料(他劣金宛は660円)	660円
取立手形の組戻料	660円	660円
取立手形店頭呈示料	660円	660円
不渡手形返却料	660円	660円

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。

	即日入金可能な手形・小切手		電子交換所不参加金融機関への取立、通帳の取立等
	庫内交換	電子交換所	
代金取立手数料	無料		1,100円

※速達郵便をご利用の場合、別途実費を上乗せした金額を手数料といたします。

自動送金サービス

	同 一 店舗内	ろうきん本支店宛			他金融機関宛		
		1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上
自動送金手数料	55円	165円	165円	385円	385円	440円	495円

※上記の自動送金手数料は取扱手数料と振込手数料の合計を記載しています。

ろうきん自動機利用手数料

	平日			土曜日			日曜・祝日	
	8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	9:00～14:00	14:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	17:00～21:00
ろうきんのカードによる「入金・引出」	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行のカードによる「入金・引出」	220円	110円	220円	110円	220円	220円	220円	220円
入金ネット加盟金融機関のカードによる「入金」	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円	220円
提携金融機関のカードによる「引出」	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円	220円
提携クレジットカードご利用による「引出」	カード会社所定の手数料							

※自動機のご利用時間帯・営業日は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合があります。 ※12月31日は、日曜・祝日と同一の手数料となります。
 ※提携金融機関およびゆうちょ銀行については、上記とは異なる手数料となる場合やお取引のできない場合があります。
 詳しくは、カード発行金融機関へお問い合わせください。
 ※提携クレジットカードのご利用可否および利用手数料については、カード発行会社へお問い合わせください。

ゆうちょ銀行自動機でのろうきんカード利用手数料

	平日					土曜日				日曜・祝日		
	0:05～7:00	7:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	21:00～23:55	0:05～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	17:00～23:55	0:05～9:00	9:00～17:00	17:00～21:00
「入金」	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
「引出」	220円	220円	110円	220円	220円	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円

※「引出」の利用手数料につきましては、「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」の対象となります。

セブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行、ファミリーマート、ビューアルッテ自動機でのろうきんカード利用手数料

	平日				土曜日、日曜・祝日							
	23:00～7:00	7:00～8:00	8:00～19:00	19:00～23:00	7:00～8:00	8:00～19:00	19:00～21:00	21:00～7:00	21:00～7:00			
セブン銀行	「入金」				無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	「引出」				110円	無料	無料	110円	無料	無料	110円	110円
イオン銀行	「入金」「引出」				—	—	無料	無料	—	無料	無料	—
ローソン銀行・ファミリーマート	「入金」「引出」				無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
ビューアルッテ	「引出」				(JRの始発～終電)無料				(JRの始発～終電)無料			

※「引出」の利用手数料につきましては、「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」の対象となります。
 ※「—」の記載のある時間帯はご利用できません。
 ※セブン銀行、ローソン銀行、ファミリーマート、ビューアルッテは、毎月第1、第3月曜日の2:00～6:00はご利用できません。また、ハッピーマンデー前日の21:00～翌朝6:00はシステムメンテナンスのためご利用できません。
 ※ビューアルッテ自動機ではローンカードは使用できません。
 ※イオン銀行は、月曜日8:00～23:00、火曜日～金曜日1:00～23:00の時間帯にご利用できます。手数料は無料となります。

セイコーマート(バンクタイム)自動機でのろうきんカード利用手数料

	平日					土曜日、日曜・祝日							
	0:00～8:00	8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	21:00～0:00	0:00～8:00	8:00～21:00	21:00～0:00					
セイコーマート	「引出」					—	220円	110円	220円	—	—	220円	—

※セイコーマートは運営会社がバンクタイムの場合のお取引時間、およびご利用手数料を記載しています。運営会社がバンクタイム以外のATMが設置されている店舗につきましては、お取引内容が異なる場合があります。

主な手数料一覧 (2025年6月末現在)

◆手数料には10% (消費税および地方消費税) が含まれています。

》その他の手数料(預金・融資関連)

項 目		手 数 料		
預金 関 連	小切手帳発行手数料(用紙代)	1冊(50枚綴り)	550円	
	手形帳発行手数料(用紙代)	1冊(50枚綴り)	550円	
	自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円	
	出資証券再発行手数料	1枚につき	550円	
	通帳・証書再発行手数料	1冊(1枚)につき	1,100円	
	各種証明書発行手数料	当金庫所定書式での発行	1通につき	550円
		当金庫所定書式以外での発行	1通につき	1,100円
	相談時口座照会手数料			5,060円
	ICキャッシュカード発行手数料			1,100円
	ICローンカード発行手数料			無料
	磁気ストライプ(キャッシュ・ローン)カード再発行手数料	1枚につき(注1)		1,100円
	IC(キャッシュ・ローン)カード再発行手数料	1枚につき(注1)		1,100円
	ワンタイムパスワード生成機再発行・追加発行手数料	1個につき		1,650円
	ファームバンキング(FB) ANSERサービス	契約手数料		16,500円
		利用手数料	公衆回線、INS回線	3,300円
インターネット回線(VALUX)			5,500円	
仮想専用回線(フレッツVPN)			月額 16,500円	
専用回線(ADP) (AnserDATAPORT)			22,000円	
明細処理料		専用回線(ADP)	1明細につき	11円
インターネットバンキング (団体)利用手数料(月額)	フルタイプ		無料	
	ライトタイプ		無料	
団体IB 口座確認手数料		月額	1,100円	
両替手数料(注2) 金種指定支払手数料 大量硬貨振込取扱手数料 ※以下のお取引は枚数に拘わらず無料と なります。 1. 汚損硬貨・旧硬貨・記念硬貨から流通 硬貨への両替 2. 義援金口座へのお振込み	両替・支払・ 振込枚数 (硬貨のみ)	1枚~20枚	無料	
		21枚~300枚	110円	
		301枚~1,000枚	330円	
		1,001枚~2,000枚	550円	
		2,001枚以上	1,000枚毎に220円を加算	
大量硬貨入金取扱手数料	入金枚数	1枚~300枚	無料	
		301枚~1,000枚	330円	
		1,001枚~2,000枚	550円	
		2,001枚以上	1,000枚毎に220円を加算	
両替機利用手数料(1回あたり) (※本店営業部のみ設置)(注4)	両替後の枚数 (硬貨のみ)	1枚~20枚	無料	
		21枚~300枚	100円	
		301枚~1,000枚	200円	
融資取扱手数料(カードローン取扱手数料)				
信販保証を除く有担保	2000年7月2日以前の 全ての融資実行口座	一部繰上償還	無料	
		全額繰上償還	無料	
	2000年7月3日以降の 全ての融資実行口座	一部繰上償還	無料	
		全額繰上償還	33,000円	
		他行・他社借換	55,000円	
信販保証の有担保	全ての融資口座	一部繰上償還	無料	
		全額繰上償還	無料(注5)	
返済方法等(有担保)変更手数料				
再特約手数料 (再特約自動更新を含む)	2001年7月2日以降の 融資実行口座		5,500円	
電子契約手数料	無担保ローン・カードローン		無料	
	住宅ローン	契約金額500万円以下	無料	
		契約金額500万円超	5,500円	
不動産担保融資取扱手数料(注6)				
住宅つなぎローン取扱手数料				
融資残高証明書発行手数料 (住宅取得資金に係る借入金の年 末残高等証明書を除く)	当金庫所定書式での発行	1通につき	550円	
	当金庫所定書式以外での発行	1通につき	1,100円	

(注1)

カード喪失状態でカード種類の切替(ダブルカード⇄シングルカード/磁気ストライプカード⇄ICカード)を行う場合は、新カード種類の発行枚数分の再発行手数料が必要となります。

(注2)

両替手数料は、お客さまがお受取りになる硬貨枚数、またはお客さまがご持参される硬貨枚数のいずれが多い方で算定させていただきます。

(注3)

手数料はご持参(精算)枚数の合計で金額を算定させていただきます。

(注4)

1,001枚以上は1回で両替できないため複数回に分けて両替が必要となります。

(注5)

信販提携不動産ローンを全額繰上償還した場合は、返済年数等により信販所定の全額繰上償還手数料が返戻保証料から差し引かれます。

(注6)

「ろうきん住宅ローン~すまいる上手~」の場合、「ご融資額×2.20%」で算出される手数料額(消費税および地方消費税含む)となります。

(注7)

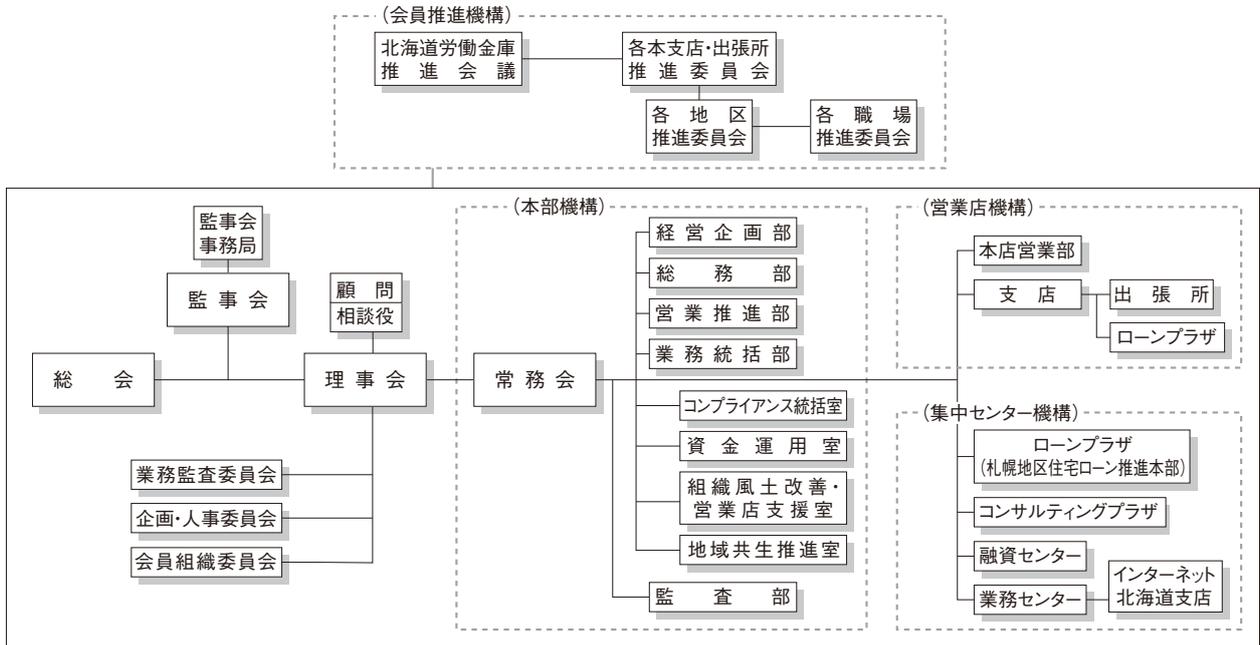
期間は暦月ベースで計算します。
例)2025年1月20日~2025年2月6日は2カ月分として計算します。

》その他の手数料

項 目		手 数 料	
個人情報 開示手数料	基本手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・個人番号・労働組合等(団体会員)	依頼書1通につき 1,100円
		預金残高・借入残高	1口座1基準毎 550円
	加算手数料	取引明細	1口座1カ月毎(注7) 550円
		その他	1項目毎 1,100円

北海道ろうきんの組織

組織機構図 (2025年6月末現在)



役員一覧 (2025年6月末現在)

理事長	杉山 元	北海道労働者福祉協議会	副理事長	千葉 利裕	自治労北海道本部	専務理事	石川 真澄	員外	常務理事	山田 佳寿	員外
理事	加藤 裕幸	私鉄総連北海道地方労働組合	理事	奈良 靖	UAセンセン北海道支部	理事	奈良 靖	NTT労働組合北海道総支部	理事	萩原 光典	北海道電力労働組合本部
理事	金子 ユリ	日本労働組合総連合会北海道連合会	理事	山下 則和	北海道教職員組合	理事	山谷 一夫	北海道教職員組合	理事	渡辺 曜久	員外
理事	河野 憲治	全日本運輸産業労働組合北海道地方連合会	常勤監事	及川 華恵	員外(ひいらぎ法律事務所)(※)	監事	片桐 秀人	電機連合北海道地方協議会	監事	笹谷 篤央	札幌トヨタ自動車労働組合
理事	古屋 敏彦	員外(道央法律事務所)	監事	深田 大幸	札幌市労働組合連合会	監事	深田 大幸	札幌市労働組合連合会			
理事	佐藤 猛	日本製鉄室蘭労働組合									
理事	佐藤 亘	紙パ連合北海道地方本部									
理事	鷗原 満	日本郵政グループ労働組合北海道地方本部									
理事	平 照治	北海道生活協同組合連合会									
理事	高橋 英雄	北海道中央バス労働組合									
理事	中川 憲一	北海道旅客鉄道労働組合									

(注) (※)は、労働金庫法第32条第4項に規定する員外監事です。

常勤役員等の兼職 (2025年6月末現在)

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)の第1項ただし書きの「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職又は兼業を行っている常勤役員等はありません。

顧問・相談役一覧 (2025年6月末現在)

顧問	須間 等	日本労働組合総連合会北海道連合会
相談役	出村 良平	前理事長
相談役	和田 英浩	日本労働組合総連合会北海道連合会

会計監査人の名称 (2025年6月現在)

監査法人ライトハウス

役員報酬の状況

(2024年度)

	支給人員	支給額
理事	16人	81,192千円
監事	5人	18,605千円
合計	21人	99,797千円

(注) 上記以外に支払った退任慰労金は理事75,209千円、監事38,919千円であり、役員賞与金はありません。

職員の状況

項目	2023年度末	2024年度末
職員数	707人	700人
平均年齢	41歳 4月	41歳 8月
平均勤続年数	13年 4月	13年 7月
平均給与月額	357千円	367千円

(注) 1. 職員数は、一般職およびパートナー職員等(パートナー職員、シニア嘱託職員、パートナー嘱託職員)を含んで表示しています。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与を除くものです。

沿革

戦後、勤労者の生活はインフレや賃金支払の遅れ等に苦しみ、当時生活資金の借入は高利の質屋等に頼らざるを得ませんでした。そのような時代背景の中、はたらく仲間の連帯と団結により《北海道ろうきん》は1951年5月に誕生しました。

創立以来、営利を目的とせず、生活者本位であることを基本に、「はたらく人たちのお金を」「はたらく人たち自身の手で」「はたらく人たちのために」運用する金融機関として皆様とともに歩みつ

- 1951 北海道勤労信用組合創立総会 (団体会員数389、出資金300万円)
- 1952 炭労ストに伴う生活資金融資 (第5回理事会1億9,860万円)
- 1965 本店営業部に預金会計機1台 業務用乗用車1台購入
- 1970 創立20周年記念預金運動を設定
- 1972 財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
電子計算センターオープン
- 1976 本店営業部現在の場所に移転 (札幌市中央区北1条西5丁目)
- 1977 預金量1,000億円突破
- 1978 第1次「サラ金」対策キャンペーン
貸出量1,000億円突破
- 1981 創立30周年
内国為替認可
- 1983 第2次「サラ金」対策キャンペーン
- 1984 為替オンライン開始
- 1985 全国オンラインキャッシュサービス開始
- 1987 住宅ローンに変動金利制導入
- 1990 轟ローン登場、大ヒット商品となる
- 1991 ユニティシステム(全国オンラインシステム)稼働
MICS(全国キャッシュサービス)サンデーバンキング実施
- 1992 轟ローン特別キャンペーン展開
- 1993 変動金利定期預金・中長期定期預金の取扱開始
- 1994 「金利上限付住宅ローン(キャップローン)」発売
国債窓販業務取扱開始
- 1995 「固定金利期間特約型住宅ローン」発売
- 1996 ろうきんビジョン「LEVEL2005」の策定
- 1997 預貸率80%突破
- 1998 「他行CD・ATM利用顧客手数料還元サービス」取扱開始
- 1999 郵便局とのオンライン提携開始
- 2000 デビットカードサービス開始
投資信託窓口販売開始
- 2001 創立50周年
社会貢献制度取扱開始
「インターネット・モバイルバンキング」取扱開始
- 2002 新情報システム稼働
「NPO事業サポートローン」取扱開始
- 2003 融資サポートシステム稼働
「お客様相談室(札幌)設立
- 2004 法令遵守態勢強化に係る「改善計画書」提出
アイワイバンク(現セブン銀行)との提携開始
かんたんローン「お助けくん」発売
- 2005 個人向け国債取扱開始
「普通預金無利息型(決済用預金)」取扱開始
- 2006 第二地銀・信金・信組業態とのATM相互入金提携業務の開始
「無担保借換住宅ローン」取扱開始
保険窓販業務「ろうきん住宅総合保険」取扱開始
ICカードの取扱開始
- 2007 ユニティオンラインシステムの全国統一
「災害救援ローン」取扱開始
インターネット北海道支店を開設
- 2008 イオン銀行とのATM業務提携開始
全労済「ろうきん住宅ローン専用火災共済」取扱開始
「就職安定資金融資制度」取扱開始



北海道勤労信用組合
(道立札幌労働会館2F)

づけ、今日に至ることができました。

これもひとえに、これまでに数多くの勤労者の皆様から寄せられたご支援や事業推進のための絶大なご協力によるものと、あらためて感謝を申し上げる次第です。

当金庫はこれからも、これまでの歴史・経験を活かしながら、更なる事業の発展と地域社会への貢献に努めていきたいと考えています。

- 2010 「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」取扱開始
全労済「風水害等給付金付火災共済(付帯自然災害共済)」取扱開始
- 2011 創立60周年
「技能者育成資金融資制度」・「求職者支援資金融資制度」取扱開始
「震災遺児支援定期」発売
- 2012 ろうきんATMとセブン銀行ATMの利用件数に応じた「あしなが育英会 東日本大地震・津波遺児募金」への寄付取扱実施
- 2013 「アール・ワンシステム」稼働開始
北海道生活協同組合連合会との「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」締結
- 2014 「ろうきん住宅ローン ～すまいる上手～」取扱開始
「教育訓練受講者支援資金融資制度」取扱開始
「北海道労福協創立50周年記念キャンペーン」(定期預金「スクラム50」発売)
「ばかばかローン(家庭用燃料の購入等に係る特別融資制度)」取扱開始
- 2015 「オールマイティ保障型団信」取扱開始
「マイプラン(来店不要型)」取扱開始
イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークサービス、ビューカードとのATM提携開始
- 2016 「コープさっぽろ絵本がトドック[絵本+1冊プレゼント]」の取組
改正個人型確定拠出年金(iDeCo)法施行に伴う商品拡充
「北海道なでしこ応援企業」認定
- 2017 「住(す)きつと!500」取扱開始
「奨学金借換ローン」取扱開始
日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、協調融資商品「TSUNAGU」取扱開始
- 2018 「平成30年北海道胆振東部地震」の被災者に対する災害救援ローン等の取扱開始
「マイプラン(WEB完結型)」取扱開始
貸出量7,000億円突破
- 2019 「轟ローン(WEB完結型)」取扱開始
「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン(愛称:働くひと応援ローン)」取扱開始
預金量1兆円突破
「ろうきんアプリ」・「かんたん通帳アプリ」取扱開始
電子マネーチャージの対応開始
「エコリフォームローン」取扱開始
- 2020 「教育ローン(WEB完結型)」・「フリーローン(WEB完結型)」取扱開始
新型コロナウイルス関連特別融資の取扱開始
協同組合ネット北海道の設立への参画
- 2021 創立70周年
「ろうきんアプリ」リニューアル
- 2022 ポータルサイト「みんなのマネLABO」公開
公式Twitterアカウント開設
預金量1兆1,000億円、貸出量8,000億円突破
「くるみん」健康経営優良法人認定
- 2023 「ろうきんダイレクト」リニューアル
北海道との包括連携協定締結
「ハーステープラス定期預金」取扱開始
- 2024 「退職者専用特別定期預金 リラックス」の「家族プラン」取扱い開始
「プラチナくるみん」認定
「轟ローン発売35周年記念キャンペーン」実施

北海道ろうきん店舗・自動機一覧

- 当金庫の労働金庫代理業を行う営業所・事務所はありません。
- 全店にAEDを設置しています。
- お振込みは、ろうきんキャッシュカードおよび、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組のカードでもご利用いただけます。
・平日8:30以前は、当日の予約、平日15:00以降および、土日祝は翌営業日の予約となります。
・現金によるお振込みは、お取扱いしていません。
- 通帳でのご入金・通帳記帳は、ろうきん通帳のみご利用いただけます。
- 1月1日～3日および、5月3日～5日は、一部を除く自動機を休業させていただきます。

》店舗一覧

地区	店名/出張所名	住所	電話番号	店舗ATM稼働時間	
				平日	土日祝
札幌市内	本店営業部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目3-10	(011)271-2001	8:45-19:00	9:00-17:00
	道庁支店	〒060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁内1F	(011)251-3316	8:45-18:00	
	札幌西支店	〒063-0061 札幌市西区西町北20丁目1-1	(011)661-5121	8:45-19:00	9:00-17:00
	札幌手稲支店	〒006-0812 札幌市手稲区前田2条10丁目1-20	(011)691-0615	8:45-19:00	9:00-17:00
	札幌東支店	〒003-0003 札幌市白石区東札幌3条5丁目3-43	(011)822-8181	8:45-19:00	9:00-17:00
	札幌北支店	〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目6-37 山京ビル内	(011)717-1212	8:00-19:00	9:00-17:00
	札幌麻生支店	〒001-0045 札幌市北区麻生町2丁目12-7	(011)717-2121	8:00-19:00	9:00-17:00
	札幌平岡支店	〒004-0879 札幌市清田区平岡9条1丁目8-14	(011)885-1311	8:45-19:00	9:00-17:00
道央地区	江別支店	〒069-0813 江別市野幌町8-8	(011)391-6011	8:45-19:00	9:00-17:00
	千歳支店	〒066-0042 千歳市東雲町2丁目25-3	(0123)27-6666	8:45-19:00	9:00-17:00
	岩見沢支店	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目1-5	(0126)22-1035	8:45-19:00	9:00-17:00
	夕張出張所	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目1-5(岩見沢支店内)	(0126)22-1035		
	滝川支店	〒073-0033 滝川市新町1丁目10-2	(0125)23-2121	8:45-19:00	9:00-17:00
	赤平出張所	〒073-0033 滝川市新町1丁目10-2(滝川支店内)	(0125)23-2121		
	砂川出張所	〒073-0163 砂川市西3条北3丁目1-1	(0125)54-3144	8:45-18:00	9:00-17:00
	芦別出張所	〒075-0011 芦別市北1条東1丁目5-22	(0124)22-2403	8:45-18:00	9:00-17:00
	小樽支店	〒047-0032 小樽市稲穂1丁目6-5 エスズ小樽ビル内	(0134)23-3238	8:45-19:00	9:00-17:00
	倶知安支店	〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東1丁目14-2	(0136)22-0459	8:45-18:00	9:00-17:00
道南地区	函館支店	〒042-0942 函館市柏木町6-41	(0138)54-1131	8:45-19:00	9:00-17:00
	八雲支店	〒049-3107 二世郡八雲町本町90	(0137)63-3311	8:45-18:00	9:00-17:00
	室蘭東支店	〒050-0083 室蘭市東町4丁目29-2	(0143)45-3611	8:45-19:00	9:00-17:00
	室蘭支店	〒050-0083 室蘭市東町4丁目29-2(室蘭東支店内)	(0143)45-3611		
	苫小牧支店	〒053-0022 苫小牧市表町1丁目4-24	(0144)36-1212	8:45-19:00	9:00-17:00
	静内支店	〒056-0019 日高郡新ひだか町静内青柳町1丁目2-8	(0146)43-3111	8:45-18:00	9:00-17:00
道北地区	旭川支店	〒070-0035 旭川市5条通9丁目644	(0166)26-4231	8:45-19:00	9:00-17:00
	富良野支店	〒076-0032 富良野市若松町2-28	(0167)23-6000	8:45-18:00	9:00-17:00
	留萌支店	〒077-0041 留萌市明元町6丁目22-7	(0164)43-5770	8:45-18:00	9:00-17:00
	名寄支店	〒096-0014 名寄市西4条南8丁目4-13	(01654)2-2270	8:45-18:00	9:00-17:00
	稚内支店	〒097-0022 稚内市中央3丁目14-17	(0162)73-1151	8:45-18:00	9:00-17:00
道東地区	帯広支店	〒080-0014 帯広市西4条南6丁目1-3	(0155)24-3767	8:45-19:00	9:00-17:00
	釧路支店	〒085-0015 釧路市北大通4丁目1-1	(0154)23-0511	8:45-19:00	9:00-17:00
	中標津支店	〒086-1006 標津郡中標津町東6条南2丁目1-14	(0153)72-0300	8:45-18:00	9:00-17:00
	北見支店	〒090-0044 北見市北4条西5丁目1-1	(0157)23-7431	8:45-19:00	9:00-17:00
	遠軽出張所	〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北2丁目1-6	(0158)42-3388	8:45-18:00	9:00-17:00
	紋別出張所	〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北2丁目1-6(遠軽出張所内)	(0158)42-3388		
	網走支店	〒093-0006 網走市南6条東3丁目6-1	(0152)43-1213	8:45-18:00	9:00-17:00

インターネット北海道支店(仮想店舗)(金庫ホームページアドレス)<https://www.rokin-hokkaido.or.jp>

本部	〒060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目3-10	(011)271-2101
ローンプラザ	〒060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目3-10	(011)271-2081
コンサルティングプラザ	〒060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目3-10(本店営業部内)	(011)211-5682

北海道ろうきん店舗・自動機一覧

≫ 自動機(店舗外)一覧

ATM …お取り扱い内容:「お引出し」「残高照会」「お預入れ」「通帳記入」
「お振込み」「暗証番号変更」「支払限度額減額」
CD …お取り扱い内容:「お引出し」「残高照会」

地区	設置場所	機種	住所	稼働時間	
				平日	土日祝
札幌市内	JRタワーステラブレイス地下1F	ATM	札幌市中央区北5条西2丁目5	8:00-21:00	9:00-21:00
	札幌医科大学病院2F	ATM	札幌市中央区南1条西16丁目	9:00-18:00	
	地下鉄大通駅	ATM	札幌市中央区大通西4丁目	8:00-21:00	9:00-21:00
	地下街丸井今井前	ATM	札幌市中央区大通西2丁目	8:00-21:00	9:00-21:00
	地下鉄琴似駅	ATM	札幌市西区琴似1条5丁目	8:00-21:00	9:00-19:00
	地下鉄新さっぽろ駅	ATM	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目	8:00-21:00	9:00-19:00
	地下鉄福住駅	ATM	札幌市豊平区月寒東1条13丁目	8:00-21:00	9:00-19:00
	ソウエンBRIDGE	ATM	札幌市中央区北10条西14丁目	8:00-21:00	9:00-19:00
	スーパーアークス星置店	ATM	札幌市手稲区手稲山口478-1	9:00-21:00	9:00-21:00
	スーパーアークス苗穂店	ATM	札幌市東区北7条東18丁目2-10	9:00-21:00	9:00-21:00
	コープさっぽろルーシー店	ATM	札幌市白石区栄通18丁目5-35	9:00-21:00	9:00-21:00
	コープさっぽろソシア店	ATM	札幌市南区川沿5条2丁目3	9:00-21:00	9:00-21:00
	ラッキー新琴似四番通店	ATM	札幌市北区新琴似8条10丁目1-22	開店時-21:00	開店時-21:00
	東光ストアあいの里店	ATM	札幌市北区あいの里1条5丁目2-3	9:00-21:00	9:00-21:00
	イオン札幌手稲駅前店	ATM	札幌市手稲区前田1条11丁目1-1	9:00-21:00	9:00-21:00
道央地区	恵庭市役所1F	ATM	恵庭市京町1	8:30-17:30	
	小樽市役所1F	ATM	小樽市花園2丁目12-1	9:00-17:30	
	イオン小樽店	ATM	小樽市築港11	9:00-21:00	9:00-21:00
	東光ストア北広島店	ATM	北広島市栄町1丁目2	9:00-21:00	9:00-19:00
	夕張市 拠点複合施設「りすた」	ATM	夕張市南清水沢4丁目48-12	9:00-18:00	9:00-17:00
	コープさっぽろあかびら店	ATM	赤平市大町3丁目1-1	9:00-19:00	9:00-17:00
道南地区	室蘭市役所1F	ATM	室蘭市幸町1-2	9:00-17:00	
	函館市役所1F	CD	函館市東雲町4-13	9:00-17:00	
	苫小牧市役所1F	ATM	苫小牧市旭町4丁目5-6	9:00-18:00	
道北地区	スーパーアークスバルブタウン	ATM	旭川市バルブ町1条2丁目505-2	9:00-19:00	9:00-17:00
道東地区	十勝合同庁舎1F	ATM	帯広市東3条南3丁目1	9:00-17:00	
	帯広市役所1F	ATM	帯広市西5条南7丁目1	9:00-17:00	
	コープさっぽろ桜ヶ岡店	ATM	釧路市桜ヶ岡4丁目2-22	9:30-19:00	9:30-17:00
	シティもんべつ店	ATM	紋別市渚滑町1丁目2-1	9:00-19:00	9:00-19:00

※店舗外コーナーはすべて1台の設置です。

※スーパー等の店舗内に設置している自動機につきましては、店舗営業時間の変更や休業などにより上記の時間帯が変更となる場合があります。施設の営業開始前は、ご利用いただけません。

※設置しているATMは、全て視覚障がい者対応ATM(数字キー付ハンドセット)となります。

※「ソウエンBRIDGE」は、2025年7月1日より「JR桑園駅イーストプラザ」から名称変更しました。

財務諸表

貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末
現金	4,632	6,408
預け金	235,006	221,171
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	286	160
金銭の信託	1,566	1,000
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	108,487	109,340
国債	25,880	22,669
地方債	8,954	8,583
短期社債	—	1,499
社債	47,310	54,134
貸付信託	—	—
投資信託	3,134	3,438
株式	28	28
外国証券	23,179	18,986
その他の証券	—	—
貸出金	842,924	866,763
割引手形	—	—
手形貸付	1,674	137
証書貸付	827,897	853,095
当座貸越	13,352	13,530
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	9,568	8,871
未決済為替貸	2	19
労働金庫連合会出資金	6,300	6,300
前払費用	27	19
未収収益	2,420	1,878
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	2	3
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	815	650
有形固定資産	7,601	7,549
建物	2,301	2,508
土地	4,516	4,475
リース資産	—	—
建設仮勘定	182	—
その他の有形固定資産	600	565
無形固定資産	114	138
ソフトウェア	114	138
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	298	—
繰延税金資産	1,417	2,046
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	8	7
貸倒引当金	△108	△7
(うち個別貸倒引当金)	(△106)	(△7)
資産の部合計	1,211,806	1,223,451

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末
預金積金	1,077,838	1,065,252
当座預金	199	167
普通預金	443,252	447,323
貯蓄預金	2,076	1,986
通知預金	—	—
別段預金	317	911
納税準備預金	—	—
定期預金	631,992	614,864
定期積金	—	—
その他の預金	—	—
譲渡性預金	23,707	24,064
借入金	50,123	76,013
借入金	50,000	74,500
当座借越	123	1,513
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマースナル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	2,598	2,297
未決済為替借	2	43
未払費用	487	753
給付補填備金	—	—
未払法人税等	519	248
前受収益	82	83
払戻未済金	3	4
払戻未済持分	8	0
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	2	—
金融商品等受入担保金	3	3
リース債務	—	—
資産除去債務	138	140
その他の負債	1,349	1,019
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	307	290
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	2,661	2,067
役員退職慰勞引当金	126	44
睡眠預金払戻損失引当金	81	69
債務保証損失引当金	—	—
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	510	510
債務保証	8	7
負債の部合計	1,157,965	1,170,618
出資金	3,242	3,237
普通出資金	3,242	3,237
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	50,549	51,516
利益準備金	3,334	3,334
その他利益剰余金	47,214	48,181
特別積立金	45,152	46,202
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)
(機械化積立金)	(15,020)	(15,370)
(金利変動等準備積立金)	(16,928)	(17,278)
(配当準備積立金)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(9,284)	(9,634)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)
(固定資産圧縮記帳積立金)	(10)	(10)
当期未処分剰余金	2,061	1,978
処分未済持分(△)	—	—
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	53,791	54,753
その他有価証券評価差額金	△1,278	△3,250
繰延ヘッジ損益	0	2
土地再評価差額金	1,326	1,326
評価・換算差額等合計	48	△1,921
純資産の部合計	53,840	52,832
負債及び純資産の部合計	1,211,806	1,223,451

注記は46ページをご覧ください。

財務諸表

損益計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
経常収益	14,267	15,056
資金運用収益	13,152	13,802
貸出金利息	11,622	12,004
預け金利息	799	925
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	503	642
金利スワップ受入利息	0	1
その他の受入利息	227	229
役務取引等収益	677	690
受入為替手数料	105	119
その他の役務収益	572	570
その他業務収益	398	496
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	44	0
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	353	496
その他経常収益	39	67
貸倒引当金戻入益	—	4
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	14	14
金銭の信託運用益	4	4
その他の経常収益	20	43
経常費用	12,475	13,398
資金調達費用	227	753
預金利息	218	715
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	2	8
借用金利息	0	26
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	5	2
その他の支払利息	—	0
役務取引等費用	3,053	3,296
支払為替手数料	629	656
その他の役務費用	2,423	2,639
その他業務費用	66	182
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	64	151
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	2	31
経費	9,088	9,050
人件費	5,159	5,259
物件費	3,556	3,431
税金	371	358
その他経常費用	39	116
貸倒引当金繰入額	5	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	16	27
退職手当金	17	82
その他の経常費用	0	7
経常利益	1,791	1,657
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	131	184
固定資産処分損	20	130
減損損失	65	53
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	45	—

損益計算書(つづき)

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
税引前当期純利益	1,660	1,473
法人税、住民税及び事業税	486	193
法人税等調整額	△11	165
法人税等合計	475	359
当期純利益	1,185	1,113
繰越金(当期首残高)	876	865
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	2,061	1,978

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 子会社との取引による収益総額 7,339千円
 子会社との取引による費用総額 150,799千円
 3. 出資1口当たりの当期純利益金額 343円68銭
 4. 固定資産の重要な減損損失
 当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
南空知エリア	営業用店舗	建物
紋別出張所(旧店舗・跡地)	遊休資産	所有不動産

資産をグループ化した方法は、管理会計の最小単位である営業店単位を基本とし、キャッシュフローが相互補完的である連合店舗は連合店舗単位、エリア営業店舗はエリア単位としています。
 遊休資産については、各資産を最小単位としています。本部、事務センター等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としています。
 営業キャッシュフローの減少および使用方法の変更等により投下資産の回収可能額が著しく低下した資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額53,922千円を「減損損失」として計上しています。その内訳は、建物4,172千円、所有不動産49,749千円です。
 当該資産グループの回収可能価額は、路線価等市場価格を適切に反映している指標に基づいた正味売却価格により算定しています。
 以上

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度 (総会承認日 2024年6月25日)	2024年度 (総会承認日 2025年6月24日)
当期末処分剰余金	2,061	1,978
(うち当期純利益)	1,185	1,113
(うち前期繰越金)	876	865
(うち土地再評価差額金取崩額)	—	—
剰余金処分額	1,196	1,191
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年3.0%)96	(年3.0%)96
優先出資に対する配当金	(年—%)—	(年—%)—
事業の利用分量に対する配当金	49	44
特別積立金	1,050	1,050
(金利変動等準備積立金)	(350)	(350)
(機械化積立金)	(350)	(350)
(経営基盤強化積立金)	(350)	(350)
繰越金(当期末残高)	865	787

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2025年5月22日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人(監査法人ライトハウスの監査を受け、同日に監事の監査を受けています。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月24日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けています。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

2025年6月25日
 北海道労働金庫 理事長 杉山元

財務諸表

2024年度貸借対照表(4ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

- 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年~50年
その他 4年~25年

- 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の割引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。

当会計年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	138,516	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	
時の経過による調整額	2,033	
資産除去債務の履行による減少額	-	
当会計年度末残高	140,550	

- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
(2)数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
なお、一般職・パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払に備えるため、一般職・パートナー職員は一般職・パートナー職員退職金規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

(追加情報)

- 当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更(退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等)を決定しました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用540,735千円(退職給付債務の減少)が発生し、2024年度はこのうちの32,186千円を費用処理しています。
- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。
 - ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に規定する繰延ヘッジによつて行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
 - 収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
為替業務及びその他の役員取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。有担保住宅ローン「すまいる上手」に係る不動産担保融資取扱手数料については、実質利息相当と見做し、固定金利特約期間と同様の3年分を期間按分して契約負債(前受収益)として計上しています。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によつています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 6,569,586千円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 94,020千円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -千円
 - 子会社等の株式(及び出資)総額 22,559千円
 - 子会社等に対する金銭債権総額 63,000千円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 268,412千円
 - リース取引
業務用車輦等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,952,512千円、危険債権額は2,868,472千円です。
なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
 - 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は773,369千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 - 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は5,594,353千円です。
なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
 - 担保に供している資産
当座借越契約及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金110,476,300千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金217,880千円が含まれています。
 - 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律、法律第34号)に基

財務諸表

づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,138,664千円

30. 出資1口当たりの純資産額 16,316円91銭

31. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しています。

32. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫は、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これを金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫では、与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っています。さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。加えて、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、審査及び与信管理部門とリスク管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関して、リスク管理部門が、定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

a. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫は、「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュエーション・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

b. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に経営管理委員会に報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

c. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区

間:99%〔「有価証券」は信頼区間99.9%〕、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で8,454,813千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に経営管理委員会に報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

33. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません(注2)参照)。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 預け金	221,171,642	220,730,270	△441,372
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,965,946	16,684,863	△281,083
その他の有価証券(*1)	92,346,108	92,346,108	—
(3) 貸出金			
貸倒引当金(*2)	△1,406	—	△1,406
	866,762,318	866,258,899	△503,418
金融資産 計	1,197,246,015	1,196,020,141	△1,225,873
(1) 預金積金	1,065,252,741	1,065,061,820	△190,920
(2) 譲渡性預金	24,064,571	24,051,933	△12,637
(3) 借入金	76,013,517	76,147,648	134,131
金融負債 計	1,165,330,829	1,165,261,402	△69,427
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用 されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用さ れているもの(*4)	3,467	3,467	—
デリバティブ取引 計	3,467	3,467	—

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3)その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(*4)ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関などから提示された価格によっています。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

財務諸表

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価値によっています。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(*1)	6,100
子会社株式(*1)	22,559
労働金庫連合会出資金(*2)	6,300,000
合 計	6,328,659

(*1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	104,396,242	116,775,400	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	1,499,586	15,466,360	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	1,802,878	37,377,517	49,287,766	439,200
貸出金(*1)	61,843,936	174,799,139	175,378,062	454,742,585
合 計	169,542,644	344,418,417	224,665,828	455,181,785

(*1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	685,791,201	363,927,843	15,533,696	-
譲渡性預金	21,402,571	1,662,000	1,000,000	-
借入金	24,500,325	50,014,500	23,500	1,475,192
合 計	731,694,097	415,604,343	16,557,196	1,475,192

(*1) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めています。

34. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「外国証券」「投資信託」「株式」が含まれています(以下、38. まで同様)。

なお、市場価格のない株式等については次表に含めていません(33.(注2)参照)。

(1) 売買目的有価証券

当事業年度の損益に含まれた評価差額 -千円

(2) 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	1,499,586	1,499,700	113
	社 債	216,360	216,468	108
	外国証券	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	1,715,946	1,716,168	221
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国証券	15,250,000	14,968,695	△281,305
	そ の 他	-	-	-
	小 計	15,250,000	14,968,695	△281,305
合 計		16,965,946	16,684,863	△281,083

(3) その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	306,930	300,000	6,930
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	306,930	300,000	6,930
	外国証券	-	-	-
	投資信託	3,319,731	2,767,915	551,816
	そ の 他	-	-	-
		小 計	3,626,661	3,067,915
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	88,600,432	93,688,389	△5,087,957
	国 債	22,669,100	24,197,274	△1,528,174
	地 方 債	8,583,953	9,160,000	△576,046
	短期社債	-	-	-
	社 債	53,610,956	56,531,114	△2,920,157
	外国証券	3,736,422	3,800,000	△63,578
	投資信託	119,015	123,165	△4,150
	そ の 他	-	-	-
		小 計	88,719,447	93,811,554
合 計		92,346,108	96,879,469	△4,533,361

35. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

36. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種 類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
株 式	-	-	-
債 券	3,765,776	-	151,027
国 債	3,765,776	-	151,027
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	-	-	-
投資信託	85,831	14,294	-
そ の 他	-	-	-
合 計	3,851,607	14,294	151,027

37. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

38. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

39. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの(千円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの(千円)
満期保有目的の金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当はありません。

40. 有価証券の貸付

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に5,625,900千円含まれています。

41. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は119,872,697千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは29,712,070千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち90,160,627千円です。

42. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生時の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生時の主な原因別の内訳は、それ

財務諸表

それ次のとおりです。

繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	585,072	千円
減価償却の償却限度超過額	121,639	
その他	1,691,409	
繰延税金資産小計	2,398,121	
評価性引当額	△171,219	
繰延税金資産合計	2,226,902	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	158,125	
有形固定資産(除去資産減価償却超過額)	16,779	
固定資産圧縮積立額	4,187	
その他	955	
繰延税金負債合計	180,047	
繰延税金資産の純額	2,046,854	千円

43. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。

44. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ次のとおりです。

契約資産	—	千円
顧客との契約から生じた債権	—	千円
契約負債	83,477	千円

45. 重要な会計上の見積り

固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

有形固定資産 53,922 千円

(2) 翌年度の財務諸表に与える影響

有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。

また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。

将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

以 上

資産内容の開示

》資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定に係る債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

資産査定に係る債務者区分		ろうきんの償却・引当基準			債権の区分(労働金庫法及び金融再生法に基づく開示)	
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位		区分単位	債務者単位
対象債権	債権	対象債権	債権		対象債権	総与信
定義	労働金庫の資産査定規程	定義	処理基準	労働金庫の資産査定規程	定義	労働金庫法及び金融再生法
債務者区分	債務者区分	分類			債権区分	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 370	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 2		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (注2) 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
		III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 -			
		非・II分類	368			
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが立たない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 1,677	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 100		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,953※	
		III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 -			
		非・II分類	1,577			
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 2,868	III分類	必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。 -		危険債権 2,868※	
		非・II分類	2,868			
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 3,755	要管理債権 非・II分類	過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等及び個別の状況を勘案し算出した引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。	795	要管理債権(債権単位) 三月以上延滞債権	元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 773※
					要管理債権以外(注1)	貸出条件緩和債権
		要管理先以外の要注意先 非・II分類	過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づいた引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。 2,960	正常債権(注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 854,137	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 854,137		
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 4,496	その他	-	引当は行わない。 4,496		861,616※

※単位未満四捨五入

(注1) 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

(注2) 償却・引当基準との差は、直接償却額分です。

(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。

資産内容の開示

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2025年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末	2024年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権(A)	5,236	5,594
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,056	1,953
危険債権	2,820	2,868
要管理債権	360	773
三月以上延滞債権	360	773
貸出条件緩和債権	-	-
保全額(B)	5,236	5,594
担保・保証等による回収見込み額	5,129	5,587
貸倒引当金	106	7
保全率(B)/(A)(%)	100.00	100.00
正常債権(C)	838,876	861,616
総与信残高(D)=(A)+(C)	844,111	867,211
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率(A)/(D)(%)	0.62	0.64

*金額は単位未満を四捨五入、金額は決算後(償却後)計数です。

*比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保並びに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

経営指標

主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	14,194	14,005	14,080	14,267	15,056
経常利益	1,789	1,584	1,851	1,791	1,657
当期純利益	1,194	1,162	1,262	1,185	1,113
純資産額	52,003	52,658	52,909	53,840	52,832
総資産額	1,130,405	1,157,142	1,197,305	1,211,806	1,223,451
預金積金残高	1,034,937	1,062,537	1,074,601	1,077,838	1,065,252
貸出金残高	759,648	784,491	811,939	842,924	866,763
有価証券残高	103,019	107,253	110,361	108,487	109,340
出資総額	3,257	3,250	3,246	3,242	3,237
出資総口数(口)	3,257,868	3,250,027	3,246,572	3,242,623	3,237,914
出資に対する配当金	130	129	113	96	96
職員数(人)	722	718	711	707	700
単体自己資本比率(%)	8.69	8.53	8.55	8.55	9.16

- (注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 なお、預金積金残高には譲渡性預金を含んでいません。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、自己資本比率を算定しています。
- 2024年度末においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」を適用しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2023年度	2024年度
業務粗利益	10,881	10,758
業務粗利益率	0.90	0.89
業務純益	1,684	1,529
実質業務純益	1,684	1,529
コア業務純益	1,704	1,680
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,704	1,680
資金運用収支	12,924	13,049
役務取引等収支	△2,375	△2,606
その他業務収支	331	314
資金運用勘定平均残高	1,197,585	1,204,215
資金運用収益(受取利息)	13,152	13,802
資金運用収益増減(△)額	313	650
資金運用利回り	1.09	1.14
資金調達勘定平均残高	1,152,751	1,159,964
資金調達費用(支払利息)	227	753
資金調達費用増減(△)額	△32	525
資金調達利回り	0.01	0.06
資金調達原価率	0.81	0.86
総資金利鞘	0.28	0.28
総資産経常利益率	0.14	0.13
総資産当期純利益率	0.09	0.09
総資産業務純益率	0.13	0.12
純資産経常利益率	3.33	3.14
純資産当期純利益率	2.20	2.11
純資産業務純益率	3.13	2.90

- (注)1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
6. 利益率・純益率

$$\begin{aligned} & \text{総資産(純)利益率} \\ & \text{(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{純資産(純)利益率} \\ & \text{(又は純益率)} \\ & = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出を除く)期末残高}} \times 100 \end{aligned}$$

純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
純資産	52,003	52,658	52,909	53,840	52,832
出資金	3,257	3,250	3,246	3,242	3,237
資本剰余金	-	-	-	-	-
利益剰余金	47,410	48,443	49,531	50,549	51,516
利益準備金	3,334	3,334	3,334	3,334	3,334
その他利益剰余金	44,076	45,109	46,196	47,214	48,181
特別積立金	42,032	43,052	44,102	45,152	46,202
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)
(金利変動等準備積立金)	(15,878)	(16,228)	(16,578)	(16,928)	(17,278)
(機械化積立金)	(13,970)	(14,320)	(14,670)	(15,020)	(15,370)
(配当準備積立金)	(760)	(760)	(760)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(8,234)	(8,584)	(8,934)	(9,284)	(9,634)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
(金庫創立70周年記念事業積立金)	(40)	-	-	-	-
(固定資産圧縮記帳積立金)	-	(10)	(10)	(10)	(10)
当期末処分剰余金	2,044	2,056	2,093	2,061	1,978
その他有価証券評価差額金	23	△392	△1,191	△1,278	△3,250
繰延ヘッジ損益	△16	29	△3	0	2
土地再評価差額金	1,328	1,327	1,326	1,326	1,326

預金に関する指標

▶▶ 預金科目別残高 (期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末				2024年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	199	-	-	-	167
普通預金	414,542	1,097	3	27,609	418,926	1,085	3	27,308
貯蓄預金	2,076	-	-	-	1,986	-	-	-
通知預金	-	-	-	-	-	-	-	-
別段預金	-	49	2	265	-	42	4	864
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	603,263	3,378	3,917	21,432	585,762	3,467	4,452	21,181
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,019,882	4,526	3,922	49,507	1,006,675	4,595	4,460	49,521

▶▶ 預金者別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	882,693	81.89	863,394	81.05
民間労働組合	178,852	16.59	178,575	16.76
民間以外の労働組合及び公務員団体	575,038	53.35	559,253	52.50
消費生活協同組合・同連合会	8,254	0.76	8,642	0.81
その他の団体	120,546	11.18	116,923	10.97
(うち間接構成員)	(844,635)	(78.36)	(824,984)	(77.44)
個人会員	10,549	0.97	9,786	0.91
国・地方公共団体・非営利法人	6,469	0.60	6,375	0.59
一般員外(a)	178,126	16.52	185,696	17.43
合計	1,077,838	100.00	1,065,252	100.00

(注)当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることにより同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
一般員外譲渡性預金(b)	500	600
一般員外預金計(c):(上表の(a)+(b))	178,626	186,296
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	1,101,545	1,089,317
一般員外預金比率(c)/(d)×100	16.21%	17.10%

▶▶ 預金種類別内訳 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度	2024年度
流動性預金	443,008	451,826
定期性預金	644,584	626,480
譲渡性預金	20,475	26,600
その他の預金	-	-
合計	1,108,068	1,104,907

▶▶ 財形貯蓄残高 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	120,739	9.51	116,215	9.30
財形年金	42,315	3.33	39,768	3.18
財形住宅	4,856	0.38	4,345	0.34
合計	167,910	13.22	160,329	12.83

▶▶ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳 (期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
固定金利定期預金	631,779	614,632
変動金利定期預金	212	231
合計	631,992	614,864

貸出金等に関する指標

▶▶ 貸出金科目別内訳 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度	2024年度
手形貸付	772	858
証書貸付	812,921	839,502
当座貸越	12,949	13,087
割引手形	-	-
合計	826,642	853,449

▶▶ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
固定金利貸出金	175,360	171,641
変動金利貸出金	667,563	695,121
合計	842,924	866,763

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

▶▶ 貸出金担保種類別内訳 (期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
当金庫預金積金	2,065	2,331
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	109,786	97,641
その他	-	-
小計	111,851	99,973
保証	724,890	762,104
信用	6,182	4,685
合計	842,924	866,763

▶▶ 債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
小計	-	-
保証	8	6
信用	0	0
合計	8	6

▶▶ 預貸率

(単位:%)

項目	2023年度	2024年度
預貸率(期末値)	76.52	79.56
預貸率(期中平均値)	74.60	77.24

▶▶ 貸出金使途別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金	-	-	-	-
生活資金	84,601	10.03	87,323	10.07
カードローン	9,727	1.15	9,980	1.15
教育ローン	13,346	1.58	13,802	1.59
その他	61,526	7.29	63,540	7.33
福利共済資金	6,090	0.72	4,623	0.53
運営資金	690	0.08	2,379	0.27
設備資金	-	-	-	-
生協資金	47	(0.00)	46	(0.00)
運営資金	-	-	-	-
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	751,475	89.15	772,389	89.11
一般住宅資金	19	0.00	-	-
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	842,924	100.00	866,763	100.00

▶▶ 貸出金貸出先別・業種別内訳 (期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末		2024年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	235,437	27.93	239,617	27.64	
民間以外の労働組合及び公務員団体	177,412	21.04	176,522	20.36	
消費生活協同組合及び同連合会	208,651	24.75	233,282	26.91	
その他の団体	200,087	23.73	196,703	22.69	
《うち間接構成員》	《820,714》	《97.36》	《843,700》	《97.33》	
上記に所属しない個人会員	125	0.01	98	0.01	
会員等計	821,713	97.48	846,224	97.63	
預金積金担保貸出	210	0.02	207	0.02	
その他	21,000	2.49	20,331	2.34	
業種別内訳	製造業	-	-	-	
	農業、林業	-	-	-	
	漁業	-	-	-	
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	
	建設業	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	
	情報通信業	-	-	-	
	運輸業、郵便業	-	-	-	
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	
	金融業、保険業	-	-	-	
	不動産業、物品賃貸業	-	-	-	
	医療、福祉	121	(0.01)	129	(0.01)
	サービス業	6	(0.00)	-	-
	国・地方公共団体	5,847	(0.69)	4,495	(0.51)
	個人	15,026	(1.78)	15,705	(1.81)
その他	-	-	-		
会員外計	21,211	2.51	20,539	2.36	
合計	842,924	100.00	866,763	100.00	

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高 (単位:百万円)

		計					
		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2023年度末	25,880	-	-	-	25,405	475
	2024年度末	22,669	-	-	3,812	18,417	439
地方債	2023年度末	8,954	-	-	-	8,954	-
	2024年度末	8,583	-	-	948	7,635	-
短期社債	2023年度末	-	-	-	-	-	-
	2024年度末	1,499	-	1,499	-	-	-
社債	2023年度末	47,310	-	910	19,069	27,330	-
	2024年度末	54,134	-	1,503	29,395	23,235	-
貸付信託	2023年度末	-	-	-	-	-	-
	2024年度末	-	-	-	-	-	-
投資信託	2023年度末	3,134	3,134	-	-	-	-
	2024年度末	3,442	3,442	-	-	-	-
株式	2023年度末	28	28	-	-	-	-
	2024年度末	28	28	-	-	-	-
外国証券	2023年度末	23,179	-	8,781	14,397	-	-
	2024年度末	18,986	-	299	18,687	-	-
その他の証券	2023年度末	-	-	-	-	-	-
	2024年度末	-	-	-	-	-	-
合計	2023年度末	108,487	3,162	9,692	33,467	61,690	475
	2024年度末	109,344	3,471	3,302	52,843	49,287	439

有価証券の種類別の平均残高 (単位:百万円、%)

項目	2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	27,257	24.17	25,755	22.04
地方債	9,211	8.17	9,170	7.85
短期社債	-	-	5,427	4.64
社債	51,009	45.24	52,274	44.74
貸付信託	-	-	-	-
投資信託	1,968	1.74	2,630	2.25
株式	28	0.02	28	0.02
外国証券	23,265	20.63	21,535	18.43
その他の証券	-	-	-	-
合計	112,741	100.00	116,822	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。

預証率 (単位:%)

項目	2023年度	2024年度
預証率(期末値)	9.84	10.03
預証率(期中平均値)	10.17	10.57

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに対応していますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。これらの有価証券については、毎決算期にその価格を適正に評価し、財務諸表に反映させています。当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記をご覧ください。なお、時価会計をふまえた貸借対照表計上額は、あくまでも2024年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券 (単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

2. 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

項目	2023年度末			2024年度末			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	
	地方債	-	-	-	-	-	
	短期社債	-	-	-	1,499	1,499	0
	社債	254	258	4	216	216	0
	外国証券	500	501	1	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	
小計	754	760	5	1,715	1,716	0	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	
	地方債	-	-	-	-	-	
	短期社債	-	-	-	-	-	
	社債	-	-	-	-	-	
	外国証券	11,405	11,325	△80	15,250	14,968	△281
	その他	-	-	-	-	-	
小計	11,405	11,325	△80	15,250	14,968	△281	
合計	12,159	12,085	△74	16,965	16,684	△281	

(注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 市場価格のない株式等は、本表には含めていません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (単位:百万円)

項目	2023年度末			2024年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	-	-	-	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は市場価格のない株式等であるため、下記5.に記載しています。

4. その他有価証券 (単位:百万円)

項目	2023年度末			2024年度末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	
	債券	-	-	-	-	-	
	国債	-	-	-	-	-	
	地方債	-	-	-	-	-	
	短期社債	-	-	-	-	-	
	社債	4,015	4,000	15	306	300	6
外国証券	-	-	-	-	-		
その他	3,029	2,352	676	3,319	2,767	551	
小計	7,045	6,352	692	3,626	3,067	558	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	
	債券	-	-	-	-	-	
	国債	25,880	26,650	△769	22,669	24,197	△1,528
	地方債	8,954	9,200	△245	8,583	9,160	△576
	短期社債	-	-	-	-	-	
	社債	43,040	44,410	△1,369	53,610	56,531	△2,920
外国証券	11,274	11,347	△73	3,736	3,800	△63	
その他	104	104	0	119	123	△4	
小計	89,254	91,712	△2,457	88,719	93,811	△5,092	
合計	96,299	98,065	△1,765	92,346	96,879	△4,533	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 市場価格のない株式等は、本表には含めていません。

5. 市場価格のない株式等の主な内容および貸借対照表計上額 (単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
子会社・子法人等株式	22	22
関連法人等株式	-	-
非上場株式	6	6
労働金庫連合会出資金	6,300	6,300
合計	6,328	6,328

(注) 表中の労働金庫連合会出資金は、貸借対照表の「その他資産」科目に計上しています。

その他業務

≫ 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の金銭の信託	1,566	-	1,000	-

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価としています(「金融商品会計に関する実務指針」第64項)。
2. 「運用目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

≫ 金融先物取引等・先物外国為替取引等

金融先物取引・先物外国為替取引等はありません。

≫ デリバティブ取引情報

「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について

● 「デリバティブ取引」とは

「デリバティブ」(金融派生商品)取引とは、金利や為替・有価証券などの本来の金融商品から派生した取引で、金融機関や一般企業で広く利用されています。

● デリバティブ取引の目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

● デリバティブ取引の取組みの情報

当金庫では、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を実施しています。

● デリバティブ取引のリスク管理体制

当金庫では、「リスク管理方針」「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、定期的に経営管理委員会に報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

● デリバティブ取引の時価等

デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されていない取引は下表の通りです。

1. 金利関連取引

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
金利関連取引	該当ありません。	該当ありません。

(注)日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、上記記載の対象から除いています。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取扱いはありません。

● スワップ

将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件でキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建て種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。当金庫では、固定金利型住宅ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

● オプション

あらかじめ定められた一定条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。

● クレジット・デリバティブ

対象となる債券取引等の相手方の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

≫ 公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2023年度	2024年度
国債	6,827,840	6,894,590

≫ 投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2023年度	2024年度
投資信託	3,699,357	2,015,964

≫ 内国為替取扱実績

(単位:件)

項目	区分	2023年度	2024年度
送金・振込	各地へ向けた分	630,479	666,628
	各地より受けた分	2,127,328	2,212,314
代金・取立	各地へ向けた分	3	9
	各地より受けた分	0	0
合計	各地へ向けた分	630,482	666,637
	各地より受けた分	2,127,328	2,212,314

出資金・常勤役職員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金

≫大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	(一社)北海道労働者福祉基金協会	189,915	5.86
2	生活協同組合コープさっぽろ	158,354	4.89
3	(公財)コープさっぽろ社会福祉基金	120,000	3.70
4	函館市役所職員労働組合	66,630	2.05
5	日本製鉄室蘭労働組合	57,006	1.76
6	全開発労働組合	50,496	1.56
7	北海道中央バス労働組合	49,534	1.53
8	自治労稚内市労働組合連合会	45,261	1.39
9	私鉄総連十勝バス支部	44,980	1.38
10	札幌市教職員組合	44,434	1.37

(2024年度末実績)

≫会員数内訳

(単位:会員、千円、%)

項目	2023年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,559	3,135,724	96.70	2,525	3,137,717	96.90
民間労働組合	1,447	1,425,456	43.96	1,427	1,426,106	44.04
民間以外の労働組合及び公務員団体	753	1,036,290	31.95	743	1,039,025	32.08
消費生活協同組合・同連合会	27	213,533	6.58	25	212,051	6.54
その他の団体	332	460,445	14.20	330	460,535	14.22
個人会員	4,669	106,899	3.29	4,402	100,197	3.09
その他	-	-	-	-	-	-
合計	7,228	3,242,623	100.00	6,927	3,237,914	100.00

≫出資配当等

(単位:千円、%)

項目	2023年度 (承認日2024年6月25日)	2024年度 (承認日2025年6月24日)
出資配当	96,897	96,934
(配当率)	(年3.0%の割合)	(年3.0%の割合)
利用配当	49,814	44,193
配当負担率	7.11	7.13

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

≫常勤役職員一人当たり及び一店舗当たり預金・貸出金平均残高

項目	2023年度	2024年度
常勤役職員数(人)	736	735
一人当たり預金額(百万円)	1,505	1,503
一人当たり貸出金額(百万円)	1,123	1,161
営業店舗数(店)	37	37
一店舗当たり預金額(百万円)	29,947	29,862
一店舗当たり貸出金額(百万円)	22,341	23,066

(注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。
2. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

連結情報

≫ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 (2025年3月末現在)

事業系統図



北海道労金ビジネスサービス(株)

当金庫で使用する各種帳票等の作成管理事務を受託する目的で、1983年9月に営業を開始し、2024年度の年間売上高は、1億50百万円となりました。

≫ 金庫の子会社等に関する事項

名 称	北海道労金ビジネスサービス(株)
主たる営業所又は事務所の所在地	札幌市中央区北4条東2丁目7番地6
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務 他
設立年月日	1983年9月28日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の－の子会社等以外の子会社等が保有する当該－の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	－%

≫ 金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と北海道労金ビジネスサービス(株)を連結した結果、利益剰余金は521億14百万円となりました。
また、出資金は、当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整・消去を加えた結果、32億37百万円となりました。その結果、純資産は534億30百万円となりました。

預金

2024年度は、上記連結対象子会社等からの預金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、譲渡性を含む期末残高は1兆890億円となりました。

貸出金

2024年度は、上記連結対象子会社等への貸出金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、期末残高は8,667億円となりました。

損益

2024年度の経常収益は150億37百万円、経常費用は133億72百万円となりました。
その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は11億14百万円となりました。

≫ 金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	14,185	13,981	14,054	14,240	15,037
経常利益	1,815	1,594	1,861	1,801	1,664
親会社株主に帰属する当期純利益	1,211	1,164	1,262	1,185	1,114
純資産額	52,604	53,261	53,512	54,445	53,430
総資産額	1,130,765	1,157,495	1,197,652	1,212,145	1,223,784
連結自己資本比率	8.79	8.63	8.64	8.64	9.26

(注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 連結自己資本比率は、金融庁・厚生労働省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。
52ページの「主要な事業の状況を示す指標」の(注)2をご参照ください。

連結情報

▶▶ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2023年度末	2024年度末	科目	2023年度末	2024年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	239,638	227,580	預金積金	1,077,566	1,064,984
コールローン及び買入手形	—	—	譲渡性預金	23,707	24,064
買現先勘定	—	—	借入金	50,123	76,013
債券貸借取引支払保証金	—	—	コールマネー及び売渡手形	—	—
買入金銭債権	286	160	売現先勘定	—	—
金銭の信託	1,566	1,000	債券貸借取引受入担保金	—	—
商品有価証券	—	—	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	108,465	109,340	外国為替	—	—
貸出金	842,924	866,741	その他負債	2,606	2,301
外国為替	—	—	代理業務勘定	—	—
その他資産	9,506	8,809	賞与引当金	307	290
有形固定資産	8,025	7,967	役員賞与引当金	—	—
建物	2,414	2,614	退職給付に係る負債	2,661	2,067
土地	4,828	4,787	役員退職慰労引当金	126	44
リース資産	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	81	69
建設仮勘定	182	—	債務保証損失引当金	—	—
その他の有形固定資産	599	565	特別法上の引当金	—	—
無形固定資産	114	138	繰延税金負債	—	—
ソフトウェア	114	138	再評価に係る繰延税金負債	510	510
のれん	—	—	債務保証	8	7
リース資産	—	—	負債の部合計	1,157,700	1,170,353
その他の無形固定資産	0	0	(純資産の部)		
退職給付に係る資産	298	—	出資金	3,242	3,237
繰延税金資産	1,417	2,046	優先出資申込証換金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	資本剰余金	—	—
債務保証見返	8	7	利益剰余金	51,153	52,114
貸倒引当金	△108	△7	処分未済持分(△)	—	—
			自己優先出資(△)	—	—
			自己優先出資申込証換金	—	—
			会員勘定合計	54,396	55,351
			その他有価証券評価差額金	△1,278	△3,250
			繰延ヘッジ損益	0	2
			土地再評価差額金	1,326	1,326
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	48	△1,921
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	54,445	53,430
資産の部合計	1,212,145	1,223,784	負債及び純資産の部合計	1,212,145	1,223,784

注記は60ページをご覧ください。

▶▶ 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
経常収益	14,240	15,037
資金運用収益	13,133	13,790
貸出金利息	11,622	12,004
預け金利息	799	925
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	484	630
その他の受入利息	227	230
役員取引等収益	670	682
その他業務収益	398	496
その他経常収益	39	67
貸倒引当金戻入益	—	4
償却債権取立益	—	—
その他の経常収益	39	62
経常費用	12,439	13,372
資金調達費用	227	752
預金利息	218	714
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	2	8
借入金利息	0	26
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	5	2
役員取引等費用	3,053	3,296
その他業務費用	67	183
経費	9,051	9,023
その他経常費用	39	116
貸倒引当金繰入額	5	—
その他の経常費用	33	116
経常利益	1,801	1,664
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	131	184
固定資産処分損	19	130
減損損失	65	53
その他の特別損失	45	—
税金等調整前当期純利益	1,670	1,480
法人税、住民税及び事業税	496	199
法人税等調整額	△11	166
法人税等合計	484	365
当期純利益	1,185	1,114
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,185	1,114

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 343円86銭

以上

▶▶ 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	2023年度	2024年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	50,134	51,153
利益剰余金増加高	1,185	1,114
親会社株主に帰属する当期純利益	1,185	1,114
土地再評価差額金取崩額	—	—
利益剰余金減少高	166	153
配当金	166	153
利益剰余金期末残高	51,153	52,114

連結情報

2024年度連結貸借対照表(59ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式の評価は、移動平均法による原価法、その他有価証券の評価については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

5. 有形固定資産の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次の通りです。

建物	8年～50年
その他	4年～25年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。

6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。

資産除去債務の見積りもりにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。

なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。

当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。	
期首残高	138,516千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	2,033
資産除去債務の履行による減少額	—
当会計年度末残高	140,550

7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、外貨建資産・負債は該当ありません。

9. 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)」に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、貸倒引当金を計上していません。

10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。また、「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、労働金庫施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しています。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次の

通りです。

(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、当金庫では、一般職・パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払に備えるため、一般職、パートナー職員は一般職・パートナー職員退職金規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。(追加情報)

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更(退職一時金を確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等)を決定しました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用540,735千円(退職給付債務の減少)が発生し、2024年度はこのうちの32,186千円を費用処理しています。

12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

14. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法は、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。

15. 収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

為替業務及びその他の役員取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。

有担保住宅ローン「すまいる上手」に係る不動産担保融資取扱手数料については、実質利息相当と見做し、固定金利特約期間と同様の3年分を期間按分して契約負債(前受収益)として計上しています。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 6,834,809千円

18. リース取引
業務用車輛等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

19. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,952,512千円、危険債権額は2,868,472千円です。

なお、債権は、貸借対照表の仕債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該仕債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

20. 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は773,369千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

21. 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当し

連結情報

- ないものです。
22. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は5,594,353千円です。
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
23. 担保に供している資産
当座借越契約及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金110,476,300千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金217,880千円が含まれています。
24. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、（実行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,138,664千円
25. 出資1口当たりの純資産額 16,501円60銭
26. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 94,020千円
27. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー千円
28. 子会社等の株式又は出資金の総額（連結子会社の株式（又は出資金）を除く） ー千円

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループでは、当金庫のみが貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。
このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。その一環としてデリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループは、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、当金庫が事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これを金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループでは、貸出事業を行う当金庫において与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っています。さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。加えて、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、審査及び与信管理部門とリスク管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、当金庫の常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

a. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫グループは、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュエーション・アット・リスク（VaR）を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、当金庫の理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

b. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会にて報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

c. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫の連結子会社の市場リスク量は僅少であるため、連結での市場リスク量の算出は行っていません。

当金庫単体では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法（保有期間：「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間：99%（「有価証券」は信頼区間99.9%）、観測期間：金利リスクは5年間、価格リスクは3年間）により算出しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,454,813千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント（期限前返済）モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、当金庫のALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会にて報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表に含めていません（注2）参照。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	227,580,016	227,138,644	△441,372
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,965,946	16,684,863	△281,083
その他有価証券（*1）	92,346,108	92,346,108	ー
(3) 貸出金	866,763,724		
貸倒引当金（*2）	△1,406		
	866,762,318	866,258,899	△503,418
金融資産 計	1,203,654,389	1,202,428,515	△1,225,873
(1) 預金積金	1,064,984,406	1,064,793,485	△190,920
(2) 譲渡性預金	24,064,571	24,051,933	△12,637
(3) 借入金	76,013,517	76,147,648	134,131
金融負債 計	1,165,062,494	1,164,993,067	△69,427
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	ー	ー	ー
ヘッジ会計が適用されているもの（*4）	3,467	3,467	ー
デリバティブ取引 計	3,467	3,467	ー

（*1）時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれています。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（*3）その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。

（*4）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。

連結情報

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関などから提示された価格によっています。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価額によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	6,100
労働金庫連合会出資金(*2)	6,300,000
合 計	6,306,100

(*1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(*2) 労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	104,396,344	116,775,400	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	1,499,586	15,466,360	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	1,802,878	37,377,517	49,287,766	439,200
貸出金(*1)	61,843,936	174,799,139	175,378,062	454,742,585
合 計	169,542,746	344,418,417	224,665,828	455,181,785

(*1) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	685,522,866	363,927,843	15,533,696	-
譲渡性預金	21,402,571	1,662,000	1,000,000	-
借入金	24,500,325	50,014,500	23,500	1,475,192
合 計	731,425,762	415,604,343	16,557,196	1,475,192

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらは、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「外国証券」「投資信託」「株式」が含まれています(以下、35. まで同様)。

なお、市場価格のない株式等については次表に含めていません(30. (注2)参照)。

(1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (単位:千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	1,499,586	1,499,700	113
	社 債	216,360	216,468	108
	外国証券 そ の 他	-	-	-
	小 計	1,715,946	1,716,168	221
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国証券 そ の 他	15,250,000	14,968,695	△281,305
	小 計	15,250,000	14,968,695	△281,305
合 計		16,965,946	16,684,863	△281,083

(3) その他有価証券

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	306,930	300,000	6,930
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	306,930	300,000	6,930
	外国証券 投資信託 そ の 他	3,319,731	2,767,915	551,816
	小 計	3,626,661	3,067,915	558,746
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	88,600,432	93,688,389	△5,087,957
	国 債	22,669,100	24,197,274	△1,528,174
	地 方 債	8,583,953	9,160,000	△576,046
	短期社債	-	-	-
	社 債	53,610,956	56,531,114	△2,920,157
	外国証券 投資信託 そ の 他	3,736,422	3,800,000	△63,578
	小 計	88,719,447	93,811,554	△5,092,107
合 計		92,346,108	96,879,469	△4,533,361

32. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	-	-	-
債 券	3,765,776	-	151,027
国 債	3,765,776	-	151,027
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	-	-	-
投資信託	85,831	14,294	-
そ の 他	-	-	-
合 計	3,851,607	14,294	151,027

34. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

35. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

36. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当はありません。

37. 有価証券の貸付

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に5,625,900千円含まれています。

38. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は119,872,697千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは29,712,070千円です。

連結情報

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち90,160,627千円です。

39. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次の通りです。

退職給付債務	△4,802,294千円
年金資産(時価)	4,486,243
未積立退職給付債務	△316,051
未認識数理計算上の差異	△1,232,437
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△518,903
連結貸借対照表計上額の純額	△2,067,392
退職給付に係る資産	-
退職給付に係る負債	△2,067,392

40. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.3%となります。

41. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ次のとおりです。

契約資産	- 千円
顧客との契約から生じた債権	- 千円
契約負債	83,477千円

42. 重要な会計上の見積り

固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

有形固定資産	53,922千円
--------	----------

(2) 翌年度の財務諸表に与える影響

有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。

また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。

将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

以上

▶▶ 労働金庫法に基づく開示債権

連結対象子会社となる北海道労金ビジネスサービス㈱は、貸出業務を行っていません。
用語は単体のもの(51ページ)をご覧ください。

労働金庫法に基づく開示債権及びこれらに対する保全状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末	2024年度末
労働金庫法開示債権(A)	5,235	5,594
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,055	1,952
危険債権	2,820	2,868
要管理債権	359	773
三月以上延滞債権	359	773
貸出条件緩和債権	-	-
保全額(B)	5,235	5,594
担保・保証等による回収見込み額	5,129	5,587
貸倒引当金	106	7
保全率(B)/(A)(%)	100.00	100.00
正常債権(C)	838,875	861,616
合計(D)=(A)+(C)	844,111	867,210
労働金庫法開示債権比率(A)/(D)(%)	0.62	0.64

* 単位未満は切捨、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

▶▶ 連結セグメント情報

連結の対象となる北海道労金ビジネスサービス㈱は、店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」といいます。)(の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

自己資本の充実の状況

《定性的な開示事項》

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」(以下、自己資本比率告示といたします。)第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。

当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社であり、連結子会社の名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

連結子会社の名称	業務の内容
北海道労金ビジネスサービス(株)	店舗賃貸管理業務・ 不動産担保評価業務 他

- (注)1. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
2. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
3. 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

2. 自己資本調達手段の概要

2024年度末の自己資本は出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体:北海道労働金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:3,237百万円
普通株式	①発行主体:北海道労働金ビジネスサービス(株) ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:一百万円

3. 自己資本の充実に関する評価方法の概要

当金庫は、自己資本の充実を図るため、自己資本比率の目標設定と管理、及び当金庫が業務を行う上で被る可能性がある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っています。

自己資本充実度を評価する方法としては、自己資本比率の当金庫としての目標水準及び年度計画に対する達成状況、ならびに前年対比での改善状況、自己資本額の前年対比増減及び「信用リスク」「市場リスク」「オペレーション・リスク」などの管理対象リスクに対し、自己資本を配賦することにより設定したリスク限度額に、それらのリスク量が収まっていることなどを定期的にモニタリングすることにより、自己資本の質と量の両面からその十分性について検討を行っています。

この他、有価証券に関し一定の金利ショックや株価指数の変動が起った場合の影響額を試算するストレステスト等も実施しています。

連結グループとしての自己資本の充実度の評価は、連結自己資本比率の管理をすることでを行っています。なお、当金庫子会社の業務運営は当金庫の管理下にあり、また連結グループの総資産に占める子会社の資産規模はごく僅かであることから、子会社固有のリスクが連結グループに及ぼす影響は軽微なものであると判断しています。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、貸出業務に係る内部規程を制定し、階層的な業務研修や営業店巡回指導を行うとともに、牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した融資部門が個別案件の審査を行う体制としています。

また、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、内部規程を制定して定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、融資部門とリスク管理部門が、貸出金等の全ての資産について査定を実施した上で、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施することとしています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される、経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する管理態勢としています。

なお、連結グループにおいては、当金庫本体のみが与信業務を行っています。子会社の取引先は当金庫を主としているため、子会社の売掛金、未収金などに潜在する信用リスクは管理対象としていません。

貸倒引当金の計上は、「資産査定規程」に基づき以下のとおりとしています。

- ・正常先債権及び要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績を勘案した予想損失率を基に算出した予想損失額を計上しています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
- ・実質破綻先債権及び破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - ・株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
 - ・フィッチ・レーティングス(Fitch)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、当金庫のクレジットポリシーにおいて定義する「安全性の原則」に基づき、貸出取引をするにあたっては、回収の確実性を確保するため、担保や保証などの保全措置を講ずることを必須としています。但し、担保・保証はあくまで安全性の補完措置であると位置付け、担保・保証に依拠しない貸出判断及び手続を行うことを規定しています。

当金庫が扱う担保は、自金庫預金、不動産等、保証は機関保証を原則とした上で、国及び地方公共団体保証、労働組合などの団体保証、人的保証などがありますが、当金庫の内部規程により適切な担保取得、付保手続と顧客への説明、評価及び管理を行っています。なお、与信取引先期限の利益喪失事由が発生した場合には、当該与信取引の範囲内において、当金庫の内部規程に基づく手続により、当金庫との債権と債務の相殺を行う場合があります。また、クレジット・デリバティブにより信用リスクを削減する取引はありません。

自己資本比率の算定に当たっては、自己資本比率告示で定める簡便手法により、「適格金融資産担保」と「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金、「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている国または地方公共団体による保証について信用リスク削減効果を勘案しています。なお、信用リスク削減手法の適用対象を限定していることから、これによる集中リスクの発生を認識していません。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫のみが派生商品取引を利用しています。

・金利スワップ取引:固定金利型住宅ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信先の信用リスクについては「リスク管理規程」に基づき、月次で適格格付機関の格付等を点検しています。エクスポージャーが過大とならないよう与信先の分散に努めています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫本体のみが投資家として証券化商品を取得しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」においてリスクの所在が明らかでないものについては運用の対象としていません。

投資家として証券化商品を取得する場合には、スキームの特性や償還見通しを個別に検討・評価し、取得後においては月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにはストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。

また、これらの運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告することとしています。

(2) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により算出しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算規程」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)に基づき、適切な会計処理を行うこととしています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
 - ・株式会社日本格付研究所(JCR)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(MOODY'S)
 - ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
 - ・フィッチ・レーティングス(Fitch)

8. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額のことです。

CVAリスク相当額は、簡便法を採用し、デリバティブ取引を対象として算出しています。

自己資本の充実の状況

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたりCVAリスク相当額を算出し、その状況を確認するとともに、CVAリスク相当額をリスク量とし、このリスク量に基づきリスク資本配賦を実施し、リスク管理を行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーショナル・リスクの管理対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況及び今後の対応については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会にて報告及び協議し、常務会及び理事会に報告しています。

当金庫単体及び連結グループは、標準的計測手法を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

（事務リスク）

事務手続規程及びマニュアル等を整備し、手続を遵守した事務処理の励行と人材の育成を通じてリスクの極小化を図っています。また、内部監査、自店検査及び営業店業務指導の実施により、事務処理状況のチェックと指導を行うことで、事故防止を図っています。また、お客様から寄せられた苦情・トラブル、発生した事故等について各店舗からの報告体制を整え、オペレーショナルリスク管理委員会において発生原因の分析と対応策の協議を行い、理事会・監事会に対する報告事項を定め、定期的または随時報告を行っています。

（システムリスク）

災害及びシステム障害等に対して十分な予防措置を講じるとともに、発生に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど、業務への影響の極小化と発生した際の早期復旧態勢を構築しています。また、設計・開発・運用に関する規程を整備し、これらを遵守することによりシステムの安全性を確保しています。情報資産の管理については、セキュリティポリシー及び関連規程を整備しこれらを遵守することと合わせて、情報漏洩防止の観点から、システムによるセキュリティ対策を講じるなどして情報資産の適切な管理と保護を行っています。なお、定期的にシステムリスクの発生状況をオペレーショナルリスク管理委員会に報告し対応策を協議していますが、お客様との取引及び業務遂行に重大な影響がある事案については理事会に報告しています。

（法務リスク）

法務リスクに係わる規程の整備と合わせて、文書指示や研修等の実施による従業員への徹底と業務における実践・検証を通じて適正なリスク管理を行っています。また、当金庫の業務と運営に係わる事項の検証基準を定め、法令等への抵触、コンプライアンス違反等がないかのチェックを行っています。コンプライアンス委員会では、適宜検証結果の評価を行ったうえで、必要に応じ検証項目を見直すなどの対応をするとともに、理事会において審議を行っています。

（風評リスク）

当金庫では、従業員が風評情報を把握した場合の報告体制を整備しています。また、万一発生した場合は、風評被害の縮減に向けて従業員が適切な対応を取れるよう、風評リスク対応マニュアルを定めています。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（債務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しています。

ILDCは、「資金運用収益（有価証券利息配当金を除く）－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役員取引等収益と役員取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい値」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値となります。

なお、各項目は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しています。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数Internal Loss Multiplier）は、BIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮していません。

11. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社株式、労働金庫連合会への出資金が該当し、当金庫グループでは当金庫

本体のみが保有しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」において運用スタンスを定め、保有する個別銘柄については、月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。なお、子会社株式及び関連会社株式のエクスポージャー額は少額であり、リスクが限定されています。

これら運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、また、会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理細則」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理しています。

12. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、債券を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況及び今後の対応を定期的に経営管理委員会及び常務会と協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である Δ EVE及び金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用しており、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは Δ EVEを月次ベース・ Δ NIIを四半期で計測しています。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫（単体）が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は3.05年です。

b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。

c. 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法はコア預金モデルを使って計測しています。

※コア預金とは、流動性預金残高のうち、将来的にも安定的と考えられる残高のことです。当金庫では、過去10年以上の残高推移から、内部モデルによる統計手法によって推計される残高をコア預金と定義しています。

d. 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、実績データから計算される値を採用しています。

e. 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。

f. スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。

g. 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去データ等を用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合に Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

h. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは、前期末比10,399百万円増加し、20,571百万円となりました。また、当期末の Δ NIIは、前期末比77百万円減少し、449百万円となりました。

i. 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のないものと判断しています。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

a. 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュエーション・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

b. 金利リスク計測の前提及びその意味
VaRは、預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引は保有期間120日、有価証券の保有期間は20日、信頼区間99%（有価証券は信頼区間99.9%）、観測期間5年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

自己資本の充実の状況

《定量的な開示事項》

1. 単体情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,645	54,612
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,242	3,237
うち、利益剰余金の額	50,549	51,516
うち、外部流出予定額(△)	146	141
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,646	54,612
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	83	100
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	83	100
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	215	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	298	100
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	53,347	54,512
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	602,317	573,718
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,591	21,138
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	623,909	594,857
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.55	9.16

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、自己資本比率を算定しています。2024年度末においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」を適用しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています。2024年度末においては、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号)」を適用しています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項 信用リスク等に対する所要自己資本の額 <2023年度末>

(単位:百万円)

		2023年度末	
		リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク	(A)	602,317	24,092
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		598,625	23,945
ソブリン向け		1,376	55
金融機関向け		47,317	1,892
事業法人等向け		24,533	981
中小企業等・個人向け		394,363	15,774
抵当権付住宅ローン		108,303	4,332
不動産取得等事業向け		300	12
延滞債権		862	34
その他		21,567	862
証券化エクスポージャー (うち、再証券化)		947 (-)	37 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,721	108
ルック・スルー方式		2,721	108
マナート方式		-	-
蓋然性方式(250%)		-	-
蓋然性方式(400%)		-	-
フォールバック方式(1250%)		-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットに算入されなかったものの額		-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		22	0
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-
オペレーショナル・リスク	(B)	21,591	863
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)		623,909	24,956

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マナート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マナート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マナート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マナート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
(基礎的手法算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実の状況

<2024年度末>

(単位:百万円)

	2024年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	573,718	22,948
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー	570,176	22,807
ソブリン向け	1,299	51
金融機関等向け	45,644	1,825
法人等向け	24,934	997
中堅中小企業等向け及び個人向け	245,349	9,813
不動産関連向け	223,820	8,952
うち、自己居住用不動産等向け	223,820	8,952
うち、賃貸用不動産向け	-	-
うち、事業用不動産関連向け	-	-
うち、その他不動産関連向け	-	-
うち、ADC向け	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)(注5)	3,687	147
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞(注5)	3,133	125
その他	22,306	892
証券化エクスポージャー(うち、再証券化)	735	29
(うち、再証券化)	(-)	(-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,769	110
ルック・スルー方式	2,769	110
マンドート方式	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-
未決済取引	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	37	1
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (B)	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (C)	21,138	845
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	594,857	23,794

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。エクスポージャーのうち、「金融機関等向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき経過措置を適用しています。また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのことです。

6. 「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。

7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。

8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マンドート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしています。

14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャー(担保など例外を除く)です。

15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

自己資本の充実の状況

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	21,591	21,138
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	863	845
BIの額		14,092
BICの額		1,691

2023年度末は、基礎的手法を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 基礎的手法…粗利益の15% (直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。
 2024年度末は、標準的計測手法を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 標準的計測手法…BIC (事業規模要素)×ILM (内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

3. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

(単位:百万円)

	合計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
地域別														
国内	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593
業種別														
製造業	18,144	16,489	-	-	-	18,144	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	300	2,000	-	-	300	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	11,700	16,100	-	-	11,700	16,100	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,100	1,600	-	-	1,100	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9,100	8,700	-	-	9,100	8,700	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信・放送・テレビ	4,242	5,093	42	43	4,200	5,050	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	238,682	226,266	-	-	3,600	4,999	76	95	-	-	235,006	221,171	-	-
不動産業、物品賃貸業	1,700	4,518	-	1,418	1,700	3,100	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	126	139	126	139	-	-	-	-	-	-	-	-	99	-
サービス業	713	940	713	940	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	41,697	37,852	5,847	4,495	35,850	33,357	-	-	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	13,762	12,985	-	-	13,762	12,985	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	880,700	893,160	880,700	893,160	-	-	-	-	-	-	-	-	636	5,593
その他	30,031	110,977	28	20	-	-	-	-	1,198	1,410	28,804	109,546	-	-
合計	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593
残存期間別														
期間の定めのないもの	93,605	167,800	46,614	40,399	-	-	-	-	1,198	1,410	45,793	125,990	-	-
1年以下	155,182	151,193	60,863	60,440	8,297	2,800	-	-	-	-	86,021	87,952	-	-
1年超3年以下	177,721	182,961	92,274	93,441	7,649	14,699	25	32	-	-	77,772	74,787	-	-
3年超5年以下	155,833	158,371	80,354	81,267	21,205	35,052	50	62	-	-	54,223	41,988	-	-
5年超7年以下	106,234	107,428	75,500	77,218	30,734	30,210	-	-	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	128,792	119,116	97,735	98,009	31,057	21,106	-	-	-	-	-	-	-	-
10年超	434,631	449,954	434,116	449,440	514	513	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,001	1,336,825	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	263,810	330,718	735	5,593

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なものは、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、2024年度末数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、2023年度末数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区分別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
7. 「業種別」において、「ファンド」及び金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1	1	-	1	1
	2024年度	1	-	-	1	-
個別貸倒引当金	2023年度	100	106	-	100	106
	2024年度	106	7	95	10	7
合計	2023年度	102	108	-	102	108
	2024年度	108	7	95	12	7

自己資本の充実の状況

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

業種区分		個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
製造業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
農業、林業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
漁業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
建設業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2023年度	98	98	-	98	98	-
	2024年度	98	-	94	3	-	-
サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
個人	2023年度	2	8	-	2	8	-
	2024年度	8	7	1	7	7	-
その他	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
合計	2023年度	100	106	-	100	106	-
	2024年度	106	7	95	10	7	-

(注) 個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	-	48,430	48,430
10%	-	13,769	13,769
20%	-	252,822	252,822
35%	-	309,438	309,438
50%	-	35,867	35,867
75%	-	571,075	571,075
100%	-	17,684	17,684
150%	-	456	456
200%	-	-	-
250%	-	3,085	3,085
1250%	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	1,252,630	1,252,630

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

- リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減効果適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳
 <2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
ソブリン向け	50,868	—	50,868	—	1,299	2.55%
金融機関等向け	222,566	5,625	222,566	5,625	45,644	20.00%
法人等向け	57,230	6	57,230	6	24,934	43.56%
中堅中小企業等向け及び個人向け	326,586	119,872	326,586	39,035	245,349	67.10%
不動産関連向け	528,254	—	528,254	—	223,820	42.37%
延滞エクスポージャー	5,591	—	5,591	—	6,820	121.98%
その他	12,093	—	12,093	—	5,659	46.80%
合計	1,203,191	125,505	1,203,191	44,668	553,529	44.36%

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目のことです。
 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」は、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。
 3. 「その他」は、「株式等」、「取立未済手形」等のエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額(完全実施ベース)を記載しています。
 6. パーゼルIII最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳
 <2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)								合計
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1250%未満	1250%以上	
ソブリン向け	50,868	—	—	—	—	—	—	—	50,868
金融機関等向け	228,192	—	—	—	—	—	—	—	228,192
法人等向け	16,775	35,014	5,385	61	—	—	—	—	57,237
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,482	2,356	361,783	—	—	—	—	—	365,621
不動産関連向け	243,277	284,954	21	—	—	—	—	—	528,254
延滞エクスポージャー	—	—	—	3,133	2,458	—	—	—	5,591
その他	6,440	—	—	—	4,213	1,439	—	—	12,093
合計	547,037	322,325	367,191	3,194	6,671	1,439	—	—	1,247,860

- (注) 1. 「資産の額及び与信相当額の合計額」とは、「CCF・信用リスク削減効果適用後」のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額のことです。
 2. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルIII最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(7) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳
 <2024年度末>

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス項目	オフ・バランス項目		
40%未満	541,411	5,625	100.00%	547,037
40%~70%	319,969	23,560	10.00%	322,325
75%	329,093	96,312	38.08%	365,773
80%	—	—	—	—
85%	1,418	—	—	1,418
90%~100%	3,187	6	100.00%	3,194
105%~130%	—	—	—	—
150%	6,671	—	—	6,671
250%	1,439	—	—	1,439
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	1,203,191	125,505	35.59%	1,247,860

- (注) 1. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合のことです。
 2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルIII最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

<2023年度末> (単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,073	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関向け	-	-	-
法人等向け	580	-	-
中小企業等・個人向け	1,492	-	-
延滞エクスポージャー	0	-	-

<2024年度末> (単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,332	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関等向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,332	-	-
不動産関連向け	-	-	-
延滞エクスポージャー	-	-	-

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2023年度末	2024年度末
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	76	95
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	76	95
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	76	95
外国為替関連取引	-	-
金利関連取引	76	95
金関連取引	-	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-
担保の額 (F)	-	-
現金・自金庫預金	-	-
国債・地方債等	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)	76	95

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	5,311	-	4,071	-
カードローン	425	-	110	-
住宅ローン	3,274	-	2,904	-
自動車ローン	823	-	399	-
その他	786	-	657	-

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度末		2024年度末		2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%~15%未満	649	-	579	-	2	-	2	-
15%~50%未満	4,661	-	3,492	-	35	-	27	-
50%~100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%~250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%以上	-	-	-	-	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

自己資本の充実の状況

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	28	—	28	—
その他	7,498	—	7,710	—
合計	7,527	—	7,739	—

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 非上場株式等には、子会社等株式を計上しています。
 3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	14	14
売却損	—	—
償却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	—	—

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

計算方式	2023年度末	2024年度末
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,256	3,973
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2023年度末	2024年度末
金利リスク量計	4,969	8,073

計測条件

- 金利ショック:VaR (分散共分散法)
- 信頼区間:片側99% (有価証券は片側99.9%)
- 保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
- 観測期間:5年

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		IRRBB1:金利リスク			
		イ		ロ	
		△EVE	△NII	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,571	10,172	449	372
2	下方パラレルシフト	0	0	0	312
3	スティープ化	11,088	7,048		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	20,571	10,172	449	372
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	54,512		52,553	

- (注) 1. 「△EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。
 2. 「△NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。
 3. 単位未満を四捨五入しています。

自己資本の充実の状況

《定量的な開示事項》

1. 連結情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,249	55,210
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,242	3,237
うち、利益剰余金の額	51,153	52,114
うち、外部流出予定額(△)	146	141
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	54,251	55,210
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	83	100
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	83	100
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	215	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	298	100
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	53,952	55,110
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	602,566	573,960
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,541	21,103
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	624,107	595,064
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.64	9.26

(注) 1. 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、連結自己資本比率を算定しています。2024年度末においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号)」を適用しています。なお、当金庫連結グループは国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています。2024年度末においては、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号)」を適用しています。

2. 連結子会社の資本調達は株式の発行により行っていますが、出資者が当金庫のみのため、本表においては連結調整により消去されています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項 信用リスク等に対する所要自己資本の額 <2023年度末>

(単位:百万円)

	(A)	2023年度末	
		リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク	(A)	602,566	24,102
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		598,874	23,954
ソブリン向け		1,376	55
金融機関向け		47,317	1,892
事業法人等向け		24,533	981
中小企業等・個人向け		394,363	15,774
抵当権付住宅ローン		108,303	4,332
不動産取得等事業向け		300	12
延滞債権		862	34
その他		21,816	872
証券化エクスポージャー (うち、再証券化)		947 (-)	37 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,721	108
ルック・スルー方式		2,721	108
マンデート方式		-	-
蓋然性方式(250%)		-	-
蓋然性方式(400%)		-	-
フォールバック方式(1250%)		-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットに算入されなかったものの額		-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		22	0
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-
オペレーショナル・リスク	(B)	21,541	861
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)		624,107	24,964

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとともうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

- 所要自己資本=リスク・アセット×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
- 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。
- 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
- 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「マンデート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。
- 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
- オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
(基礎的手法算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実の状況

<2024年度末>

(単位:百万円)

	2024年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	573,960	22,958
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー	570,418	22,816
ソブリン向け	1,299	51
金融機関等向け	45,644	1,825
法人等向け	24,934	997
中堅中小企業等向け及び個人向け	245,349	9,813
不動産関連向け	223,820	8,952
うち、自己居住用不動産等向け	223,820	8,952
うち、賃貸用不動産向け	-	-
うち、事業用不動産関連向け	-	-
うち、その他不動産関連向け	-	-
うち、ADC向け	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)(注5)	3,687	147
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞(注5)	3,133	125
その他	22,548	901
証券化エクスポージャー(うち、再証券化)	735 (-)	29 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,769	110
ルック・スルー方式	2,769	110
マンドート方式	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-
未決済取引	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	37	1
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (B)	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (C)	21,103	844
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	595,064	23,802

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。エクスポージャーのうち、「金融機関等向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき経過措置を適用しています。また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのことです。

6. 「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、及び債務保証見返等のオフ・バランス取引等です。

7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。

8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マンドート方式」は、「ルック・スルー方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしています。

14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャー(担保など例外を除く)です。

15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

自己資本の充実の状況

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	21,541	21,103
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	861	844
BIの額		14,068
BICの額		1,688

2023年度末は、基礎的手法を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 基礎的手法…粗利益の15% (直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。
 2024年度末は、標準的計測手法を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 標準的計測手法…BIC (事業規模要素)×ILM (内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

3. 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

(単位:百万円)

	合計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
地域別														
国内	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	735	5,593
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	735	5,593
業種別														
製造業	18,144	16,489	-	-	-	18,144	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	300	2,000	-	-	300	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	11,700	16,100	-	-	11,700	16,100	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,100	1,600	-	-	1,100	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9,100	8,700	-	-	9,100	8,700	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信・放送・テレビ	4,242	5,093	42	43	4,200	5,050	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	238,682	226,267	-	-	3,600	4,999	76	95	-	-	235,006	221,171	-	-
不動産業、物品賃貸業	1,700	4,518	-	1,418	1,700	3,100	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	126	139	126	139	-	-	-	-	-	-	-	-	99	-
サービス業	713	940	713	940	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	41,697	37,852	5,847	4,495	35,850	33,357	-	-	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	13,762	12,985	-	-	13,762	12,985	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	880,700	893,160	880,700	893,160	-	-	-	-	-	-	-	-	636	5,593
その他	30,370	111,310	28	20	-	-	-	-	1,198	1,410	29,144	109,879	-	-
合計	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	735	5,593
残存期間別														
期間の定めのないもの	93,945	168,133	46,614	40,399	-	-	-	-	1,198	1,410	46,132	126,323	-	-
1年以下	155,182	151,193	60,863	60,440	8,297	2,800	-	-	-	-	86,021	87,952	-	-
1年超3年以下	177,721	182,961	92,274	93,441	7,649	14,699	25	32	-	-	77,772	74,787	-	-
3年超5年以下	155,833	158,371	80,354	81,267	21,205	35,052	50	62	-	-	54,223	41,988	-	-
5年超7年以下	106,234	107,428	75,500	77,218	30,734	30,210	-	-	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	128,792	119,116	97,735	98,009	31,057	21,106	-	-	-	-	-	-	-	-
10年超	434,631	449,954	434,116	449,440	514	513	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,252,341	1,337,158	887,458	900,217	99,457	104,383	76	95	1,198	1,410	264,150	331,051	-	-

- (注) 1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
 2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なものは、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
 4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、2024年度末数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、2023年度末数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
 5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区別別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
 7. 「業種別」において、「ファンド」及び金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
 8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1	1	-	1	1
	2024年度	1	-	-	1	-
個別貸倒引当金	2023年度	100	106	-	100	106
	2024年度	106	7	95	10	7
合計	2023年度	102	108	-	102	108
	2024年度	108	7	95	12	7

自己資本の充実の状況

(3) 個別貸倒引当金及び貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

業種区分		個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
製造業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
農業、林業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
漁業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
建設業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2023年度	98	98	-	98	98	-
	2024年度	98	-	94	3	-	-
サービス業	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
政府関係機関	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
個人	2023年度	2	8	-	2	8	-
	2024年度	8	7	1	7	7	-
その他	2023年度	-	-	-	-	-	-
	2024年度	-	-	-	-	-	-
合計	2023年度	100	106	-	100	106	-
	2024年度	106	7	95	10	7	-

(注) 個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	-	48,430	48,430
10%	-	13,769	13,769
20%	-	252,822	252,822
35%	-	309,438	309,438
50%	-	35,867	35,867
75%	-	571,075	571,075
100%	-	18,084	18,084
150%	-	456	456
200%	-	-	-
250%	-	3,025	3,025
1250%	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	1,252,969	1,252,969

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを_usingしていません。

- リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減効果適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳
<2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
ソブリン向け	50,868	—	50,868	—	1,299	2.55%
金融機関等向け	222,566	5,625	222,566	5,625	45,644	20.00%
法人等向け	57,230	6	57,230	6	24,934	43.56%
中堅中小企業等向け及び個人向け	326,586	119,872	326,586	39,035	245,349	67.10%
不動産関連向け	528,254	—	528,254	—	223,820	42.37%
延滞エクスポージャー	5,591	—	5,591	—	6,820	121.98%
その他	12,070	—	12,070	—	5,636	46.69%
合計	1,203,169	125,505	1,203,169	44,668	553,506	44.36%

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目のことです。
 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値」は、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。
 3. 「その他」は、「株式等」、「取立未済手形」等のエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額(完全実施ベース)を記載しています。
 6. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳
<2024年度末>

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)								合計
	40%未満	40%以上75%未満	75%以上100%未満	100%以上150%未満	150%以上250%未満	250%以上400%未満	400%以上1250%未満	1250%以上	
ソブリン向け	50,868	—	—	—	—	—	—	—	50,868
金融機関等向け	228,192	—	—	—	—	—	—	—	228,192
法人等向け	16,775	35,014	5,385	61	—	—	—	—	57,237
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,482	2,356	361,783	—	—	—	—	—	365,621
不動産関連向け	243,277	284,954	21	—	—	—	—	—	528,254
延滞エクスポージャー	—	—	—	3,133	2,458	—	—	—	5,591
その他	6,440	—	—	—	4,213	1,416	—	—	12,070
合計	547,037	322,325	367,191	3,194	6,671	1,416	—	—	1,247,837

- (注) 1. 「資産の額及び与信相当額の合計額」とは、「CCF・信用リスク削減効果適用後」のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額のことです。
 2. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(7) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳
<2024年度末>

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス項目	オフ・バランス項目		
40%未満	541,412	5,625	100.00%	547,037
40%~70%	319,969	23,560	10.00%	322,325
75%	329,093	96,312	38.08%	365,773
80%	—	—	—	—
85%	1,418	—	—	1,418
90%~100%	3,187	6	100.00%	3,194
105%~130%	—	—	—	—
150%	6,671	—	—	6,671
250%	1,416	—	—	1,416
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	1,203,169	125,505	35.59%	1,247,837

- (注) 1. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合のことです。
 2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 3. 信用リスク・アセットの額の算出において、最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載しています。
 4. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

<2023年度末>

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,073	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関向け	-	-	-
法人等向け	580	-	-
中小企業等・個人向け	1,492	-	-
延滞エクスポージャー	0	-	-

<2024年度末>

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
ポートフォリオ			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,332	-	-
ソブリン向け	-	-	-
金融機関等向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,332	-	-
不動産関連向け	-	-	-
延滞エクスポージャー	-	-	-

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2023年度末	2024年度末
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	76	95
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	76	95
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	76	95
外国為替関連取引	-	-
金利関連取引	76	95
金関連取引	-	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-
担保の額 (F)	-	-
現金・自金庫預金	-	-
国債・地方債等	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)	76	95

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当はありません。

(2) 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	5,311	-	4,071	-
カードローン	425	-	110	-
住宅ローン	3,274	-	2,904	-
自動車ローン	823	-	399	-
その他	786	-	657	-

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度末		2024年度末		2023年度末		2024年度末	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%~15%未満	649	-	579	-	2	-	2	-
15%~50%未満	4,661	-	3,492	-	35	-	27	-
50%~100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%~250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%以上	-	-	-	-	-	-	-	-
カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

自己資本の充実の状況

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	6	-	6	-
その他	7,498	-	7,710	-
合計	7,504	-	7,716	-

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	14	14
売却損	-	-
償却	-	-

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	-	-

(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

計算方式	2023年度末	2024年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,256	3,973
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2023年度末	2024年度末
金利リスク量計	4,969	8,073

計測条件

- 金利ショック:VaR (分散共分散法)
- 信頼区間:片側99% (有価証券は片側99.9%)
- 保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
- 観測期間:5年

(2) IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		IRRBB1:金利リスク			
		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	20,571	10,172	449	372
2	下方パラレルシフト	0	0	0	312
3	スティープ化	11,088	7,048		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	20,571	10,172	449	372
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	54,512			52,553

(注)1. 「△EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。

2. 「△NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

3. 単位未満を四捨五入しています。

開示項目一覧

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1)事業の組織	40
(2)理事及び監事の氏名及び役職名	40
(3)会計監査人の名称	40
(4)事務所の名称及び所在地	42~43
(5)当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項	42
2. 金庫の主要な事業の内容	32~37
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)事業の概況	6~7
(2)主要な事業の状況を示す指標	52
(3)事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	52
②預金に関する指標	53
③貸出金等に関する指標	54
④有価証券に関する指標	55
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	22~24
(2)法令等遵守の体制	25~27
(3)社会的責任と貢献活動	12~20
(4)苦情等への対応	26
5. 財産の状況に関する事項	
(金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項)	
(1)貸借対照表	44, 46~49
(2)損益計算書	45
(3)剰余金処分計算書	45
(4)自己資本の充実の状況	21, 64~73
(5)有価証券	55
(6)金銭の信託	56
(7)労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 金融先物取引・デリバティブ取引等	56
(8)貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	69, 70
(9)貸出金償却の額	70
(10)会計監査人の監査	45

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目(連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	58
(2)金庫の子会社等に関する事項	58
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1)事業の概況	58
(2)主要な事業の状況を示す指標	58
3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項	
(金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項)	
(1)連結貸借対照表	59~63
(2)連結損益計算書	59
(3)連結剰余金計算書	59
(4)労働金庫法に基づく開示債権	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63
②危険債権	63
③要管理債権	63
ア. 三月以上延滞債権	63
イ. 貸出条件緩和債権	63
④正常債権	63
(5)自己資本の充実の状況	64~65, 74~81
(6)連結決算セグメント情報	63

労働金庫法及び金融機能の再生のための 緊急措置に関する法律による開示項目

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	51
2. 危険債権	51
3. 要管理債権	51
(1)三月以上延滞債権	51
(2)貸出条件緩和債権	51
4. 正常債権	51

労働金庫の自主開示項目

1. 概況等	
(1)事業方針	2, 8~11
(2)役員の所属団体等	40
(3)代表理事・常勤役員・参事の兼職の状況	40
(4)役員報酬の状況	40
(5)職員の状況	40
(6)自動機設置状況	42~43
(7)大口出資会員	57
(8)会員数内訳	57
(9)出資配当等	57
2. 経理・事業内容	
(1)純資産の内訳	52
(2)業務純益	52
(3)利益率	52
(4)常勤役員1人当たり預金残高	57
(5)1店舗当たり預金残高	57
(6)常勤役員1人当たり貸出金残高	57
(7)1店舗当たり貸出金残高	57
3. 資金調達	
(1)預金科目別残高	53
(2)預金者別内訳	53
(3)財形貯蓄残高	53
4. その他の業務	
(1)公共債窓販実績	56
(2)投資信託窓販実績	56
(3)内国為替取扱実績	56
(4)手数料	38~39
5. その他	
(1)沿革・歩み	41
(2)商品・サービスのご案内	32~37
(3)トピックス	4~5
(4)当金庫の考え方	2
(5)全国労金の概要	3

本誌は「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)」ならびに「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」の規定に基づいて作成した資料です。
本誌に記載した金額・比率の表示に関して、特にことわりのない限り、下記の通りとしています。

●金額・比率の表示方法のご案内

各表の金額・比率は原則として次のとおりとしています。

1. 金額単位

- (1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示債権については、金額単位未満を四捨五入しています)。
- (2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3)期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。



北海道労働金庫

TEL 011-271-2101(代)

発行/2025年7月
編集/北海道労働金庫 経営企画部